

DBJ

2002

日本政策投資銀行ディスクロージャー誌

DEVELOPMENT BANK OF JAPAN

目 次

ご挨拶	1
日本政策投資銀行のプロフィール	2
適正な業務運営の仕組み	4
Q&A	10
最近のトピックス	18
持続可能な発展（サステナブル・ディベロップメント）実現に 向けた取り組み	24
活動状況	27
日本政策投資銀行の業務分野と	
平成14年度投融資計画	28
自立型地域創造	32
豊かな生活創造	36
経済活力創造	41
社会資本整備促進	45
出資・保証	46
プロジェクト支援活動	47
情報提供活動	49
対内投資促進および地域国際化支援活動	53
国際協力活動	54
財務状況	57
企業会計基準準拠決算	59
特殊法人等会計処理基準準拠決算	91
資料編	105
日本政策投資銀行法	106
日本政策投資銀行中期政策方針（第2期）	110
中期政策方針（平成11～13年度）記載事項に係る	
業務の実施状況の検討結果	112
平成13年度政策金融評価報告書の概要	115
日本政策投資銀行投融資指針（主要部分）	118
役員	121
組織図	122
沿革	123
資本金の推移	124
本支店・事務所等 所在地	125
本支店・事務所等 照会先	126

本誌の計数について

計数は各項目毎に単位未満を切り捨てにしているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。

また単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「－」で示しています。



ご挨拶

日本政策投資銀行は、平成11年10月、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を承継し、新しい時代にふさわしい総合政策金融機関として発足いたしました。

当行は、(1)経済活力の向上、(2)豊かな国民生活の実現、(3)地域経済の自立的発展を業務の3本柱としており、事業再生や新規事業育成、環境対策や交通・情報通信ネットワークの整備、地域街づくりや産業活性化などに取り組んでいます。また、政府の経済対策に沿って、DIPファイナンスや企業再建ファンドといった事業再生への取り組みなど、緊急に対応すべき政策要請にも応えています。

当行の業務は、政策性が高いにもかかわらず採算性やリスク等の観点から民間金融機関だけでは十分な対応ができない事業に対し、長期・固定資金の融資や出資などを民間と協調して行うことに加え、PFI・プロジェクトファイナンスといった新しい事業手法・金融手法を活用した融資にも取り組んでいるところです。また、旧機関の時代から長年培ってきたプロジェクト形成ノウハウによる知的支援、産業空洞化や環境問題への関与等経済社会の変化や政策要請を先取りした情報の生産・発信などにも積極的に取り組んでおり、「ナレッジバンク機能」を併せ持つ政策金融機関としての役割も果たしてまいります。

一方で、民業補完、償還確実性の原則を堅持しつつ、業務の透明性やアカウンタビリティの向上に努めるなど適切な業務運営に取り組み、皆様の信頼を得られますよう努めてまいります。

今後も引き続き、時代の要請に対する確かつ効率的に対応し、新しい時代の日本経済に大いに貢献できる機関でありたいと考えております。

この冊子は、当行の業務内容や最近の業績などをわかりやすくご紹介したディスクロージャー資料です。この他インターネットホームページ等も活用しつつ、当行に対するご理解を一層深めていただけるよう不断の努力を続けてまいります。

日本政策投資銀行に対しまして、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

総 裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、平成11年10月1日に日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継して設立されました。

また、当行は地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継いでいます。

目的

一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、

- (1) 経済社会の活力の向上および持続的発展
- (2) 豊かな国民生活の実現
- (3) 地域経済の自立的発展

に資するため、長期資金の供給等を行い、もってわが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。

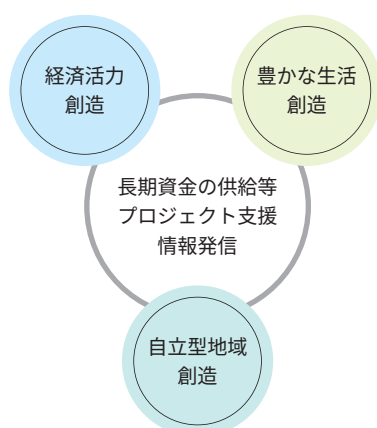
資本金 (平成14年3月末現在)

11,222億円(全額政府出資)

職員数 (平成14年度)

1,377名

重点分野と業務内容



業務内容

当行は、以下のような機能を複合的に発揮することにより、総合政策金融機関としてわが国の経済社会政策上、望ましいプロジェクトを支援しています。

(1) 長期資金の供給等(出融資、債務保証等)

長期・固定の良質な資金供給等により、民間金融機関と協調して政策性の高いプロジェクトの支援を行っています。

(2) プロジェクト支援

政策性が高いプロジェクトの円滑な形成を促進するためにさまざまなノウハウや出融資機能などを活用しつつ、構想・計画段階から事業化段階まできめ細かく支援しています。

(3) 情報発信

国内・海外のネットワークを活用し、内外の重要な経済、社会、産業および地域の動向などに関する調査・研究活動を行うとともに幅広い情報提供を行っています。

業務運営上の特色

(1) 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行は、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針(「中期政策方針」)に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。さらに、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討・公表しています。

(2) 民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止を規定し、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとしています。

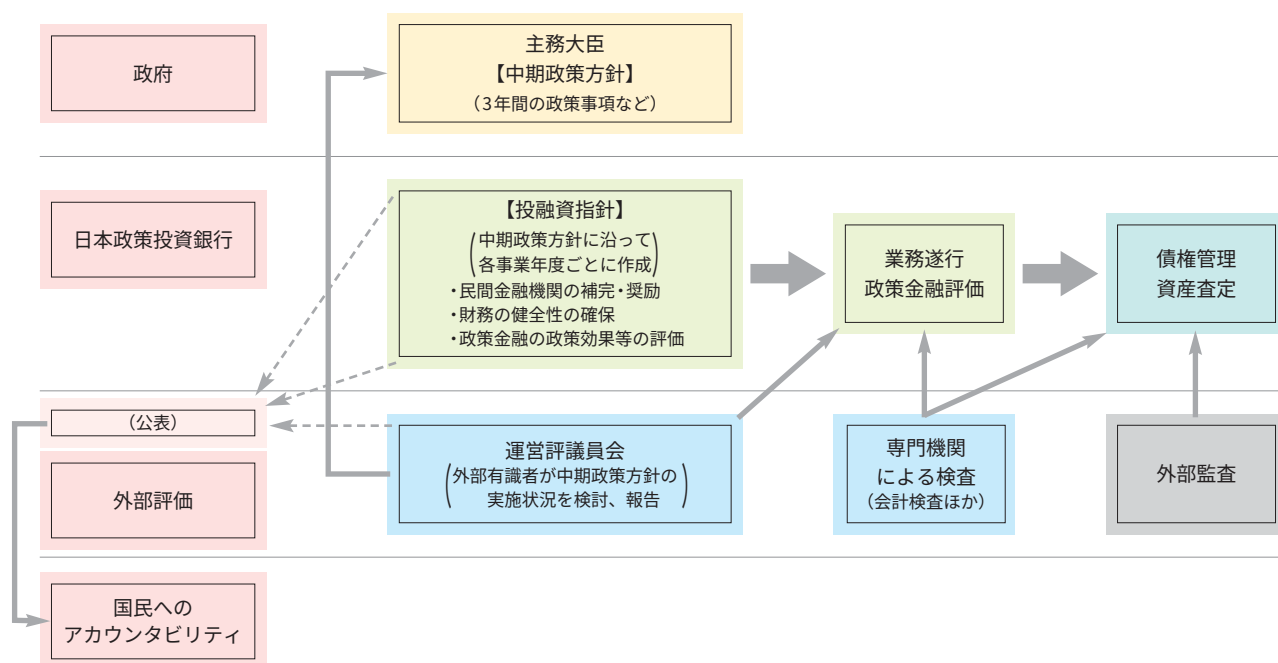
(3) 財務の健全性の確保

当行は、償還確実性および収支相償の原則を踏まえ、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営に努めています。

(4) 政策効果等の評価

当行は、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めています。

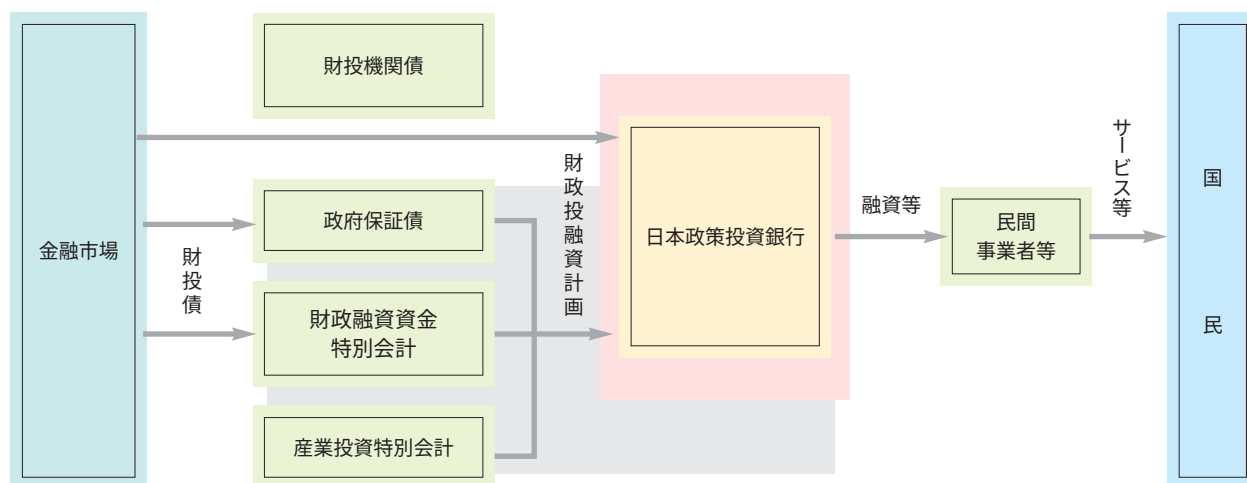
業務運営のしくみ



投融資計画

当行の出融資予算や対象分野は、毎年の政策要請に応じて、財政投融資計画とともに国会で審議・議決されます。また各年度毎の決算についても国会に提出されます。平成14年度の投融資計画は1兆2000億円となっています。

資金調達のしくみ



(参考) 日本政策投資銀行の格付取得状況 (平成14年6月現在)

財投機関債の格付取得状況

Moody's	S&P	R&I	JCR
A2	AA-	AAA	AAA

(注1) 財投機関債に政府保証は付されておりません。
 (注2) Moody's : ムーディーズ・インベスターズ・サービス
 S & P : スタンダード・アンド・プアーズ
 R & I : 格付投資情報センター
 JCR : 日本格付研究所

政府保証債の格付取得状況

	Moody's	S&P
外貨建国外債券	Aa1	AA－
円建て国外債券		
国内債券	A2	－

日本政策投資銀行は、多層的な確認プロセスにより政府機関として求められる業務の透明性やアカウンタビリティの確保に努めています。また、金融機関として持つ様々なリスクの管理にも取り組み、適正な業務運営が図られるよう努めています。

1. 中期政策方針に基づく 投融資指針の作成・公表

当行では、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針(「中期政策方針」)に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。「中期政策方針」については、P110をご参照ください。「投融資指針」については、P118をご参照ください。

2. 運営評議員会

当行では、日本政策投資銀行法第24条に基づき、「運営評議員会」を設置し、外部有識者である評議員の皆さんに、当行「中期政策方針」に記載された事項にかかる業務の実施状況をご検討いただき、透明性向上の観点から、その検討結果を公表していきます。

1. 運営評議員会の概要

- (1) 定員: 8人以内
- (2) 任命: 学識経験者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命
- (3) 任期: 4年
- (4) 会長: 総裁の指名により定め、会長は、会務を総理

2. 評議員名簿 (五十音順、敬称略。◎は運営評議員会会長)(平成14年6月末現在)

茅 陽一	(財)地球環境産業技術研究機構副理事長
岸 暁	(株)東京三菱銀行相談役
清水 仁	東京急行電鉄(株)代表取締役会長 (社)日本民営鉄道協会会長
新宮 康男	住友金属工業(株)相談役名誉会長 前(社)関西経済連合会会長
杉田 亮毅	(株)日本経済新聞社代表取締役副社長
◎ 豊田 章一郎	トヨタ自動車(株)取締役名誉会長 (社)日本経済団体連合会名誉会長
新村 保子	(株)住友生命総合研究所常務取締役
森地 茂	東京大学大学院工学系研究科 社会基盤工学専攻教授

3. 開催実績

- (1) 第1期中期政策方針期間(平成11年10月1日～平成14年3月31日)
 - <審議経過の概要>
 - 平成11年12月～平成13年12月まで10回開催
 - 各回の審議内容
 - ・第1回(平成11年12月)
同行の概要、以降の運営評議員会の進め方、政策金融評価の考え方
 - ・第2回～第8回(平成12年2月～平成13年7月)
同行が対象としている政策分野に関する投融資の概要および具体的な適用事例
投融資計画、予算要求、決算、リスク管理債権など同行経営全般にかかる総括的事項



- ・ 第9回(平成13年9月)
同行の政策金融評価の実施状況
現在のわが国の経済社会政策の方向性と同行が取り組むべき業務に関する整理
業務運営に係る重要事項の実施状況
- ・ 第10回(平成13年12月)
報告書案審議

(2) 第2期中期政策方針期間(平成14年4月1日～平成17年3月31日)

- ・ 第11 回(平成14年4月15日)
 - ① 第2期中期政策方針について
 - ② 今後の運営評議員会の進め方について
 - ③ 国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について

4. 日本政策投資銀行運営評議員会報告書について(平成13年12月)

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第24条の規定に基づき、運営評議員会から現行の中期政策方針の実施状況に関する検討結果の報告を受け、これを主務大臣に報告いたしました。P112をご参照下さい。

3. 法令遵守の体制

当行では、日本政策投資銀行法に基づき監事が業務全般を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行われるとともに、毎年度の決算は国会に提出されています。また、当行では、政策金融機関としての社会的使命と責任を踏まえ、法令等の遵守体制の構築を業務運営上の重要課題と捉え、法令等の遵守が確保されるために必要な措置の実施等について以下の様な組織的な取り組みを行っています。

① コンプライアンス体制の整備

コンプライアンスに関する事項を審議する行内の横断的組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の把握や行内体制の改善等について審議を行うこととしています。

また、全部店に設置されたコンプライアンス・オフィサーが、各部店において遵守状況の確認を行うとともに、コンプライアンス関連事項の報告・連絡窓口として機能しています。

② コンプライアンス関連事項の行内周知

コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルを作成し、全役職員に配布しています。また、行内においてコンプライアンスに関する基本的事項の周知・徹底を図るため、全役職員を対象に研修・説明会を実施しています。

③ コンプライアンスプログラムの策定

コンプライアンス実践のための具体的な行動計画として、年度ごとにコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス委員会において審議・決定しています。

④ 検査部による検査の実施

他のセクションから独立した検査部が、各部店に対して年1回程度実地検査を行い、法令および行内規定を遵守した適切な事務処理の実施状況を確認しています。

4. 情報セキュリティの体制

当行では、ネットワーク化の進展等による金融機関としてのシステムリスク管理の重要性の高まり、および政府の「情報セキュリティ対策推進会議」における「サイバーテロ対策特別行動計画」の決定等を受け、システムリスク管理のための行内体制の整備について、以下の様な取り組みを行っています。

①情報セキュリティポリシーの策定

当行の情報システムの安全対策に関する統一方針として、情報セキュリティポリシーを制定しています。

②情報セキュリティ委員会の設置

システムリスク管理に関する審議機関として情報セキュリティ委員会を設置し、システムリスク管理体制の基本方針、行内ルールの整備方針等について審議を行っています。

③情報セキュリティ管理部門の設置

情報セキュリティの維持管理を一元的に行うために、情報セキュリティ管理部門を設置し、ルールを遵守したシステム利用が行われていることの日常的な確認を行っています。

④情報資産管理者の設置

各部店における安全対策実施の責任者として、各部店に情報資産管理者を設置しています。

⑤情報セキュリティ監査の実施

他のセクションから独立した検査部が、年1回、ルールに基づいたシステム利用が行われているかどうかの検証を行います。

5. 政策金融評価

当行は、行政活動の一端を担う政策金融機関として、その活動の成果を政府・国民に対して説明する責任(アカウンタビリティ)を有しています。行政評価・政策評価は、欧米の先進事例を参考に、政府・自治体においても取り組みが進められています。当行も、アカウンタビリティの確保とよりよい業務運営のために、政策金融評価制度を導入しています。

1. 政策金融評価の仕組み

当行は、主務大臣の作成する中期政策方針に従って業務を行い、運営評議員会でその実施状況の外部評価を受けることが法律上定められています。政策金融評価は、この枠組みの中で、個々の投融資案件(個別案件)や投融資制度(プログラム)の評価を行っています(次頁「日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメント・サイクル」参照)。

具体的には、①個別案件評価(投融資案件ごとに対象事業の政策性と投融資の役割を評価)、②プログラム評価(投融資制度の有効性の評価)、③プロジェクト評価(重要案件の詳細評価)、④総括評価の4段階にわたって評価を実施し、総括評価結果を運営評議員会に報告するとともに広く開示いたします(図表「評価の類型」参照)。

2. 政策金融評価専門セクションの設置

総務部政策金融評価室が、政策金融評価の仕組み作りとその適正な運用に当たります。

3. 有識者の意見聴取

学識経験者による委員会を設置し、よりよい評価制度の導入のための意見を聴取しています。

平成13年度には、政府系金融機関として初めて平成13年度政策金融評価報告書を取りまとめ、運営評議員会のチェックを経て公表を行いました。今回の報告は、①平成12年度の全ての投融資案件を対象とした投融資実行段階における政策性、投融資の役割(事前評価)、②現在ある全ての投融資プログラムを対象としたプログラムの有効性、公的関与の必要性などを試行的に検証した結果を取りまとめたものです。報告書の概要については、P115をご参照下さい。

当行としては、今後も引き続き運営評議員会や各界各層からのご意見をもとに対象事業稼働後の評価(事後評価)の着実な実施など実証的、かつ透明性の高い政策金融評価手法の確立に努めていきます。

The diagram illustrates the Policy Investment Cycle, structured around the Plan-Do-See framework:

- Plan (Blue Circle):**
 - 主務大臣 (Minister in Charge):** Issues the **中期政策方針 (3年毎) (Medium-term Policy Direction (3-yearly))**.
 - 国民 (Citizens):** Receive the **公表 (Disclosure)** of the policy direction.
- Do (Pink Circle):**
 - 日本政策投資銀行 (Japan Policy Investment Bank):** Implements the **投融資の実施 (Implementation of Investment and Financing)**.
 - 投融資指針 (1年毎) (Investment and Financing Guidelines (1-yearly))** are established.
- See (Light Blue Circle):**
 - 外部評価 (External Evaluation):** Conducted by the **運営評議員会 (Board of Directors)**.
 - 内部評価 (Internal Evaluation):** Conducted by the bank.
 - 評価結果を投融資指針に反映 (Reflect evaluation results in investment and financing guidelines):** The results of both evaluations are used to update the guidelines.

Textual Explanations:

- (評価の視点) 対象事業の政策性:** 投融資対象事業が、実際に政策目的を実現するものであるか否か、国民や地域住民にとってどのような有効性を持ち、どの程度の成果をあげるものであるか。
- 投融資の役割:** 日本政策投資銀行の投融資が、民間金融の補完・奨励原則に基づきつつ、対象事業の実施に際してどのような役割を果たしているか。

ディスクロージャー誌 2002 7

6. ディスクロージャー

当行では、業務内容、財務状況等について、積極的に開示しています。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期 (予定)
1 貸借対照表 2 損益計算書 3 財産目録 4 附属明細書	官報にて公告、各事務所に常備	6、11月
5 業務報告書 (業務内容、業務実績および計画、 組織概要、財務状況等を掲載)	国会提出、各事務所に常備、全国の図 書館、地方公共団体、経済団体並びに 希望者に配付	7月
6 決算報告書	各事務所に常備	8月
7 行政コスト計算書	各事務所に常備	6月
8 ディスクロージャー誌 9 ANNUAL REPORT	各事務所に常備、一般に配付 各事務所に常備、外国政府、外資系企 業など一般に配付	7月 8月
10 日本政策投資銀行のご案内	各事務所に常備、一般に配付	8月
11 インターネットホームページ (業務内容・実績、財務状況、 調査レポート要旨などを掲載)	インターネットにアクセスすることで 閲覧可能	随時

(注) 11年度上期以前については、日本開発銀行および北海道東北開発公庫の資料となります。

7. ALM・リスク管理体制

当行では、効率的な資源配分、適切なリスク管理を行うため、総合企画部を中心にALM・リスク管理体制を構築しています。また、信用リスク計量化のためのモデル構築を行い、リスク管理に活用しています。

1. 信用リスク

当行は、日本政策投資銀行法上、償還が確実と認められる場合に限り投融資を行うことができるものとされています。このため、投融資にあたっては政策意義や効果に加えて、事業主体のプロジェクト遂行能力やプロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しています。

信用リスクの的確な把握と管理のために平成11年度より内部格付制度を導入し、格付に応じて貸付金を管理する体制を整え、同時に資産自己査定を実施しています。

当行は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分および資産分類を実施しています。

格付および資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部および信用リスク管理部がこれを決定し、検査部および外部監査を活用してその適切性を検証しています。

資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権および金融再生法開示債権も含めて、資産の分類および集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権および金融再生法開示債権を開示しています(P86～88)。

2. 市場リスク

(1) 金利リスク

当行は、融資（バンキング）業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、現在価値分析、金利感応度分析などに基づいた資産・負債の総合管理を実施しています。この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、当行はトレーディング（特定取引）業務を行っていないので、同業務に付随する金利リスクはありません。

(2) 流動性リスク

当行は、綿密な資金収支予定管理に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債などの長期・安定的な資金の確保により、流動性リスクに対する強固な基盤を有しています。一方、不測の短期資金繰り調整の必要等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案した短期運用を中心としているほか、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定なども行っています。また、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）に対しても、日中の流動性を確保するとともに決済状況などについて適切な管理を実施しています。

(3) 為替リスク

為替リスクは、外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することにより、リスクヘッジを行っています。なお、スワップに伴うカウンターパーティーリスク（スワップ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク）については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

Q1 日本政策投資銀行が行う「政策金融」の役割は何ですか。

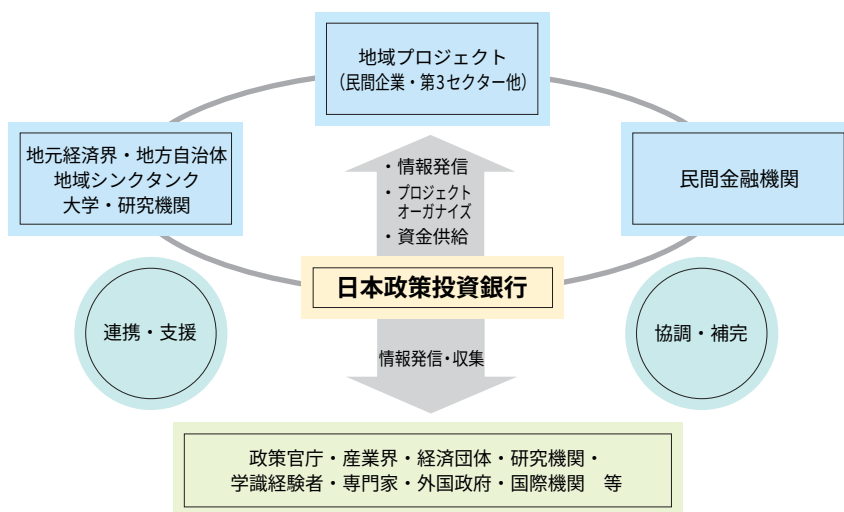
わが国経済は、民間を中心とする競争的な市場メカニズムを基本に、今日の実現を築き上げてきました。

しかし、国民経済的に必要な公共プロジェクトであっても、リスクが高い、投資回収に長期を要するなどの理由から、市場メカニズムのみに委ねては円滑な資金供給がなされない分野が少なくありません。

こうした分野に、政策的な観点から資金供給を行うことによって、民間部門の経済活動を国民経済的に見て望ましい方向に誘導し、経済・社会課題の解決を目指すことが政策金融の果たす役割です。

政策金融は、政府信用に基づく安定的な有償資金を原資としてはじめて可能となります。また、有償資金であればこそ資金を効率的に活用しようというインセンティブが働き、創意工夫が尊重されるという特徴を併せ持っています。

プロジェクト支援のフローチャート



Q2 日本政策投資銀行は、これまでどういった分野に「政策金融」を行ってきたのですか。 また、現在どういった分野に重点的に対応しているのですか。

日本政策投資銀行は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を承継して発足した銀行です。

これまで日本開発銀行は、①国民生活の基盤となる社会資本の着実な整備、②地域環境問題への取り組みを含む環境・エネルギー対策、③新規事業の支援などの経済構造改革や地域活性化という視点から、これらの分野に重点をおいた政策金融を行ってきました。

一方、北海道東北開発公庫は、北海道・東北地域において、①地域の国際化・情報化、②研究開発基盤や都市基盤などの社会資本の整備、③新規事業の創出などの経済社会の変化に対応した自立的な地域づくりという視点から、これらの分野に重点をおいた政策金融を行ってきました。

日本政策投資銀行は、両機関のノウハウを駆使することで、わが国の社会・経済的要請を先見性をもった的確に把握し、その時代の政策課題に応じて業務分野を機動的に変化させ、時代の要請に的確に対応してまいります。

現在の業務の重点分野については、P27以降の「活動状況」をご参照ください。

時期	政策課題	重点分野
昭和20年代	経済復興・経済自立	・電力、石炭、海運、鉄鋼など基幹産業の復興、近代化
30年代	先進国へのキャッチアップ 地域格差の是正	・機械、電子工業、合成繊維などの幼稚産業育成 ・石油化学、自動車、海運などの産業体制の整備 ・地方開発
40年代	社会開発の推進 福祉社会の建設、国民生活の改善 経済社会の発展基盤整備	・都市開発、地方開発、私鉄、流通近代化 ・公害防止、住宅産業、食品安全対策 ・国産電算機育成等技術開発 ・エネルギー確保
50年代	経済的安全確保・エネルギー安全確保 経済の安定的発展基盤整備 国民生活の質的向上	・エネルギー安定供給、石油代替エネルギー利用 ・省資源・省エネルギー ・技術振興、情報処理・通信振興 ・都市開発、地方開発、国民生活改善
60年代～ 平成年代	経済構造調整の推進 国際経済摩擦緩和 内需拡大、社会資本整備推進 技術開発推進、高度情報化社会の建設 国民生活の安定と向上 地域間の均衡ある開発発展	・事業転換等産業構造調整 ・輸入体制整備など内外競争条件の整備 ・民間活力による社会資本整備・基幹鉄道の整備 ・バイオ、宇宙産業等先端技術開発・新電電、VAN ・重度障害者雇用促進など福祉関連 ・地域活性化、多極分散型国土形成 ・地域の技術高度化、情報化、国際化
日本政策投資銀行 設立～	国民生活の基盤充実 地球環境問題への対応 活力ある経済社会の構築・経済構造改革 地域経済の自立的発展	・都市、交通、物流、情報・通信の基盤整備、生活福祉関連施設 ・環境対策、エネルギーセキュリティ対策 ・対日アクセス促進等国際化 ・事業革新、規制緩和など産業構造改革 ・新技術開発、新規事業育成 ・地域活性化

Q3 欧米でも「政策金融」が行われているのですか。

各国政府が市場メカニズムによる資源配分にどの程度、どのような手段で関与するかについては、それぞれ歴史的に形成された財政・金融制度など固有の事情に基づくことから、単純な比較は難しいのですが、欧州には、EU全体の政策金融機関として欧州投資銀行(EIB)が存在します。また、各国レベルでは、ドイツの代表的政策金融機関として復興金融公庫(KfW)が挙げられます。

資本市場が最も発達している米国では、わが国と同様の政策金融は比較的少ないものの、連邦レベルで保証・融資による公的支援制度が存在するほか、各州レベルでは産業収入債などを活用したプロジェクト支援が幅広く行われています。

(参考) 欧米各国の公的金融について

～欧州ではEIBやKfW、米国では連邦信用プログラムが類似した役割を果たしています～

代表的な総合政策金融機関の貸出等の対GDP比率

	DBJ [日本]	EIB [欧州]	KfW [ドイツ]	米国 (右記+政府支援企業)	連邦信用 プログラム
貸出等 実績	兆円 1.2	億eur 360 (うちEU306)	億eur 362	億ドル 3,163	億ドル 707
GDP	513.0	EU 85,259	20,255	97,466	
GDP比率	0.2%	0.4%	1.8%	3.2%	0.7%

(参考資料) 各機関ディスクロージャー、内閣府「国民経済計算」、Eurostat「GROSS DOMESTIC PRODUCT 2000」、米国商務省「Survey of Current Business」、米国Office of Management and Budget「Analytical Perspectives」
(注) 数字はDBJが2000年度、EIBとKfWが2000暦年、米国は2000会計年度(99/10～2000/9)

欧州の政策金融機関

- ・欧州にはEIBやKfWなど、当行と類似した総合政策金融機関が存在します。
- ・規模も対GDP比率0.4%～1.8%程度です。

米国の連邦信用プログラム

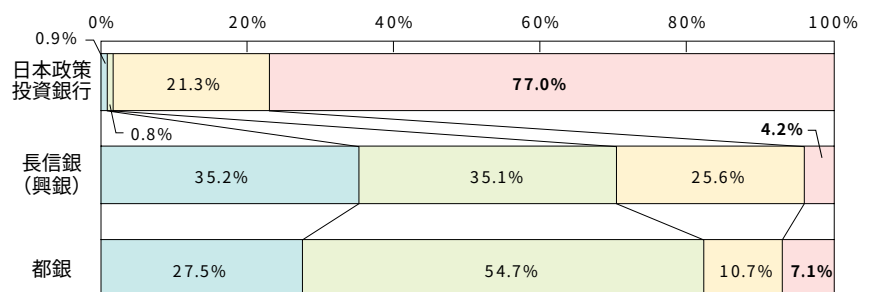
- ・米国では、連邦信用プログラムに基づき政策的な融資や保証を行っています（対GDP比率0.7%）。
- ・更にファニーメイ(連邦抵当金庫)等の政府支援企業による民間債権買い取りなどの間接支援が比較的大きな規模を占めています。

Q4 日本政策投資銀行と民間金融機関の最も大きな違いはどこにあるのですか。

民間金融機関にも、国の信用秩序との関わりから公共的な役割がありますが、株式会社であればその目的は一義的には営利追求にあると言えます。これに対して、政府100%出資法人である日本政策投資銀行は、営利目的ではなく、政策的に重要なプロジェクトを支援することにより、わが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。

また、民間金融機関が企業の資金繰り全体を対象に、長短の融資を行うのに対して、当行は国民経済的に重要なプロジェクトを対象に、民間金融のみでは供給困難な長期資金の融資を行っています。

(平成13年3月末)



(資料) 当行貸付金データおよび民間金融機関ディスクロージャー誌

- 1年以下 (変動・固定の区別なし)
- 1年超変動金利 (期限未定を含む)
- 1年超7年以下固定金利
- 7年超固定金利 (期限未定を含む)

〈日本政策投資銀行の出融資〉

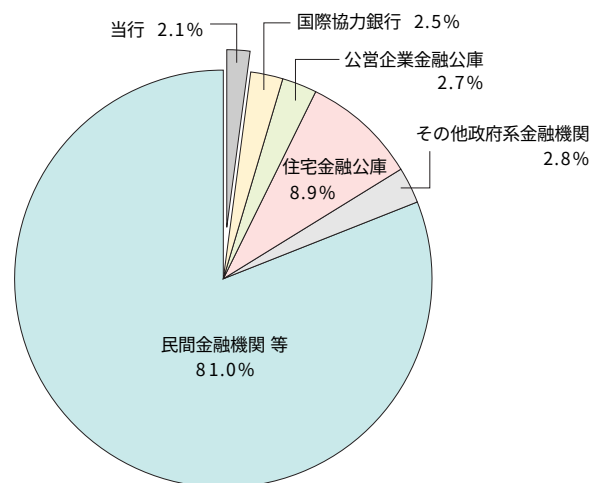
対象事業の特徴

- ・市街地再開発などの地域支援
- ・鉄道、空港、光ファイバーなどの社会的インフラ整備、安全対策、高齢者対策、環境・エネルギー対策など

貸付の条件：長期・固定金利

- ・当行：8割近くが7年超の固定金利融資（平均貸付期間は15年）
- ・民間金融機関：7年超の固定金利融資は数%（リスクの大きい長期資金供給力は民間においても低下傾向）
→長期・固定融資により、低収益であっても国民経済的に必要な事業に長期・安定的な資金供給が可能です。

（参考）国内における主な公的金融機関の融資割合



（資料）日本銀行「金融経済統計月報」（2000年度末）

Q5 業務規模はどのように変化していますか。

規模適正化に向けた不断の見直しを実施しています。具体的には次のとおりです。

①経済対策(平成3年～5年)後の合理化実施

特殊法人の整理合理化(平成6年度)、与党による簡素・合理化要請(平成7年度)などにより、規模を大幅縮減。

- ・長期資金調達力の特に高い企業に対する融資比率引き下げ(5割→3割)
- ・融資対象分野の見直し

→平成8年度には規模はほぼ経済対策前の水準へ

②金融危機への対応とその後の合理化(平成9年～)

- ・「貸し渋り対策」融資(平成9年度～12年度)

→これを除けば減少基調を維持

- ・旧2機関(日本開発銀行、北海道東北開発公庫)を廃止、日本政策投資銀行を設立(平成11年10月)

→閣議決定を受け法律上も融資対象を明示

〔 対象施策は「中期政策方針」として明示、
外部有識者からなる「運営評議員会」がチェック 〕

- ・航空機融資制度を廃止

③「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)への対応

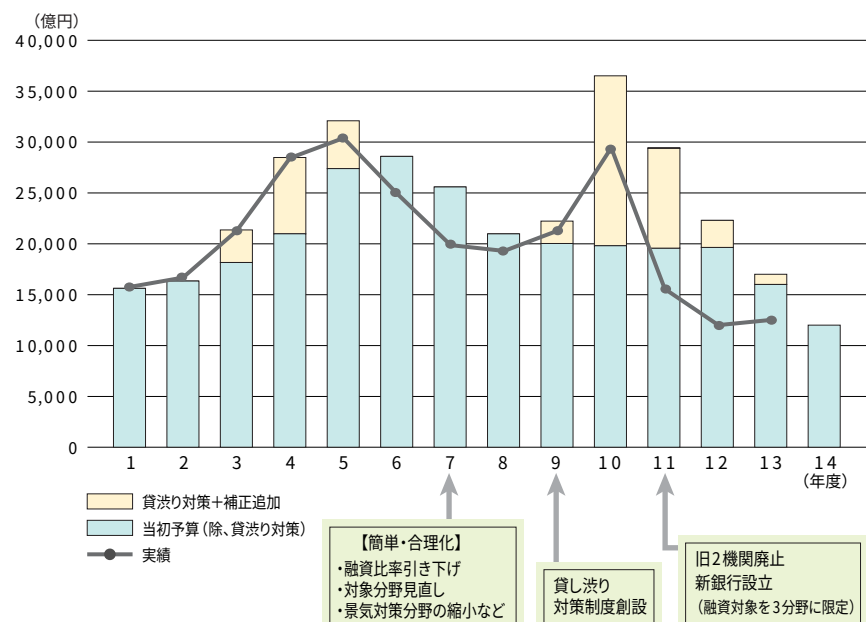
同計画を踏まえ、真に政策的に必要な分野に対して資金供給を図るべく、平成14年度投融资計画策定に際して対象事業等の大幅な見直しを実施。

- ・対象事業の縮減、融資条件の見直し等
- ・5年以下の融資の原則廃止
- ・リスクの高い分野への取り組み強化 他



以上から、平成14年度はピーク時の3分の1まで規模は縮小しています。
(前年比△25.0%。財投借入等は財投機関債発行予算額倍増などにより△37.0%。)

予算措置と投融资実績の推移(旧2機関合算ベース)

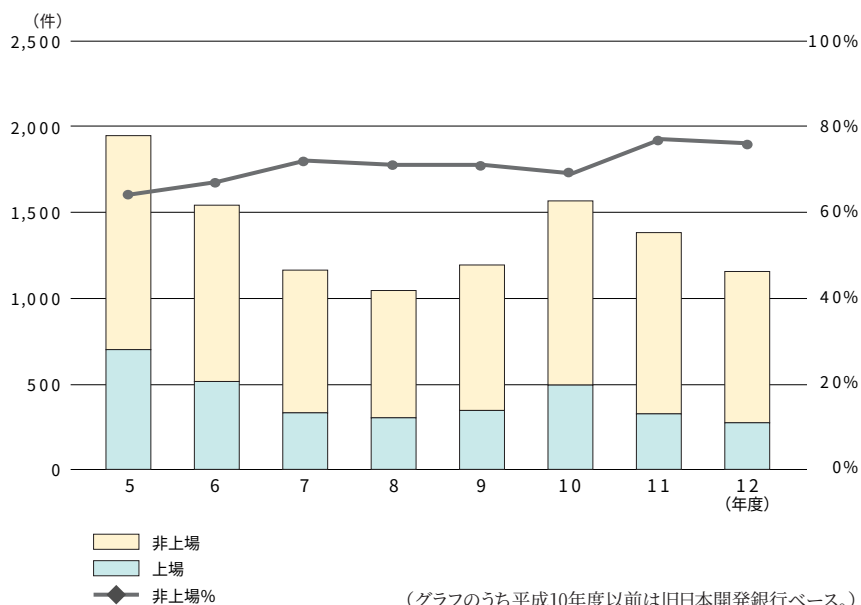


Q6 どのくらいの規模の企業に融資しているのですか。

プロジェクト融資なので環境対策や安全対策などでは上場企業にも融資しますが、融資案件の大部分は中堅クラスの非上場企業です。

近年の実績で見れば融資対象の約8割はこうした非上場企業となっています。

上場・非上場別融資件数内訳



（グラフのうち平成10年度以前は旧日本開発銀行ベース。）

Q7 日本政策投資銀行の政策融資は、民間金融機関に対する利子補給で代替できるのではないですか。

現行の政策融資を民間金融で代替しようとするれば、まず利子補給金について新たな財源措置を講じる必要が生じることに加えて、民間金融では最長30年までの長期資金の安定的な提供には限界があります。また、政策金融においては、長年培ったノウハウに基づき、中立・公平な立場から諸政策に適合するプロジェクトを効率的に選別するとともに、事後的にも資金使途等について適切にモニタリングする必要があります。こうした事務手続きも含めて国民経済的観点から便益・費用を比較すれば、政策金融の実施は専門の政府機関に委ねる方が望ましいと考えられます。

Q8 日本政策投資銀行の融資は地域別にはどれくらいの割合で行われているのですか。

日本政策投資銀行においては、「自立型地域創造」を業務の重点項目の一つとして位置づけ、「地域社会基盤整備」、「地域活力創造」および「地域連携・地域自立支援」の3つの融資制度を中心に、様々な融資メニューによって全国各地域のプロジェクトに対する支援を行っています。

地域別融資実績（平成13年度）

（単位：億円、下段は全国シェア）

北海道	東北	関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
454	1,284	5,271	212	780	2,488	926	234	754	12,407
4%	10%	42%	2%	6%	20%	7%	2%	6%	100%

（注）融資対象事業の立地点による分類（外貨貸付等を除く）

（単位：億円）

	日本政策投資銀行 平成14年3月末残高（構成比）	
地方圏	80,622	(48.4%)
大都市圏	86,030	(51.6%)
合計	166,652	(100.0%)

（注）大都市圏とは東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏

この結果、外貨貸付などを除く融資残高：16兆6,652億円のうち、地方圏向けのものは8兆622億円と、当期融資の約5割が地方圏向けとなっています（平成14年3月末現在）。

Q9 日本政策投資銀行の融資の利用を検討しています。窓口はどこにあるのですか。

日本政策投資銀行では、全国主要都市に窓口を設けて、ご計画のプロジェクトに対し、どのような資金調達が望ましいか、またどのような制度・条件（金利、期間など）でご融資できるか等について随時ご相談を承っています。

P126～127をご参照いただき、お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。

ご相談にあたっては、簡単な会社概要、プロジェクト概要などの資料をご用意ください。

Q10 日本政策投資銀行の行う融資審査のポイントを教えてください。

融資のお申し込みに対しましては、貴社の概要や計画中のプロジェクトの内容についてお伺いし、事業主体のプロジェクト遂行能力やプロジェクトの採算、政策意義・効果なども審査の上、ご融資の条件などを検討させていただきます。

審査の分析・評価項目

プロジェクトの分析・評価

・プロジェクトの政策意義・効果
・経済合理性
（投資規模の妥当性、投資採算等）

事業主体の分析・評価

・事業主体のプロジェクト遂行能力
（事業主体の財務基盤、経営能力等）

（将来予想）

プロジェクト実現性

Q11 日本政策投資銀行の融資条件を教えてください。

当行の融資条件は次の通りです。

① 融資額の範囲

融資金額についての上限はありませんが、通常はプロジェクトに必要な金額の一定割合となっています。

② 融資期間

融資期間はプロジェクトの政策趣旨に応じて目安を定めていますが、プロジェクトの収益性、設備の耐用年数なども参考にしながら、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。

③ 金利

当行の融資は、長期の資金を固定金利で融資する点が特色です。具体的な金利水準はプロジェクトの内容などに応じて定められますが、時々の金融環境に応じて変化します。

また、社会資本の整備促進および地域の活性化に寄与する公共性の高いプロジェクトに対して無利子または低利で融資を行っています。

なお、平成13年度より、市場との調和に配慮した金利体系を導入しています。

④ 担保・保証

担保・保証などについては、ご相談の上、決めさせていただきます。

※登録免許税の非課税措置

資本金5億円未満の株式会社などに係る当行の債権については、当行の抵当権設定登記などの登録免許税を非課税とすることができます。

Q12 新聞で紹介されていた日本政策投資銀行のレポートが欲しい。 また、日本政策投資銀行が主催している講演会に参加したい。

日本政策投資銀行では、融資や出資といった資金供給機能に加え、国民の皆さまへの情報提供を業務の大きな柱としています。レポートについては、ホームページ上で要旨や全文を公表しておりますので、そちらをご覧ください(ホームページアドレスはP52参照)。レポートの冊子をご希望の方や、講演会参加希望の方はP126～127をご参照いただき、お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。

事業再生への取り組み

平成13年4月の政府の緊急経済対策において、金融再生と産業再生がわが国経済の最重要課題とされたことを受け、当行は、経済社会的に有用な事業の再生を図る取り組みを、事業再生出融資制度の活用を通じて、積極的に支援することと致しました。

ここでは事業再生出融資制度の一部である、①DIPファイナンス(平成13年度予算により創設)、②企業再建ファンド(平成13年度補正予算により創設)の2つに関する取り組みをご紹介します。

DIPファイナンスへの取り組み

米国においてDIPファイナンスとは、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession(占有継続債務者))に対する与信のことを指します。DIPは厳密には非管財人型の倒産企業を指しますが、日本の再建型司法プロセスに照らせば、民事再生法、会社更生法などの手続き申立後、計画認可決定前の与信を広くDIPファイナンスと称する場合があります。

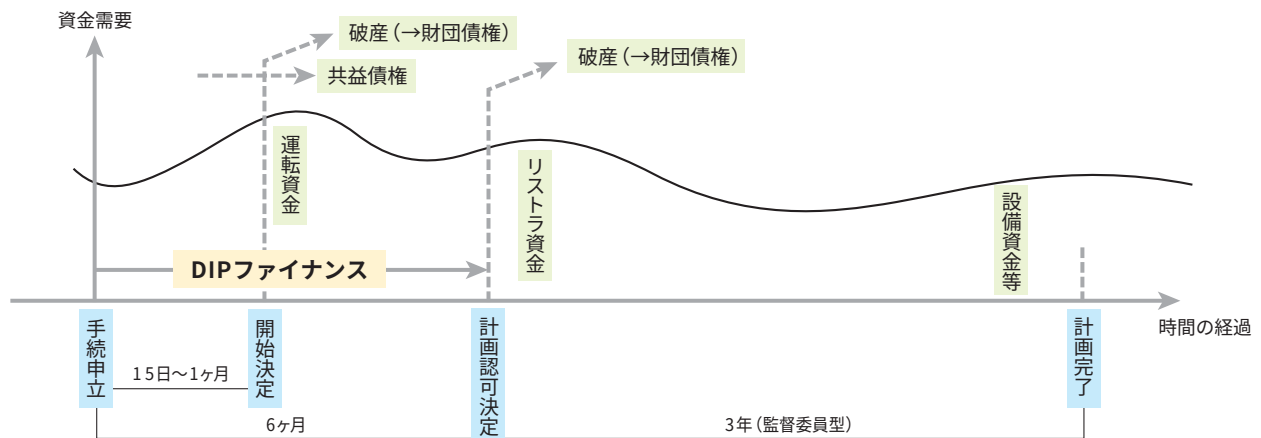
民事再生法のモデルとなった米国のチャプター11による企業再建では、DIPファイナンスが第三者も含む一定の市場として成立しており、本行の取り組みがわが国における本格的なDIPファイナンス市場をけん引することが期待されています。

当行の考えるDIPファイナンス取り組み上のポイントは以下の通りです。

- ① 事業の経済社会的有用性および今後の発展可能性の確認
- ② 周辺地域の産業経済の健全な維持向上に資することの確認
- ③ 再建計画策定の確実性の確認
- ④ 利害関係者の意向の確認
- ⑤ 償還確実性の確保

なお、当行は、平成14年5月31日迄に、(株)新潟鐵工所や(株)ダックビブレ等、計10社に対し累計223億円のDIPファイナンス実行を決定しました。従来より当行が手掛けてきた融資同様、DIPファイナンスについても、民間金融機関と協調して実行にあたっており、当行が培ってきたノウハウを可能な限り民間金融機関と共有するよう努めています。

「DIPファイナンス」とは



企業再建ファンドについて

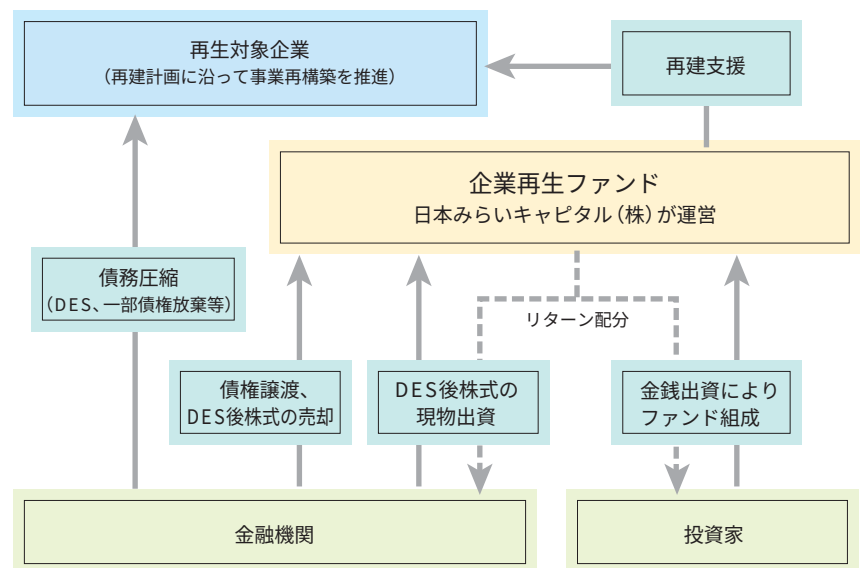
当行では、不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決に貢献するため、この目的に適った民間主導のファンドに対し、資金支援を含め協力しています。以下では企業再建ファンドについての最近の当行の取り組みをご紹介します。

(1) 日本みらいキャピタルに対する出資

平成14年2月、日本みらいキャピタル(株)(東京都千代田区)の設立にあたり、出資を行うことを決定しました。払込資本金額450百万円のうち約2割を当行が、残り8割を経営陣と民間の事業会社が出資します。

本件は、過剰債務を抱えた企業の再建を通じて金融再生と産業再生の一体的解決を推進する「企業再建ファンド」の出資第1号となります。同社は企業再建ファンドのマネジメント会社であり、ファンド自体の規模は最終的に500~1,000億円を予定しています。今後、ファーストクローズを目指し投資家と具体的な検討を進める予定ですが、当行はファンド自体にも出資する方針です。

日本みらいキャピタル(株)の運営する「企業再生ファンド」スキーム図



(注) DES : Debt Equity Swap

(2) ジャパン・リカバリー・ファンドに対する出資

フェニックス・キャピタル(株)(東京都千代田区)が組成するファンド「ジャパン・リカバリー・ファンド」への出資を平成14年3月に決定しました。

ジャパン・リカバリー・ファンドは、東京三菱銀行をはじめとする国内機関投資家と当行が出資して組成された、企業再生を目的とするファンドです。企業再生の手法として、デットエクイティスワップ(=DES、金融機関等の保有する債権を時価で購入し、株式に転換すること)などを用いるとともに、財務リストラや事業の再構築などを通して企業再生および企業価値等の向上を図ることを目的としています。

(3) 特定企業向けファンドを組成～ダックビブレ再生ファンド～

平成14年3月、(株)ダックビブレ(宮城県仙台市)の再生のために組成するファンド(「ダックビブレ再生ファンド」)への出資を決定し、関係者との間で出資等契約書の締結を行いました。

ダックビブレ再生ファンドは、東北地域の企業(武田、みちのく銀行など)およびダックビブレの役職員と当行が出資して組成された、ダックビブレの事業再生を目的とするファンドです。特定企業の支援目的で設立されるファンドとしては第1号案件となります。

当社について当行としては、マイカルの連鎖倒産などにより民事再生手続に入っているものの、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業の再構築等により再生が可能な企業だと考えています。

新金融手法への取り組み

プロジェクトファイナンスとは、企業の信用力ではなく、事業そのものの生み出すキャッシュフローに注目して融資を行う金融手法です。日本政策投資銀行は、平成10年9月に日本国内初のプロジェクトファイナンスを手掛けました。この成功を機に、日本でもさまざまな分野でプロジェクトファイナンスが活用されるようになり、年を追うごとに融資件数・金額が増加しています。

近年注目されているPFIも、プロジェクトファイナンスの手法を応用したものです。当行では、これらの新たな金融手法について、いち早く調査・研究を重ね、積極的に取り組んできました。

以下ではプロジェクトファイナンス・PFIについての最近の当行の取り組みをご紹介します。

プロジェクトファイナンス

プロジェクトファイナンスの効果の一つに、従来、事業主が全面的に負っていた事業に関するさまざまなリスクを、金融機関を含めた複数の関係者のうち、もっとも適切にリスクコントロールできる関係者が分担することで、リスクの分散や低減が可能になることが挙げられます。近年では、①自社の格付に対する意識の高まり、②大規模プロジェクトに対するリスク管理の強化、③低下した企業信用から優良事業を切り離すことによる資金調達の円滑化、の観点から、プロジェクトファイナンスを志向する企業が急増しています。当行は、平成13年度までに計40件3,905億円¹の融資を約諾しました。

なお当行が手がけたプロジェクトファイナンスのうち、

1999年 ユニバーサル・スタジオ・ジャパン

2000年 かずさ廃棄物処理施設

2001年 神戸製鋼IPP事業

に対し、英金融専門誌『Project Finance Magazine』より、ディール・オブ・ザ・イヤーが与えられました。同賞は、年間を通じてもっとも優れたプロジェクトファイナンス案件に対して贈られるもので、3年連続の受賞は、当行にとって記念すべきものです。



PFI (Private Finance Initiative)

PFIとは、社会インフラの建設・維持管理・運営を民間主体で行おうという新しい手法です。

PFIの効果として、①民間企業の経営ノウハウ等の活用による低廉かつ良好な公共サービスの提供、②民間の事業機会創出を通じた経済の活性化、③官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップの形成、等が期待されており、財政上の制約も高まる中、PFIへの関心は着実に高まりつつあります。

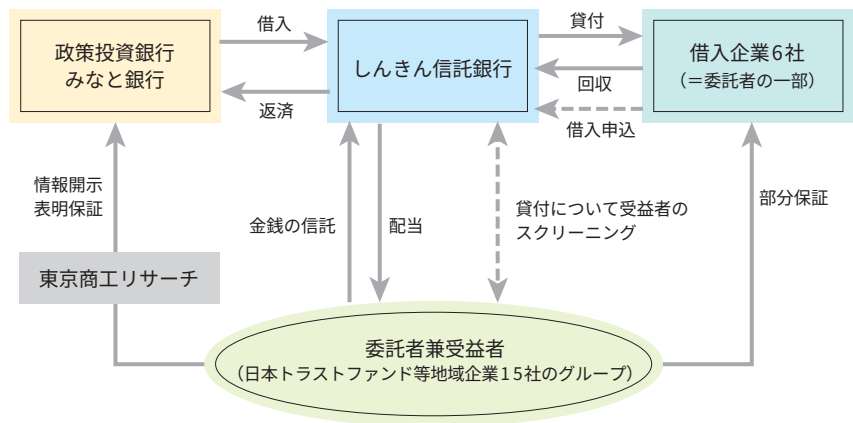
また、PFIにおいてはプロジェクト関係者間で適切な役割分担を行い、事業の長期的継続を確実なものとする観点から、その資金調達にはしばしばプロジェクトファイナンスが採用されています。

なお当行は、平成13年度までに計9件218億円の融資を約諾しました。

コミュニティ・クレジット

コミュニティ・クレジットとは、当行が提案する地域開発の新たな金融手法です。地域社会において互いに信頼関係にある企業などが、相互協力を目的に資金を出し合い連携することで構成員個々の信用より高い信用を創造し、金融機関からの資金調達を円滑化するとともに、地域の資金を地域に環流させるものです。そのスキームには、プロジェクトファイナンスなどで用いられる仕組み金融、契約技術、デュー・ディリジェンスなどの新しい金融技術を組み込んでいます。

平成13年度は日本トラストファンドを中心とした阪神・淡路大震災被災企業等15社のグループに対し、融資を実施しました。



ベンチャー支援事業

ベンチャー育成ファンド

日本政策投資銀行は、平成11年11月に出された政府の「経済新生対策」の一つの柱である「ベンチャー企業」向け金融支援策の一環として、投資対象分野に関して深い知見を有する民間のVB支援企業をファンド・マネージャーたる無限責任組合員に迎えて、投資先に対して徹底的な経営支援を行うハンズオン型のインキュベーション・ファンドを組成するスキームを構築し、当行から出資を受けた新規事業投資(株)が呼び水としてファンドへ資金拠出することによって、先端技術シーズの事業化を支援しています。

平成13年度末現在、

- ①情報技術分野への投資ファンド(平成12年4月)
- ②バイオ技術分野への投資ファンド(平成13年1月)
- ③ナノテクノロジー・光テクノロジー等の先端技術分野への投資ファンド(平成13年9月)

のファンド(総額84億円)を組成しており、ベンチャー育成の支援をしています。なお、平成14年度についても、日本政策投資銀行が資金拠出する大学発ベンチャー・インキュベーション・ファンドを新設し、日本経済の活性化に貢献したいと考えています。

ベンチャー育成のための様々なツール

また、当行では知的所有権担保融資^(※)／保証や平成14年4月に改正商法により登場した、新株予約権付融資／保証など、ベンチャー育成のための様々な出融資／保証メニューを用意しています。平成7年度に新規事業育成出融資を開始して以来、平成14年3月末現在で合計215件、融資額合計121億円(うち知的所有権担保融資185件、融資額合計102億円)を実施しています。

※ 知的所有権担保融資：担保として一般的である土地・建物ではなく、特許等の知的財産権を担保として評価し、融資する手法。ベンチャー企業は、概して土地建物等の有形固定資産は有していない一方、研究開発資金が必要となるため、担保不足に悩まされていましたが、知的所有権担保融資により研究開発成果物が担保となり得るため、新たな資金調達手段として注目されています。

財投機関債発行

平成13年度より財政投融资制度の改革が実施され郵貯・年金の金額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達するしくみへ変更となりました。これを受け当行では、平成13年度に1,000億円の財投機関債を発行したほか、平成14年度には2,000億円の発行を計画しています(平成14年度については、うち500億円を発行済み。平成14年6月末現在)。

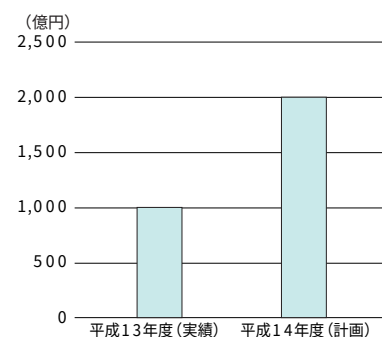
なお、平成13年9月25日に発行した財投機関債は、新東京国際空港公社発行の財投機関債と並び、わが国初の財投機関債となりました。

発行済 財投機関債一覧 (平成14年6月末現在)

	発行日	発行額	期間
第1回	平成13年9月25日	500億円	5年
第2回	平成14年2月4日	500億円	5年
第3回	平成14年4月19日	500億円	5年

※なお、取得した格付についてはP3をご参照下さい。

財投機関債発行額



第3回DBJナレッジ・フォーラムを開催

平成14年2月26日(火)、経団連ホールにて第3回DBJナレッジ・フォーラムを開催しました。今回は、「我が国産業の国際競争力の未来～日本再生のための新たな挑戦～」というテーマで、国際競争にさらされるわが国製造業の今後の活路について、産業界および有識者の方々から貴重なご示唆をいただきました。

基調講演	寺島実郎	三井物産戦略研究所所長
パネルディスカッション		
パネリスト	川田達男	セーレン株式会社社長
	関 志雄	経済産業研究所上席研究員
	田中鐵二	旭硝子株式会社副社長
	寺島実郎	三井物産戦略研究所所長
	大川澄人	日本政策投資銀行理事
コーディネーター		
	渡辺 孝	財団法人理工学振興会理事



三井物産戦略研究所所長
寺島実郎氏



第3回DBJナレッジ・フォーラム パネルディスカッション

災害への緊急対応

当行は、地震・火山噴火・豪雨などの自然災害のほか、経済環境の急激な変化により経営に影響を受けた事業者の方々に対し、その復旧活動にかかる支援を行っています。

○石川銀行関連特別相談窓口を設置

石川銀行の破綻による石川県を中心とする経済への影響に鑑み、関連した企業の方を対象とする「石川銀行関連特別相談窓口」を平成13年12月29日に設置しました。

○牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病）関連特別相談窓口の設置について

平成13年10月5日、「牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病）関連特別相談窓口」を全国の店舗等（本支店・事務所・相談センターおよび相談室）に設置し、狂牛病の患畜の確認に伴い経済的に影響を受ける事業者の設備資金等に関するご相談をお受けしました。

環境方針の制定

持続可能な発展（サステナブル・ディベロップメント）とは、「将来世代の要求を満たしつつ、現在の世代を満足させるような発展」と定義付けられ、経済的・社会的発展と環境保護との調和、現在と将来の世代間の利害調整を適切に行うことを目指す概念です。1987年にブントラント・ノルウェー首相を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会（WECD）」が国連へ提出したレポート“ Our Common Future ”の中で初めて提唱されました。

当行は、日本政策投資銀行法第1条（目的）において「経済社会の持続的発展」に資することが、業務目的の一つとして明記されており、その実現のために、投融資活動や調査業務などを通じた様々な貢献を行うとともに、これらの環境関連の取り組みを銀行全体で積極的に推進するために以下のように『環境方針』を定めています。

日本政策投資銀行 環境方針

私たちは、日本政策投資銀行法に明記された「経済社会の持続的発展」への寄与という使命にもとづき、国連環境計画（UNEP）金融機関声明にもものっとり、次の業務活動を通じて、環境に配慮した経済社会の形成に貢献します。

1. 投融資業務を通じた環境対策の推進

政策金融機関として、我が国の環境政策を踏まえ、環境対策事業を支援します。

- 循環型社会形成や地球環境対策等を促進するプロジェクトへの長期資金の供給
- 個別案件や投融資制度の評価にもとづく、投融資業務の継続的・質的改善
- 投融資業務にともない発生する環境面でのリスクの評価

2. 環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

知的貢献や情報受発信などの「ナレッジバンク」機能の発揮により、環境意識の向上や課題解決に貢献します。

- 環境問題についての継続的な調査研究、幅広い提言
- 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じた国際協力の展開
- 環境方針を含めた私たちの環境への取り組みについての情報受発信

3. オフィスにおける環境配慮活動の推進

業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境法規制を遵守し、環境に配慮した活動を推進します。

- 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達の促進
- 環境汚染の予防

以上について、目標の達成、継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを導入するとともに、全役職員に環境方針を周知し、環境意識の向上に努めます。

平成14年7月5日
日本政策投資銀行

総裁 小村 武

社会環境委員会を設立

平成13年10月に「社会環境委員会」(委員長:副総裁 松川隆志)を設立しました。環境と持続可能な発展に関して組織的な取り組みをより積極的に推進するための委員会です。同時に、事務的検討機関として部署横断的な「社会環境グループ」も組織し、より機動的に環境問題へ対処できるよう、マネジメント体制を整備しました。

UNEP関連活動

13年10月に「UNEP 環の国 金融機関環境会議」を国内主要金融機関と共同で開催し、Aloisi de Lardere UNEP 技術・産業・経済局長をお迎えして金融機関の環境問題への取り組みについて意見交換の場を持ちました。加えて、平成14年3月にはブラジル・リオデジャネイロで開催されたUNEP金融イニシアティブ年次総会に参加し、環境面での金融機関の役割について基調講演を行うなど、環境金融のトップランナーバンクとして積極的に活動しています。



UNEP 環の国金融機関会議

国連環境計画 (UNEP)

国連人間環境会議において採択された「人間環境宣言」「環境国際行動計画」の実行機関として1972年に設立された、環境にかかる啓蒙活動、情報提供等を行う国際連合の組織。

UNEP金融機関声明

当行は、日本の銀行として初めて平成13年6月に当声明に署名している。

当声明は、金融機関が経済発展と環境保全の調和を目指し、協力して環境問題の解決に努力することを宣言したものであり、以下の3つを柱としている。

1. 「持続可能な発展」に向けた金融機関の責任の自覚
2. 与信等業務活動を通じた「持続可能な発展」の実現
3. 取引先等に対し、環境に関する情報の提供、コミュニケーションの実施

なお当声明には、平成14年3月末現在で46カ国190機関が署名している。

投融资活動を通じた貢献

当行は、1960年に日本の政府系金融機関として初めて公害防止融資制度を創設したことを皮切りに、省エネルギー設備等への融資を行ってきました。

現在も、風力発電等クリーンエネルギーや循環型社会実現に向けたリデュース・リユース・リサイクル事業支援のための融資、土壌汚染調査から浄化・売却までを行う企業への出資など、様々な環境対策を支援するための投融资活動を行っています。詳しくはP36～37をご覧ください。

調査・研究活動を通じた 政策提言

温暖化を中心とする地球環境問題などの深刻化や経済活動と環境負荷に関する認識の高まりなどを考慮し、以下のような調査・研究活動を行い、積極的な政策提言を行っています。

- ・民間銀行と協力し「持続可能な社会に資する銀行を考える研究会」を設立し、環境に配慮した銀行のあり方や環境リスクへの対応手法等を検討・提言
- ・環境問題の重要性や対策の必要性・可能性について提言すべく、数多くの環境関連調査レポートを作成（レポート一覧はP49をご覧ください）

環境コミュニケーションの 促進

途上国／中進国向けに、国際協力事業として開発金融研修を実施したり、世界銀行などと共同して地球環境問題における研究成果を紹介するなど、環境情報の相互受発信のための国際的な活動を行っています。

また、一般の方への環境に関する普及啓発の促進を図るとともに、環境コミュニケーションを深める機会を支援しています。当行では環境啓蒙イベントの「エコプロダクツ」に銀行として初めて参加・出展したほか、インターネットのホームページなどを用いたナレッジの発信や情報交流に努めています。

当行業務遂行にあたっての 環境負荷低減に向けた活動

平成13年4月1日の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」施行に伴い、個別の特定調達物品（紙類、文具類、機器類、OA機器等）について詳細な調達計画を策定し、計画的に低環境負荷製品の購入（通称：グリーン調達）に努めています。

代表的品目についてのグリーン調達実施状況

	平成14年度調達目標	(参考)平成13年度調達実績
紙 類	100%（9品目）	100%（コピー用紙）
文 具 類	100%（66品目）	100%（ファイル）
機 器 類	100%（10品目）	96%（いす）
O A 機 器	100%（8品目）	100%（コピー機）

なお、政府系金融機関として初めて、グリーン購入ネットワークにも加盟しております。

グリーン購入ネットワーク

環境負荷の少ない製品等の購入を普及させることを目的に結成された任意団体で、多くの自治体、企業が会員となっている。

ISO14001認証取得に 向けた取組開始

以上のように、当行は、政策金融機関として投融资活動や調査業務などを通じて「経済社会の持続的発展」の実現のために貢献しておりますが、PDCA（Plan-Do-Check-Action）型のマネジメントシステムの導入により、これらの取り組みを組織として持続的に定着させるべく、平成14年中を目標に国際標準化機構の環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得する準備を進めています。

平成14年7月5日には運用開始（キックオフ）を行い、当行の環境マネジメントシステムが実質的にスタートしています。

活動状況

2002

DEVELOPMENT BANK OF JAPAN

平成14年度の日本政策投資銀行の業務分野は、

1. 自立型地域創造

2. 豊かな生活創造

3. 経済活力創造

を3つの大きな柱としており、これは主務大臣が作成した「中期政策方針」(平成14年3月29日)においても定められております。各分野においては、下記のような投資の推進を図るべく、投融资業務を中心としつつ、政策立案やプロジェクト形成をサポートする調査研究、情報提供活動などにも努力しています。

1. 自立型地域創造

- 既成市街地の高度利用、地域交通の基盤整備などの地域社会基盤整備
- 地域産業集積活性化などの地域活力創造
- 地域産業振興・雇用開発などの地域連携・地域自立支援

2. 豊かな生活創造

- 循環型社会形成推進、都市防災対策、福祉・高齢化対策などの環境・エネルギー・防災・福祉対策
- 大都市圏・基幹交通整備、航空輸送体制整備、流通効率化などの交通・物流ネットワークの形成
- 情報通信網整備・利用高度化促進、高度情報化促進などの情報通信ネットワークの形成

3. 経済活力創造

- 規制緩和分野投資促進、事業再構築支援、事業再生支援、対日アクセス促進などの経済構造改革
- 我が国産業の技術水準の向上に寄与する新技術開発、新規事業育成などの知的基盤整備

年度別投融資金額

(単位：億円)

項目		年度(平成)	11		合計	12	13	(参考) 13年度末 投融資残高
			上期	下期				
		日本開発銀行	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行				
	地域社会基盤整備	620	673	1,414	1,286	1,157	24,263	
	地域活力創造	114	184	393	397	313	3,362	
	地域連携・地域自立支援	250	481	1,146	1,184	1,013	12,744	
自立型地域創造		985	1,340	2,953	2,867	2,484	40,369	
	環境・エネルギー・防災・福祉対策	1,244	2,285	3,548	3,545	3,395	52,735	
	交通・物流ネットワーク	1,006	1,853	2,836	1,926	1,708	38,640	
	情報通信ネットワーク	612	1,232	1,847	528	952	9,361	
豊かな生活創造		2,863	5,371	8,232	6,000	6,056	100,738	
	経済構造改革	1,925	1,445	3,660	2,333	3,264	18,579	
	知的基盤整備	91	100	201	262	242	3,485	
経済活力創造		2,016	1,545	3,861	2,595	3,507	22,064	
小 計		5,865	8,257	15,046	11,462	12,048	163,172	
社会資本整備促進		59	436	506	532	467	7,044	
合 計		5,925 (1)	8,693 (32)	15,551 (257)	11,995 (324)	12,515 (9)	170,216 (1,500)	
		北海道東北 開発公庫						
一般		922						
社会資本整備促進		9						
合 計		932 (222)						

- (注1) 日本政策投資銀行の平成11年度、平成12年度の投融資は、平成13年度項目区分に従い、便宜的に区分を組み替えています。
- (注2) 11年度は、上期：旧日本開発銀行および旧北海道東北開発公庫、下期：日本政策投資銀行の数値を合計しています。なお、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分1,464億円、地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分5億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分88億円を含んでいます。
- (注3) 12年度は、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分1,266億円、地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分42億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分191億円を含んでいます。
- (注4) 13年度は、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分714億円、地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分58億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分160億円を含んでいます。
- (注5) ()内は出資で内数です。なお、13年度末残高には、この他に苫小牧東部開発株式会社、むつ小川原開発株式会社からの代物弁済により取得した株式267億円があります。

平成14年度投融資計画の特徴

平成14年度投融資計画額は、現下の経済情勢を踏まえつつ、真に政策的に必要な分野に対し、長期・固定の資金供給を図るため、1兆2,000億円となっています。

平成14年度主要新規・拡充項目

中期政策方針において主眼とされている3つの大きな柱(自立型地域創造、豊かな生活創造、経済活力創造)の中で、経済財政諮問会議等、政府における重要会議の方針、特殊法人改革の趣旨等を踏まえ、現下の重要政策課題に対し適切に対応するため、関連する投融資制度の質的重点化を図るべく、以下の新規・拡充を行っています。

1. 自立的地域創造

地域の競争力の強化

各地域で相対的に競争力があり、中核業種と位置付けられる業種に係る事業を支援するための地域競争力強化融資制度を創設しました。

住民のまちづくり・地域づくりへの支援

地域住民の連帯と交流の促進に寄与し、新たな雇用を創出する場として期待されるコミュニティ・ビジネスの育成を促進するための融資制度を創設しました。

2. 豊かな生活創造

環境制約に対応した新たな事業への支援

循環型社会の形成を推進するため、現に存在・流通している資産について、メンテナンスやリサイクルを通じた有効活用を図るストック・ライフサイクル・マネジメント事業融資制度を創設しました。

省エネルギーを包括的に進めるため、ESCO(Energy Service Company)事業を省エネルギー対策融資制度に対象追加しました。

高齢化への対応

高齢者雇用に必要な職場環境整備に取り組む事業主への支援により65歳までの安定した雇用の確保を推進するため、60歳以上の高齢者を一定数以上常時雇用する事業所施設を融資対象に追加しました(重度障害者・高齢者雇用促進融資制度)。

3. 経済活力創造

事業再生の推進(平成13年度補正予算により措置)

喫緊の課題である「金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決」を図るため、事業再生支援融資制度に「私的整理に関するガイドライン」に沿って行われる私的整理対象事業を対象追加するとともに、事業基盤整備資金に再生計画などの認可後の非設備資金を、事業価値保全資金に設備資金をそれぞれ対象追加しました。

また、債務圧縮と事業再構築を図る取り組みを支援するため、「企業再建ファンド」に対する出資などを行うための制度を創設しました。

4. 社会資本整備促進

PFI事業の推進

民間のノウハウを活用した公共施設等の建設の促進を図るため、社会資本整備促進融資制度にPFI法に定める全ての公共施設等を対象追加しました。

平成14年度投融資計画と各分野の対象事業例

(単位：億円)

	14年度計画額	投融資対象事業(例)
地域社会基盤整備	1,708	民間資金活用型社会資本整備(PFI)、市街地再開発、中心市街地活性化、国公有財産有効活用、不動産流動化など
地域活力創造	650	高度技術産業集積地域への立地促進、起業家支援施設、生涯学習関連施設など
地域連携・地域自立支援	900	地域中核産業支援、条件不利地域の産業振興・雇用機会確保など
自立型地域創造	3,258	
環境・エネルギー・防災・福祉対策	2,900	循環型社会形成推進、ESCO事業等省エネ対策、原子力開発、都市防災対策、高齢者雇用促進等福祉・高齢化対策など
交通・物流ネットワーク	2,100	事故防止、通勤混雑緩和、物流近代化ターミナルなど
情報通信ネットワーク	1,200	情報セキュリティ向上、光ファイバ網整備、電子商取引、放送デジタル化推進など
豊かな生活創造	6,200	
経済構造改革	900	事業再生、事業再構築支援、規制緩和分野投資促進、対内アクセス促進など
知的基盤整備	600	新技術開発、ベンチャー企業支援など
経済活力創造	1,500	
小計	10,958	
社会資本整備促進	1,042	民活法対象事業、テレピア事業、民間資金活用型社会資本整備事業(PFI)など
合計	12,000	

(注) 14年度計画額には、以下の業務相当分を含んでいます。

旧北海道東北開発公庫：1,236億円、地域振興整備公団の旧貸付業務：96億円、環境事業団の旧貸付業務：72億円

地域社会基盤整備



福岡空港国際線旅客ターミナルビル（福岡県福岡市）

～福岡空港ビルディング㈱～

福岡空港において国際線旅客ターミナルビルの移転新築を行ったものです。空港ターミナル機能の整備による利便性向上ならびに地域国際化の促進に寄与しています。



大牟田RDF発電所（福岡県大牟田市）

～大牟田リサイクル発電㈱～

福岡・熊本県下の7清掃組合（28市町村）からRDF（ごみ固形化燃料）を受け入れ、焼却処理を行うとともに、その余熱を利用して発電を行います。電力供給のみならず、広域的なごみ処理システムの確立や小規模市町村のダイオキシン類対策が可能となります。



金森倉庫（北海道函館市）

長く倉庫として使われていた歴史的建造物を改装し、飲食・物販などの観光施設整備を行ったものです。地域資源の活用による観光活性化が期待されています。



超低床路面電車（広島県広島市）

～広島電鉄㈱～

超低床路面電車＜グリーンムーバー＞は、ホームとの段差が少なく、車椅子やベビーカーでの乗降もスムーズに行うことができます。また、国際平和都市広島の都市景観への配慮から、広島市の都市アイデンティティ「水と緑」を表す車両カラーを使用するなど車両デザインも工夫されています。

融資対象

地域の社会基盤整備を推進するため、以下の事業を対象として、長期・固定の資金を供給しています。

		主な融資対象	期待される政策効果
地域社会 基盤整備	地域街づくり	- 市街地の再開発・高度利用事業 - 中心市街地の活性化・豊かな住環境整備事業 - 大規模遊休地等の有効利用促進に資する事業	- 土地の合理的かつ健全な利用、都市機能の高度化、防災性の向上など - 質の高い都市・生活環境の整備 - 地域の振興および秩序ある整備 - 優良な都市基盤の形成および地域経済の活性化
	地域社会資本	- 民間活力を活用した都市基盤・産業基盤の整備事業 - 民間資金を活用した社会資本の整備事業（PFI） - 港湾機能の整備事業 - 地方私鉄・バス・空港施設等の整備事業 - 地域冷暖房施設整備事業 - 都市ガス整備・天然ガス化促進事業 - 地域におけるCATV施設等の整備事業	- 地域社会の健全な発展、国際交流等の促進 - 効率的かつ効果的な社会資本整備 - 港湾機能の高度化、利便性向上など - 地域住民の交通基盤の整備、快適かつ安全な輸送の確保など - 省エネルギーおよび環境負荷の低減 - 生活インフラの安全性確保、環境負荷の低減など - 地域の情報化

調査・研究活動

- 地方都市における「まちなか」再構築に向けて ～データでみる九州地域・沖縄の中心市街地の現状と課題～（平成14年6月）
- 社会資本整備の政策評価 ～都道府県データによる生産力効果の計測～（平成14年5月）
- 名古屋圏の今後の街づくりについて（平成14年5月）
- 「クルマ社会」富山の中心地拡散化への対応策 ～高齢化・環境制約・財政制約の中での中心地と郊外部のあり方～（平成14年4月）
- 公民パートナーシップ（PPP）の展開 ～北海道を中心とするPPP導入の現状と課題～（平成14年4月）
- 東北地域における新形態SCの可能性（平成13年8月）

地域活力創造



米菓工場建設（新潟県小千谷市）

～越後製菓㈱～

米どころ新潟のもち米、うるち米を用いた「あられ」、「せんべい」など米菓の生産拠点です。衛生面や安全性にも優れた良質な製品を製造し、地場産業の振興や雇用創出など地域産業の高度化に寄与しています。



タムロン青森工場（青森県浪岡町）

～㈱タムロン～

最新設備に基づく精密微細加工技術を駆使するカメラ用レンズ製造工場です。地域の産業構造高度化に寄与しています。

融資対象

地域の自立的発展を推進するため、地域活力の創造に資する以下の事業を対象として、長期・固定の資金を供給しています。

	主な融資対象	期待される政策効果
地域活力創造	- 地域産業集積活性化等 - 地域振興施設整備 - 寒冷地産業活動活性化	- 地域を支える基盤的技術産業の集積・維持・発展 - 国民の余暇活動のための施設整備を通じた地域振興 - 寒冷地の地域資源を活用した産業活動の活性化

調査・研究活動

- 広島都市型サービス産業に関する調査(平成14年5月)
- 産地のモノづくりに求められるもの ～三条・燕地域の金属加工業の現状と取り組みから～(平成14年4月)
- 企業城下町の挑戦 ～技術集積地域日立地区における変化の胎動～(平成13年9月)
- 技術集積型地域 ～内外の環境変化の影響と今後の対応～(平成12年3月)

地域連携・地域自立支援



酒泉の杜（宮崎県綾町）

～雲海酒造㈱～

焼酎などの製造工場に、物販、飲食、宿泊施設を併設した、地場資源を活用した複合施設です。

地域の雇用創出の一翼を担っています。

融資対象

地域の自立的発展を推進するため、地域連携・地域自立支援に資する以下の事業を対象として、長期・固定の資金を供給しています。

	主な融資対象	期待される政策効果
地域連携・ 地域自立支援	- 地域産業振興・雇用開発 - 地域自立支援	- 条件不利地域における産業振興・雇用開発 - 地域中堅企業の競争力強化、地域経済の自立的かつ特色ある発展

調査・研究活動

- 北海道における合宿誘致と地域活性化の現状調査（平成14年3月）
- 鹿児島島の離島振興を考える ～ソフト時代への新たな挑戦～（平成14年3月）
- 東北地域における外国人観光客誘致の取り組みと今後の展開（平成14年1月）
- 山口県の産学官ネットワークの現状と課題（平成14年2月）
- シリコンヒルズ オースチンの発展戦略（平成12年11月）

地域活性化に向けたセミナー・講演会

- まちづくり → 中心市街地活性化セミナー開催
→ まちづくりセミナー開催
 - 地域戦略 → 地域振興セミナー開催
 - 情報化の促進 → 地域情報化セミナー開催
 - 産学連携の促進 → 産学連携セミナー開催
 - 社会資本整備 → PFIセミナー開催
- など、地域の課題等に沿ったテーマで各地域で開催

環境・エネルギー・防災・福祉対策



風力発電所（北海道苫前町）

～㈱トーメンパワー苫前～

無尽蔵でクリーンなエネルギーである風力を活用し、地域のために電力供給を行う発電施設です。電力供給のみならず、環境対策および土地の有効利用の観点からも期待されています。



阪急伊丹駅（兵庫県伊丹市）

～阪急電鉄㈱～

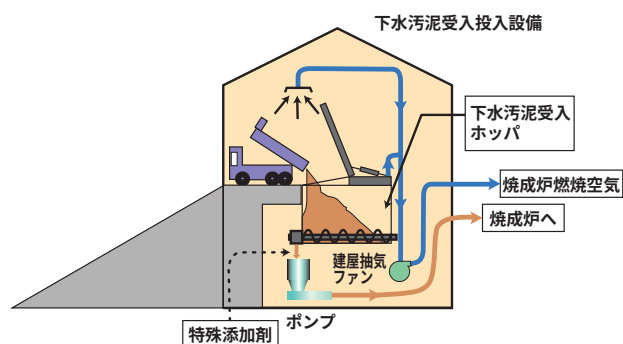
阪神・淡路大震災で被災したターミナルビルの再建にあたり、高齢者や身体障害者の方にも利用しやすいように、バリアフリーの施設整備を行っています。



リサイクル型下水汚泥処理施設

～敦賀セメント㈱～

敦賀湾に面するセメント工場の下水汚泥処理施設です。専用施設での焼却や埋め立てが一般的な下水汚泥施設を、セメントの焼成工程を有効利用して実施すると共に、セメント原料としてリサイクルします。



融資対象

豊かな国民生活を実現するため、環境負荷の低減、エネルギー・セキュリティの確保、防災対策、福祉・高齢化対策に資する以下の事業を対象として、長期・固定の資金を供給しています。

	主な融資対象	期待される政策効果
環境対策	・リデュース、リユース、リサイクル事業、廃棄物処理施設 ・製品・建築物の長寿命化投資、既存建築物等の有効活用 ・特定フロンなどの排出抑制設備 ・省エネ設備、省エネ建築物の整備事業 ・省エネ機械の製造設備、コ・ジェネレーションシステム設備 ・水力、風力、太陽光、地熱発電施設などの整備事業 ・公害防止施設 ・ISO14001取得に係る投資 ・環境保全型製品に係る設備 ・高効率の石炭火力・液化ガス火力発電設備 ・天然ガス貯蔵設備、ガス冷房設備	・循環型社会の形成、環境負荷の低減 ・オゾン層保護、地球温暖化防止など ・エネルギー利用効率の向上 ・新エネルギー、自然エネルギーの開発 ・公害防止 ・標準的な環境基準への早期対応 ・エコマーク製品、グリーン購入法特定調達物品等の普及促進 ・CO₂ 排出削減等環境負荷低減型のエネルギー構造の構築
エネルギー・セキュリティ対策	・大陸棚石油開発関連設備 ・石油精製関連設備(分解装置、脱硫装置、低ベンゼン化装置等) ・石油・LPG備蓄タンク ・原子力発電設備、核燃料サイクル施設	・自主開発石油の確保 ・石油精製機能の効率化、環境負荷の低減 ・緊急時の安定供給の確保 ・エネルギー・セキュリティの確保、環境負荷の低減
防災対策	・避難地、避難路周辺における耐火建築物の整備、耐震性の劣る建築物の改修 ・共同溝などの整備、電線の地中化など ・市街地の治水事業と一体的に整備される建築物整備、地下鉄・地下街などの浸水防止設備の整備 ・被災市街地における建築物整備事業	・類焼防止、避難地・避難路の安全確保、地震による建物倒壊の防止 ・災害時におけるライフラインの安全性確保、都市景観の向上 ・水害に強い都市づくり ・被災地の復興促進
福祉・高齢化対策	・高齢者・身障者に配慮した建築物 ・有料老人ホームなど ・重度障害者等を雇用する事業所・設備 ・福祉機器製造設備、福祉機器ショップなど ・医療品・医療用具の安全性確保のための設備・施設	・高齢者・身障者の利用が容易な都市施設の整備 ・高齢者が安心できる居住環境の整備 ・重度障害者等の雇用拡大、自立支援 ・福祉関連機器の製造・流通経路の整備普及 ・国民が安心できる医療環境の整備

調査・研究活動

- ・公共エネルギーファンド ～米国州政府による再生可能エネルギー技術開発への取り組み～(平成14年4月)
- ・使用済み自動車リサイクルを巡る展望と課題(平成14年4月)
- ・都市再生と資源リサイクル ～資源循環型社会の形成に向けて～(平成14年3月)
- ・環境情報行政とITの活用 ～環境行政のパラダイムシフトに向けて～(平成14年2月)
- ・四国におけるリサイクル産業振興の課題 ～エコタウン事業の活用を中心に～(平成13年9月)

交通・物流ネットワーク



(工事前)

立体交差化工事（東京都）

～東京急行電鉄㈱～

東急目黒線の立体交差化事業（目黒駅付近～洗足駅付近約2.8km）を実施したものです。鉄道輸送の安全防災対策とともに、18カ所に及ぶ踏切除去により交通渋滞の解消が図られます。



大規模・共同利用型総合物流施設（東京都大田区）

～東京団地倉庫㈱～

平和島流通業務地区に立地し、倉庫事業者が利用する共同倉庫です。耐震性を重視するとともに、情報処理施設を備えて物流のIT化に対応しています。また、流通加工用スペースを備えて荷主のニーズの多様化に即応、物流機能の高度化に寄与しています。

融資対象

国内における地域間連携の促進と経済社会の国際化の進展に不可欠な交通基盤ならびに国民生活および産業活動を支える物流基盤の整備のため、以下の事業を対象として、長期・固定の資金を供給しています。

	主な融資対象	期待される政策効果
交通ネットワーク	大都市圏・基幹交通整備 (事故防止、輸送力増強、交通弱者対応工事など)	- 鉄道輸送の安全防災対策 - 輸送力の増強 - 利用者の利便性向上
	航空輸送体制整備 (3大空港の旅客ターミナルなど)	- 空港機能の確保 - 利用者の利便性向上 - 安全運航体制整備
物流ネットワーク	貿易物資安定供給 (外航船舶、海上輸送関連物流施設など)	貿易物資の安定的な海上輸送の確保
	流通効率化 (倉庫、荷捌き施設、配送センターなど)	- 物流コストの削減 - 物流の円滑化・効率化
	生活関連物資安定供給対策など (食品配送拠点施設、生協店舗など)	食品など生活関連物資の効率的・安定的供給

調査・研究活動

- 欧州航空業界の新たな動き ～米国同時多発テロ後の展開～(平成14年5月)
- 四国におけるコミュニティバスの現況と課題 ～規制緩和後の新たなバス事業の息吹～(平成13年12月)
- 物流の新しい動きと今後の課題 ～3PL(サードパーティ・ロジスティックス)からの示唆～(平成13年6月)
- 地域の足を確保するための住民参加型パートナーシップ ～北海道における規制緩和後の地方バスのあり方を考える～(平成13年5月)

情報通信ネットワーク



CATV放送センター（岡山県倉敷市）

～**例倉敷ケーブルテレビ**～

岡山県倉敷市、総社市、玉野市等を事業区域とするCATV事業者。地元情報番組（コミュニティチャンネル）を含めた多チャンネル放送サービスを提供するほか、各地方公共団体と協力し行政情報の広報にも貢献しています。

また、岡山県の情報ハイウェイ構想に対応してCATV回線を使ったインターネット接続サービスを行うなど、地域情報化の中核的なメディアとして期待されています。

融資対象

高度情報通信社会の実現に向け、以下の事業を対象として、長期・固定の資金を供給しています。

	主な融資対象	期待される政策効果
情報通信ネットワーク	情報通信網整備・利用高度化促進 （第一、二種電気通信事業用システム、高度道路交通システム(ITS)、放送デジタル化推進事業など）	・ 高度情報通信ネットワーク社会の形成
	高度情報化促進 （情報処理高度化事業、情報セキュリティ等整備促進事業など）	・ 情報処理システムの高度化 ・ 電子商取引の普及・促進

調査・研究活動

- ・ 経済の情報化とITの経済効果（平成13年11月）
- ・ ITを行政に活かすシンガポール（平成13年8月）
- ・ ケーブルテレビの現状と課題 ～ブロードバンド時代の位置づけについて～（平成13年6月）

経済構造改革

(1) 規制緩和・事業革新等



卸電力供給事業

～中山共同発電(大阪府大阪市)～

規制緩和により可能となった卸電力供給事業進出を通じ、鉄鋼メーカーが事業再構築を実施したものです。

融資対象

既存の経営資源を有効活用して行われる事業再構築等を対象として資金を供給しています。

	主な融資対象	期待される政策効果
規制緩和・事業革新等	規制緩和分野投資促進 (ガスおよび電気事業新規参入など規制緩和の推進に資する事業、自然災害・事故対応などの支援)	• わが国を巡る経済環境変化に対応した既存分野の効率化および新分野展開などの事業再構築に対する支援を行うほか、司法プロセスを通じた事業の再生を支援することなどにより、わが国経済の持続的な発展を図る。 • 自然災害・事故などへの機動的な対応を支援し、社会・経済情勢の急激な変化に対する迅速な適応を促す。 • 新会社設立による新規事業展開の支援により、わが国経済の活性化を図る。
	事業再構築支援 (経営資源有効活用支援、新事業創出促進事業)	
	事業再生支援	

(2) 輸入・対内投資促進



アメリカンスクール・イン・ジャパン (ASIJ) (東京都調布市)

日本で働く外国人にとって、子供の教育施設は重要なインフラのひとつです。インターナショナルスクールは、対内投資促進のための基盤施設のひとつとして大きな役割を果たしています。



コーニングジャパン(株) (静岡県大須賀町)

液晶表示素子の研究・開発および製造のためのオペレーションセンターです。

融資対象

貿易収支および内外直接投資の不均衡を背景とする国際経済摩擦を解消し、わが国の産業構造を国際的に調和のとれた活力あるものへと転換していくために、長期・固定の資金を供給しています。

	主な融資対象	期待される政策効果
対日アクセス促進	対日アクセス促進 (対日アクセス促進事業、外資系企業用施設・設備、対日投資促進基盤施設)	わが国経済の高度化・活性化、消費者利益の増大、良好な対外経済関係の形成など

調査・研究活動

- 福岡の更なる国際化に向けた人材交流の現状と課題 ～外国人留学生の実態に関するアンケート調査～(平成13年11月)
- わが国自動車・部品産業をめぐる国際的再編の動向(平成12年6月)

知的基盤整備

(1) 新技術開発



リニアモーターカー開発

～(財)鉄道総合技術研究所／東海旅客鉄道㈱～

超電導磁気浮上式鉄道の技術開発および実験線の建設事業です。



高出力半導体レーザー企業化

～浜松ホトニクス㈱～

光源冷却技術、集光技術等を発展させ、金属加工など、多くの分野に適用可能な小型高出力半導体レーザーの企業化です。



融資対象

わが国の技術水準の向上をめざして、以下の事業を主な対象として長期・固定の資金を供給しています。

	主な融資対象	期待される政策効果
新技術開発	研究施設整備、企業化開発、新技術企業化など (高度先端技術の基礎応用研究に必要な研究施設、新技術を実証するためのパイロットプラントなどの建設資金および研究開発資金、新技術の成果を企業化するために必要な資金など)	民間企業の研究開発・技術開発活動の活性化、わが国科学技術の進歩ならびに経済活力の維持向上など

(2) 新規事業育成



金型製造用CAD/CAMの企業化開発

～例インクス～

3次元CADデータをもとに、金型設計データ、さらにはマシニングセンタのNCパスを自動生成するソフトを企業化開発するものです。これまで熟練工が2次元の図面により1ヶ月程度を要していた金型製作を、特殊技能なしに6日で完成するまでに短縮可能とした画期的なプログラムです。

融資対象

高い技術力を持った中堅企業や成長初期段階の企業が、新製品・新商品の開発あるいは新たな役務の提供を円滑に行うことができるよう、以下の事業を主な対象として融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
新規事業育成	高度な技術力や独自のノウハウがありながら、まだ成長段階にあるため十分な信用力がなく、事業資金の調達が困難なベンチャー企業が、新製品・新商品の開発や新たなサービスの提供を行うための資金	新たなビジネスチャンスおよび新規雇用機会の創出、経済活力の維持向上など

調査・研究活動

- ・埼玉県に見る大都市近郊製造業の振興戦略 ～埼玉県内製造業等13社へのインタビューを中心として～(平成14年6月)
- ・福井県におけるベンチャー企業支援のあり方～販路開拓支援の重要性とその方策を探る～(平成14年3月)
- ・ビジネスプランニングの基礎 ～自立するための思考の勧め～(平成13年7月)
- ・バイオベンチャーのプロトタイプ～米国NasdaqバイオIndex76社分析を中心に～(平成13年5月)
- ・イノベーション・ベンチャーモデル ～米国NASDAQ代表100社分析から見た日本～(平成13年5月)

社会資本整備促進



香川産業頭脳化センター（香川県高松市）

産学官の共同研究開発事業、情報処理等の人材育成事業、交流会開催等の情報提供・交流事業、ベンチャー企業等への施設賃貸事業等を行う、「香川インテリジェントパーク」の中核施設で、地域産業の高度化に寄与しています。

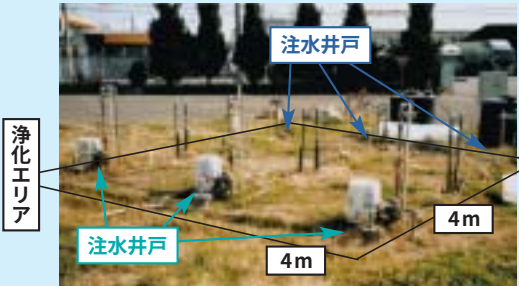
融資対象

日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用して、社会資本の整備促進と地域の活性化に寄与する公共性の高い事業に対し、無利子または低利で融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
民活法対象事業	・ リサーチコア ・ 国際見本市場・会議場施設など	民間事業者の能力を活用した特定施設の整備による社会基盤充実
特定民間都市開発事業	・ 多目的ホール、会議場など都市機能の増進に資する施設	良好な市街地の形成と都市機能の維持・増進
テレトピア事業	・ テレトピア指定地域におけるCATV施設など	高度な情報通信基盤の普及促進による地域の情報化
高度通信施設整備事業	・ 加入者系光ファイバー網等の高度な電気通信施設	新世代通信網の構築による社会資本整備
民間資金活用型社会資本整備事業 (PFI)	・ PFI法に則って建設される公共施設等	民間の資金、経営能力などを活用した効率的かつ効果的な社会資本整備

この他にも中心市街地活性化事業、放送デジタル化推進事業などに対して無利子・低利融資を行っています。

出資



ランドソリューション㈱（東京都新宿区）

土壌汚染のリスクを全ての土地保有者・関係事業者内に内在するリスクとして促え、定量的な土壌汚染評価を実施するとともに、土壌汚染のリスクを低減するために必要な多面的な情報提供を各分野の専門家が行えるシステムを構築し、企業化したプロジェクトです。



㈱オホーツク流水科学研究所（北海道紋別市）

世界初の氷海域における実海域観測施設であり、氷海観測海洋技術に関する研究・開発および受託業務、水産資源の活用にかかる基礎研究のほかに、氷海科学研究施設の公開（海中展望など）および維持管理業務を行っています。



TSL（テクノスーパーライナー）事業の企業化

～㈱テクノ・シーウェイズ～

高速大量海上輸送を可能とする次世代高速船の企業化です。

出資対象

経済社会の活力の向上および持続的発展、豊かな国民生活の実現ならびに地域経済の自立的発展に資する以下のような事業に対し、出資を行っています。

	主な出資対象	期待される政策効果
民活法対象事業	・ リサーチコア ・ 国際見本市場・会議場施設など	民間事業者の能力を活用した特定施設の整備による社会基盤充実
鉄軌道整備促進	・ 東京都・政令指定都市およびその周辺における鉄軌道施設	都市圏における鉄軌道の整備による維持・増進
新技術開発	・ 船舶新技術開発促進 ・ 建設新技術開発促進など	わが国科学技術の進歩並びに経済活力の維持向上

このほかにも、中心市街地活性化、港湾機能総合整備、街区整備、地域冷暖房、地方空港ターミナルなどの事業に対して出資を行っています。

保証

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しており、13年度末の債務保証残高は781億円となっています。

日本政策投資銀行では、プロジェクトの構想・計画段階より、公平・中立的な観点から事業化ノウハウの提供、参加者間の調整などを行い、プロジェクトの組み立て、事業化を支援しています。また、従来の手法に加えて、新たな金融手法への取り組みも強化しています。

プロジェクトの企画・事業化への対応

政策的意義の大きい重要なプロジェクトについては、長期にわたりその政策意図が十分に反映されるよう関係者間の合意を形成しつつ、一定の事業採算を確保していくことが重要になります。

当行はこれまで培ってきたさまざまな事業化ノウハウや投融资機能などを活用し、プロジェクトの各段階できめ細かく支援しています。

新たな官民パートナーシップへの対応

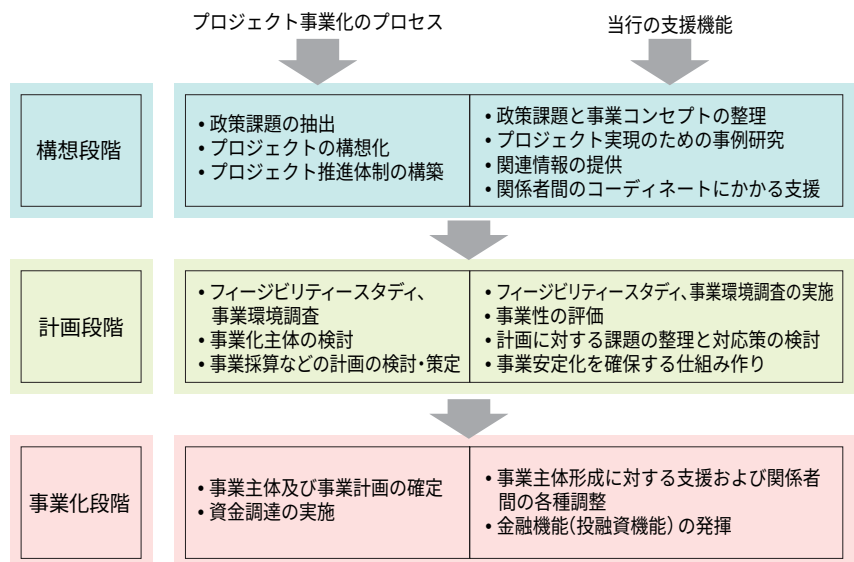
民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法であるPFI(Private Finance Initiative)についても地方自治体など公共側のアドバイザーとなると共に、プロジェクトに必要な金融面の支援を行っています。

新たなリスク分担への対応

都市開発事業やIPP事業^(注)など社会資本整備を行う事業について事業関係者のリスク分担の適正化を図りつつ、返済原資や担保をプロジェクトの収益などに限定することで、事業主体のリスク負担を軽減するプロジェクトファイナンスといった新たな資金供給形態にも的確に対応しています。

(注)IPP(Independent Power Producer)事業：独立系発電事業者による卸電力事業

プロジェクト支援活動



日本政策投資銀行が事業化を支援した最近のプロジェクトです。

(株)かずさクリーンシステム (千葉県木更津市)



千葉県下の4市(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市)から排出される一般廃棄物を1ヶ所で焼却し、広域的に中間処理を行う事業です。民間のノウハウを社会資本整備に活用するPFI法の理念を先取りして事業化を推進、日本におけるPFIのモデル事業となっています。

三連蔵の活用—TMOによる運営 (長野県 飯田市)



飯田市中心市街地活性化のため、TMO※が設立され、同市中心部に残されていた蔵を市民交流の場として運営しています。

※ Town Management Organization

構想段階



計画段階



事業化段階

- PFI手法による対応可能性の検討

- 事業採算、事業推進体制等への助言

- 県、市、事業者等関係者によるスキーム調整
- 事業採算計画の策定支援

- 関係省庁、県、市とのスキーム調整
- 事業採算計画の策定支援
- 他事例比較による問題点の指摘と改善策助言

- 事業主体への融資

- TMO(第3セクター)への出資

横須賀テレコムリサーチパーク(神奈川県 横須賀市)



次世代の情報通信技術を開発するため各種研究施設群を抱える横須賀リサーチパークの中核施設として研究開発室、ホール、会議室を擁したビルを整備しました。

神奈川県立美術館 (神奈川県三浦郡葉山町)



生涯学習時代にふさわしい機能を備えた美術館事業を、PFIにより実施した全国初のプロジェクトです。

構想段階



計画段階



事業化段階

- 構想推進に向けた各種会議に参加

- プロジェクトの構築に対する情報支援

- 国、県、市の参画による計画推進を企図
- 事業採算計画の策定支援
- 横須賀リサーチパーク推進協会に参加

- 民間銀行と協調してファイナンス・ストラクチャーを構築
- 事業採算計画の策定支援
- 公共団体と協調融資団の間の直接協定の締結に向けた調整

- 第3セクターへの出資、無利子融資

- 事業主体に対してプロジェクト・ファイナンス契約を締結

日本政策投資銀行では、内外の経済・金融動向、各産業の抱える諸問題、企業経営ならびに地域政策や地域経済動向などについて、今後も先進的な調査テーマに取り組み、その研究成果を各種レポートや講演会などを通じて発表していきます。

調査研究・情報提供活動

経済、金融に関する調査・研究

わが国経済社会の中長期的な姿を展望し、望ましい政策提言を行っていくため、内外の経済・金融動向の調査・研究に積極的に取り組んでいます。

特に、設備投資に関する調査・研究としては、民間企業の皆様方のご協力により、「設備投資計画調査」を昭和31年以来実施しています。当行の「設備投資計画調査」は、わが国で最大のカバレッジを有し、長期時系列データが得られることなどから、これまで景気動向の判断や経営戦略、政策立案などに広く活用されてきました。また、昨今の情報技術(IT)関連分野の進展を把握する一助として、平成12年度より情報化投資の動向も併せて調査を実施しています。

○経済動向調査

- ・ 設備投資計画調査報告(年2回)
- ・ 最近の経済動向 ～デフレ下の日本経済と変化への兆し～
- ・ 変貌するわが国貿易構造とその影響について ～情報技術関連(IT)財貿易を中心に～
- ・ 労働分配率と賃金・雇用調整
- ・ 高齢化と消費需要

産業、企業、国民生活に関する調査・研究

グローバル化や技術革新の新たな流れを受けて、わが国産業構造の転換が喫緊の課題となっています。特に、世界経済における中国のプレゼンスの高まりや地球環境問題、さらに循環型社会システムの構築に向けたリサイクルなどの取り組みや、少子・高齢化に向けた対応など、企業経営や社会システムの変革が必要な段階にきています。このような産業・企業・国民生活を取り巻く諸問題を社会との関わりも踏まえて明らかにし、提言を行うことは、政策金融機関としての重要なテーマとなっています。

○産業動向・企業経営調査

- ・ 最近の産業動向 ～主要産業の生産は、素材、資本財産業を中心に減少へ～
- ・ 物流の新しい動きと今後の課題 ～3PL(サードパーティ・ロジスティクス)からの示唆～
- ・ 分散型電源におけるマイクロガスタービン ～その現状と課題～
- ・ ROAの長期低下傾向とそのミクロ的構造 ～企業間格差と経営戦略～
- ・ 近年の企業金融の動向について ～資金過不足と返済負担～

○環境関連調査

- ・ 環境情報行政とITの活用 ～環境行政のパラダイムシフトに向けて～
- ・ 都市再生と資源リサイクル ～資源循環型社会の形成に向けて～
- ・ 使用済み自動車リサイクルを巡る展望と課題

地域政策・地域経済の調査研究

地方分権の進展により地域の自立的発展が期待される中で、経済の成熟化、国際化、情報化、高齢化など地域を取り巻く経済・社会構造は大きな転換期にあります。これらの動きを分析し、地域の政策課題を的確に把握するとともにこれらに関する提言を行っていくことは地域の活性化を実現するうえでますます重要となってきています。

○地域政策・地域経済動向調査

- ・ 社会資本整備の政策評価 ～都道府県データによる生産力効果の計測～
- ・ 地域マネジメントシステム(RMS)による地域の仕組みづくりへの提案
- ・ 環境負荷の少ない大都市圏の都市構造に関する研究動向
- ・ 環境を基盤とした地域振興計画のためのGIS活用基礎調査
- ・ 東北地域における電気機械産業の縮小と今後の展開
- ・ 人口からみた都市の効率的規模 ～費用・便益アプローチによる実証的研究～
- ・ 外国人観光客誘致からみた日本の観光が抱える課題とその克服に向けて
～いかにパイオニアを見いだして育むか～

海外駐在員事務所報告

- ・ ワシントンから：シリコンヒルズ オースチンの発展戦略
- ・ ニューヨークから：ニューヨーク州セラミックス街道の発展 ～地場産業を活かした産業クラスターモデル～
- ・ ロサンジェルスから：米国で再び脚光を浴びる再生可能エネルギー ～カリフォルニア州での新たな取組みを中心に～
- ・ ロンドンから：デットファイナンスによるNPO水道会社の誕生 ～水道民営化から10年を経た英国・ウェールズでの取組み～
- ・ フランクフルトから：第2回フランクフルト座談会「コミュニティを大切にするまちづくりを考える」～地域コミュニティ再生に不可欠な統合的アプローチ～
- ・ シンガポールから：失業問題 ～シンガポールの対策～



各種経済・産業・企業財務データなど

- ・「経済・産業メモ」(毎月発行)
- ・「主要経済社会指標」(毎月発行)
- ・「統計要覧」(毎年発行)
- ・「長期産業データ集 02ーグラフで見る日本産業のダイナミズムー」
- ・「産業別財務データハンドブック」(毎年発行)
- ・「産業経済インデックス」(毎月発行)
- ・「地域ハンドブック」(毎年発行)等

広報誌の提供

地域、産業、経済に関する最新の情報をビジュアルにわかりやすく提供します。

- ・一般広報誌「DBJournal」(年3回発行)
- ・地域情報誌「かたりすと」(年3回発行)
- ・地域調査研究情報誌「RPレビュー」(年3回発行)



各種審議会・委員会への 参加・提言

当行は、各省庁や経済団体の審議会や、地方の自治体等が主催する委員会・研究会など、産業振興・地域整備ほか各種政策に関するさまざまな検討組織に参加しています。

その中で、政策金融機関としての公平・中立な立場から国や地域の政策立案に貢献するべく、積極的な提言を行っています。

各種講演会・セミナー等の 企画・開催等

当行では、独自の情報発信手段として、産業・地域振興や社会資本整備などに関するさまざまな講演会・セミナー・シンポジウムなどを開催しています。また、地域の自治体や経済団体等が行うセミナーなどにも積極的に参加し情報・ノウハウの提供を行っています。

こうしたさまざまな機会を通じて、政策金融機関としての活動の中で当行が蓄積してきた内外の経済・金融・政策動向に関する情報や、新しい社会資本整備手法・金融手法についてのノウハウなどを広く提供しています。

- ・ 地域セミナー（まちづくり、地域産業振興策、産学連携など）
- ・ PFIセミナー・フォーラム
- ・ 大学におけるベンチャービジネス講座、地域政策講座
- ・ 自治体主催の中心市街地活性化セミナーなど



自治体主催セミナーでの講演

インターネットによる 情報提供

当行は、インターネット上にホームページを開設し、日本語と英語での情報提供サービスを行っています。

当行ホームページでは、当行の投融资内容・実績、財務状況などを開示するとともに、金利情報や投融资の問い合わせ先なども掲載しています。

また、広報誌や調査部発行「調査」など当行作成の各種刊行物のバックナンバーや最近号の内容が閲覧できるなど、情報収集・研究目的の利用者向けの情報提供も充実させています。

〈ホームページアドレス〉

日本政策投資銀行 <http://www.dbj.go.jp/>

日本政策投資銀行関西支店 <http://www.kansai.dbj.go.jp/>

日本政策投資銀行北海道支店 <http://www.hokkaido.dbj.go.jp/>

日本政策投資銀行東海支店 <http://www.tokai.dbj.go.jp/>

対内投資促進活動

日本政策投資銀行では、外国からの投資の促進によるわが国地域産業・経済の活性化のために幅広く対内投資促進活動を推進しています。

外国企業および外資系企業向けの対内投資促進融資を目的としたプログラムに加え、さらなる対内投資促進を図るため、平成2年度より海外駐在員事務所および本店国際部において対日投資促進センター活動を開始しています。センターでは、国内外の対内投資関連機関と連携しつつ、わが国におけるマーケット情報や立地関連情報の提供、日本における設備投資計画のコンサルティング、日本への進出にあたっての日本側の協力先の紹介などの情報サービスを行い、外国企業の対内投資の支援を行っています。

また、外資系企業の地方への誘致施策の重要性に対応して、平成8年度には、国内の支店等においても対日投資促進センター活動を開始し、外資系企業の誘致を図る地方自治体とも連携して、外国企業の地域への誘致について一層の支援を行うこととしています。

さらに、対日投資促進センターでは、国内外の対内投資関連機関（各国政府・在日外国公館、ジェトロなど）と連携しつつ活動しています。具体的には、

- ・英国大使館および在日英国商工会議所との共催セミナー（平成12年10月）
- ・ジェトロ、EUおよび地域振興整備公団主催の「日-EU対日投資シンポジウム」参画（平成13年12月）
- ・在日ドイツ商工会議所との共催セミナー（平成13年11月）

を開催したほか、各国政府主催の対日輸出・投資促進キャンペーンへの協力を行うとともに、タスクフォースや委員会への出席を通じて人的貢献を行っています。また、ジェトロ等との密接な協力の下、プロジェクトが具体化した段階で、企業に対してファイナンス面でのニーズに対応した詳細情報を提供しているほか、平成10年8月より、ジェトロ、FIND（株）対日投資サポートサービス）、地域振興整備公団、日本立地センターと共同で対日投資関連機関連絡会を開催しています。

地域国際化支援活動

当行では、海外駐在員事務所活動などを通じた海外調査機能および情報ネットワークをもとに、広く地域の国際化に対する知的支援を行うことを目的として、地域国際化支援活動を行っています。

外資系企業の地域への立地は、地元雇用の創出、地域活力の創造などを通して地域経済の自立的な発展に寄与することが明らかとなりつつあります。そのため最近、外資系企業の地方への誘致に期待が高まりつつあり、地方自治体や地元商工団体は外資系企業誘致を積極化しています。また、地域の自立のためのプランづくりなどに用いる海外情報の提供が地域では求められています。

こうしたニーズに対応すべく、当行は従来から蓄積している外資系企業誘致のノウハウや、海外駐在員事務所の海外における調査活動の成果および情報ネットワークなどを地方自治体や地元商工団体などに還元しています。



英国大使館および在日英国商工会議所との共催セミナー（平成12年10月）

国際協力の意義

日本政策投資銀行は、政策金融・企業審査など、当行に蓄積された知識とノウハウを活かし、国内外からの要請に応え、アジアを中心とする発展途上国や市場体制移行国に対し、研修・国際セミナー開催、調査・研究、コンサルタント業務という形で知的技術支援活動を展開してきています。

発展途上国や市場体制移行国では、国内の経済基盤強化のため、民間金融では担いきれない中堅・中小企業振興、地方開発およびインフラ整備といった政策課題を支える長期金融機関の必要性がクローズアップされています。また、アジア金融危機を契機に、アジア諸国では改めて健全な公的金融機関の役割が見直されるようになりました。こうしたなか、政策金融の経験、先進的な経営マネジメント手法などに関するノウハウの提供を求められる機会が増えています。

ナレッジ・バンク機能の一環として、こうした期待に応え、内外の国際協力機関との補完・協力関係を維持・拡充しながら、質の高い研修および調査を両輪とする国際協力活動・情報発信活動に取り組むことを通じ、各国経済社会の持続可能な発展に貢献していくことは、政策金融機関である当行の責務であると考えています。

国際協力活動の重点分野

当行の国際協力活動に対するニーズは内容的に拡大してきました。研修では、旧来の政策金融・企業審査などに加えて、取引先格付、政策金融評価、あるいはリスクマネジメントなどへ関心が広がっています。また、調査・研究においては、環境対策、ベンチャー企業振興、民間によるインフラ整備といった、先進国・途上国を問わない普遍的な政策課題について、日本やアジアの取り組み・経験への関心が高まっており、当行にも大きな役割が求められています。

知的技術支援要請は、各国政府・開発金融機関や国際機関（世界銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行など）から直接、あるいはODA実施機関や省庁を通じて数多く寄せられます。我々の専門知識や経験をいかせる上記各分野において、積極的に国際協力活動を展開しています。



「開発金融機関と環境」をテーマにした
第35回DFC研修

平成13年度活動状況

国内研修としては、アジアの市場体制移行国8ヶ国を対象にSDF研修(Seminar on Development Finance for Countries in Transition)、アジアを中心とした開発金融機関12機関向けにDFC研修(Development Finance Course)を行いました。前者では「市場移行国が抱える諸問題」、後者では「開発金融機関と環境」をテーマに種々の講義を行うとともに、参加者の発表をベースとしたワークショップを行い、参加機関と当行の間で各々活発な議論がなされました。また、他機関が主催する国内研修にも積極的に講師派遣を行いました。

海外での研修としては、アジアの市場体制移行国3ヶ国(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)にて政策金融、企業審査、リスク管理などに関する研修を実施しました。また、マレーシア開発インフラストラクチャー銀行およびタイ産業金融公社と協力して、アフリカ金融セクターおよび同政府機関に対してそれぞれ研修を実施し、南南協力型プロジェクトへの貢献も図りました。

また調査事業としては、米州開発銀行、世界銀行および国際協力事業団からの依頼により、企業経営、環境問題、マイクロファイナンスなどをテーマとした調査を実施しました。

その他、設立当初より技術支援を行ってきた中国国家開発銀行とは、新たな互恵関係に移行することを目的として相互協力に関する覚書を締結し、第一回目のプロジェクトとしてリスク管理などをテーマとした双方向型の会議を実施しました。また、アジア各国の主要開発金融機関総裁等(18ヶ国29機関38名)の出席を得て、ADFIAP(アジア太平洋開発金融機関協会)総会を日本で初めて主催し、開発金融機関の市場および国家との関係およびリスク管理につき討議しました。



アジア各国の主要開発金融機関総裁等の出席を得て、ADFIAP*総会を日本で初めて開催
*ADFIAP: アジア太平洋開発金融機関協会

財務状況

2002

DEVELOPMENT BANK OF JAPAN

1. 当行は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠した財務諸表の作成を義務づけられております。

また、アカウンタビリティ確保の観点から、民間金融機関と同水準のディスクロージャーを行うべく、上記財務諸表に加えて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、財務諸表等規則という。）に準拠した財務諸表を作成し、証券取引法第193条の2所定の監査証明に準ずる中央青山監査法人による監査証明を受けております。

「財務諸表等規則」に準拠した財務諸表に基づき作成した「企業会計基準準拠決算」については、P59～89をご参照下さい。

また、「特殊法人等会計処理基準」に準拠した財務諸表に基づき作成した「特殊法人会計原則準拠決算」については、P91～104をご参照下さい。

2. 民間金融機関においては、平成10年10月6日付全国銀行協会連合会通達（平10調々第177号）「担保・保証債権の貸倒償却の取扱いについて（ご連絡）」に従い、資産の自己査定により回収不能又は無価値と判定した担保・保証付債権については、原則として債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を貸倒償却として債権額から直接減額する会計処理（部分直接償却）を行っています。以下「企業会計基準準拠決算」におきましては、民間金融機関に準じ、部分直接償却相当額を控除した金額を掲載しております。

企業会計基準 準拠決算

企業会計基準準拠決算

I. 決算状況

第2期事業年度(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)及び第3期事業年度(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)の財務状況及び損益状況の概要は次の通りです。

1. 財務状況

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では、貸出金16兆7,384億円に対し、負債・資本勘定では借入金13兆8,560億円、債券1兆3,431億円のほか資本金1兆1,222億円等です。

2. 損益状況

当年度中の損益は

業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	637億円
経常損益	▲ 617億円
当期純損益	▲ 609億円

となりました。

業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は前期に比べ増益となったものの、資産査定厳格化等に伴う貸倒引当金繰入額の増加を主たる要因として、当期純損益は609億円の損失を計上しました。

II. 財務諸表

当行は、「財務諸表等規則」に基づいた財務諸表を作成しており、証券取引法第193条の2の規定に準じて中央青山監査法人の監査証明を受けています。以下の貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及びキャッシュ・フロー計算書は上記の財務諸表に基づいて作成しています。

1. 財務諸表

(1) 財務諸表等

① 貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

期 別 科 目	第 2 期末 (平成13年3月31日)		第 3 期末 (平成14年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
貸出金 ※1, 2, 3, 4, 6	17,741,159	96.72	16,738,488	97.03
証書貸付	17,741,159		16,738,488	
有価証券 ※5	436,165	2.38	431,041	2.50
国債	203,116		201,489	
社債	58,420		67,680	
株式	174,629		161,872	
買現先勘定	97,370	0.53	14,998	0.09
現金預け金	30,035	0.16	113,629	0.66
現金	5		4	
預け金	30,029		113,624	
その他資産	239,106	1.30	244,797	1.42
前払費用	66		76	
未収収益	93,692		85,483	
繰延ヘッジ損失 ※7	145,164		158,999	
その他の資産	182		237	
動産不動産 ※8	40,742	0.22	39,810	0.23
土地建物動産	40,382		39,394	
建設仮払金	—		6	
保証金権利金	359		409	
債券繰延資産	1,816	0.01	1,706	0.01
債券発行差金	1,816		1,706	
支払承諾見返	104,573	0.57	78,103	0.45
貸倒引当金	△ 342,940	△ 1.87	△ 410,519	△ 2.38
投資損失引当金	△ 3,374	△ 0.02	△ 1,826	△ 0.01
資産の部合計	18,344,655	100.00	17,250,231	100.00

(負債及び資本の部)

(単位：百万円)

期 別 科 目	第 2 期末 (平成13年3月31日)		第 3 期末 (平成14年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債券	1,329,198	7.24	1,343,100	7.79
債券発行高	1,329,198		1,343,100	
借入金	14,951,287	81.50	13,856,028	80.32
借入金	14,951,287		13,856,028	
その他負債	327,634	1.79	315,035	1.83
未払費用	110,782		78,737	
前受収益	47,958		57,817	
従業員預り金	289		266	
金融派生商品	145,335		159,713	
その他の負債	23,268		18,500	
退職給付引当金	25,013	0.14	29,516	0.17
支払承諾	104,573	0.57	78,103	0.45
負債の部合計	16,737,707	91.24	15,621,784	90.56
資本金	1,039,386	5.66	1,122,286	6.50
その他の剰余金	566,270	3.09	505,291	2.93
準備金 ※9	951,894		937,734	
当期末処理損失	385,624		432,443	
その他有価証券評価差額金	1,291	0.01	869	0.01
資本の部合計	1,606,947	8.76	1,628,446	9.44
負債及び資本の部合計	18,344,655	100.00	17,250,231	100.00

② 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 2 期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日		第 3 期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経常収益	668,875	100.00	623,309	100.00
資金運用収益	667,721		619,614	
貸出金利息	665,636		616,955	
有価証券利息配当金	1,775		2,622	
買現先利息	271		23	
預け金利息	37		12	
その他の受入利息	—		0	
役務取引等収益	862		3,506	
その他の役務収益	862		3,506	
その他業務収益	1		—	
外国為替売買益	1		—	
その他経常収益	290		188	
株式等売却益	—		31	
その他の経常収益	290		157	
経常費用	638,448	95.45	685,095	109.91
資金調達費用	583,647		524,525	
債券利息	51,530		40,675	
債券発行差金償却	492		414	
借入金利息	529,994		479,130	
金利スワップ支払利息	1,626		4,304	
その他の支払利息	4		—	
役務取引等費用	52		46	
支払為替手数料	6		5	
その他の役務費用	46		40	
その他業務費用	1,981		1,143	
債券発行費	1,721		877	
外国為替売買損	—		0	
その他の業務費用	259		265	
営業経費	29,942		33,620	
その他経常費用	22,823		125,759	
貸倒引当金繰入額	10,048		67,934	
投資損失引当金繰入額	3,374		1,230	
貸出金償却	5,001		45,579	
株式等償却	4,398		9,521	
その他の経常費用	—	0.00	1,494	0.24
経常利益（△は損失）	30,427	4.55	△ 61,786	△ 9.91
特別利益	2,073	0.31	916	0.15
動産不動産処分益	1,790		69	
償却債権取立益	283		846	
特別損失	9,057	1.35	108	0.02
動産不動産処分損	63		108	
会計基準変更時差異償却 ※1	8,993		—	
当期純利益（△は損失）	23,444	3.51	△ 60,978	△ 9.78
前期繰越損失	409,068		371,464	
当期末処理損失	385,624		432,443	

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第 2 期	第 3 期
		自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日	自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益(△は当期純損失)		23,444	△ 60,978
減価償却費		1,298	1,186
貸倒引当金の増加額		10,048	67,934
投資損失引当金の増加額		3,374	1,230
退職給与引当金の増加額		△ 15,711	—
退職給付引当金の増加額		25,013	4,503
資金運用収益		△ 667,721	△ 619,614
資金調達費用		583,647	524,525
有価証券関係損益(△)		4,398	9,490
為替差損益(△)		△ 1	0
動産不動産処分損益(△)		△ 1,727	38
貸出金の純増(△)減		899,377	955,508
債券の純増減(△)		122,569	13,597
借用金の純増減(△)		△ 1,163,274	△ 1,095,259
買現先勘定の純増(△)減		205,257	82,371
資金運用による収入		696,508	637,329
資金調達による支出		△ 602,313	△ 555,500
その他		△ 49,231	33,431
営業活動によるキャッシュ・フロー		74,956	△ 204
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 201,824	△ 10,102
有価証券の償還による収入		—	11,307
動産不動産の取得による支出		△ 652	△ 423
動産不動産の売却による収入		2,195	129
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 200,281	911
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
政府出資金の受入れによる収入		63,100	82,900
財務活動によるキャッシュ・フロー		63,100	82,900
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		1	0
V 現金及び現金同等物の増加額		△ 62,224	83,606
VI 現金及び現金同等物の期首残高		92,202	29,979
VII 現金及び現金同等物の期末残高		29,979	113,585

④ 損失処理計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第2期	第3期
当期末処理損失		385,624	432,443
準備金取崩額	※1	14,159	—
準備金積立額	※3	—	44,743
次期繰越損失	※2	371,464	477,187

重要な会計方針

区 分	第 2 期 (自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日)	第 3 期 (自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理(売却原価は主として移動平均法により算定)しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
3. 固定資産の減価償却 の方法	動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし建物(建物付属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 22年～50年 動産: 3年～20年	同左
4. 繰延資産の処理方法	(1) 債券発行差金は、償却期限までの期間に対応して償却しております。 (2) 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負 債の本邦通貨への換 算基準	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを

区 分	第 2 期 (自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日)	第 3期 (自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日)
	合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、本行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は45,929百万円であります。	合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、本行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は66,236百万円であります。
	(2)投資損失引当金 時価のない株式に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	同左
	(3)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。 数理計算上の差異:発生年度において全額費用処理 なお、会計基準変更時差異(8,993百万円)については当年度に全額費用処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。	(3)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。 数理計算上の差異:発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。

区 分	第 2 期 (自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日)	第 3 期 (自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日)
7. リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び借入金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。	同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び債券の償還・利払いに係る財務代理人への信託金を除く預け金であります。	同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第 2 期末 (平成13年3月31日)	第 3 期末 (平成14年3月31日)
※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は51,591百万円、延滞債権額は283,377百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,690百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は278,069百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は615,729百万円であります。 なお、上記1.から3.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5. 為替決済等の取引の担保として、有価証券203,116百万円を差し入れております。 ※6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、23,020百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは13,400百万円であります。 ※7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は145,164百万円、繰延ヘッジ利益はありません。 ※8. 動産不動産の減価償却累計額 17,537百万円 ※9. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「その他の剰余金」に計上しております。	※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は87,722百万円、延滞債権額は283,339百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,523百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は280,041百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は655,627百万円であります。 なお、上記1.から3.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5. 為替決済等の取引の担保として、有価証券201,489百万円を差し入れております。 ※6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、302,036百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは218,120百万円であります。 ※7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は159,429百万円、繰延ヘッジ利益の総額は429百万円であります。 ※8. 動産不動産の減価償却累計額 18,347百万円 ※9. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「その他の剰余金」に計上しております。

(損益計算書関係)

第 2 期 (自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日)	第 3 期 (自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日)
※1. 会計基準変更時差異償却は、当期から退職給付会計を適用したことに伴い、当期首において発生した退職給付債務積立不足額(会計基準変更時差異)を一括償却したことにより発生した損失であります。	—

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 2 期 (自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日)	第 3 期 (自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成13年3月31日現在 現金預け金勘定 30,035 財務代理人への信託金 △ 56 現金及び現金同等物 29,979	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成14年3月31日現在 現金預け金勘定 113,629 財務代理人への信託金 △ 44 現金及び現金同等物 113,585

(損失処理計算書関係)

第 2 期 (自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日)	第 3 期 (自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日)
※1. 準備金取崩額は、日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令第271号)第4条第1項乃至第3項の規定に基づき計算された当期損失の補てんに充てるため、日本政策投資銀行法第41条第2項の規定に従い取崩を行うものであります。 ※2. 次期繰越損失は、日本政策投資銀行法上当期の損失処理がなされない金額であります。	— ※2. 次期繰越損失は、日本政策投資銀行法上当期の損失処理がなされない金額であります。 ※3. 準備金積立額は、日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令第271号)第4条第1項乃至第3項の規定に基づき計算された当期利益について、日本政策投資銀行法第41条第1項及び日本政策投資銀行法施行令第3条の規定に従い積立を行うものであります。

(リース取引関係)

第 2 期 (自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日)	第 3 期 (自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日)																																																																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>547百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>71百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>618百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>222百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>250百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>325百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>367百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>133百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>210百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>344百万円</td></tr> </table> - 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td> 支払リース料</td><td>145百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>126百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>5百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>— 百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>— 百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>— 百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	547百万円	その他	71百万円	合計	618百万円	減価償却累計額相当額		動産	222百万円	その他	28百万円	合計	250百万円	期末残高相当額		動産	325百万円	その他	42百万円	合計	367百万円	1年内	133百万円	1年超	210百万円	合計	344百万円	支払リース料	145百万円	減価償却費相当額	126百万円	支払利息相当額	5百万円	1年内	— 百万円	1年超	— 百万円	合 計	— 百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>634百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>59百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>693百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>276百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>30百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>307百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>358百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>386百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>168百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>222百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>391百万円</td></tr> </table> - 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td> 支払リース料</td><td>143百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>137百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>6百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>— 百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>— 百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>— 百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	634百万円	その他	59百万円	合計	693百万円	減価償却累計額相当額		動産	276百万円	その他	30百万円	合計	307百万円	期末残高相当額		動産	358百万円	その他	28百万円	合計	386百万円	1年内	168百万円	1年超	222百万円	合計	391百万円	支払リース料	143百万円	減価償却費相当額	137百万円	支払利息相当額	6百万円	1年内	— 百万円	1年超	— 百万円	合 計	— 百万円
取得価額相当額																																																																																					
動産	547百万円																																																																																				
その他	71百万円																																																																																				
合計	618百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	222百万円																																																																																				
その他	28百万円																																																																																				
合計	250百万円																																																																																				
期末残高相当額																																																																																					
動産	325百万円																																																																																				
その他	42百万円																																																																																				
合計	367百万円																																																																																				
1年内	133百万円																																																																																				
1年超	210百万円																																																																																				
合計	344百万円																																																																																				
支払リース料	145百万円																																																																																				
減価償却費相当額	126百万円																																																																																				
支払利息相当額	5百万円																																																																																				
1年内	— 百万円																																																																																				
1年超	— 百万円																																																																																				
合 計	— 百万円																																																																																				
取得価額相当額																																																																																					
動産	634百万円																																																																																				
その他	59百万円																																																																																				
合計	693百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	276百万円																																																																																				
その他	30百万円																																																																																				
合計	307百万円																																																																																				
期末残高相当額																																																																																					
動産	358百万円																																																																																				
その他	28百万円																																																																																				
合計	386百万円																																																																																				
1年内	168百万円																																																																																				
1年超	222百万円																																																																																				
合計	391百万円																																																																																				
支払リース料	143百万円																																																																																				
減価償却費相当額	137百万円																																																																																				
支払利息相当額	6百万円																																																																																				
1年内	— 百万円																																																																																				
1年超	— 百万円																																																																																				
合 計	— 百万円																																																																																				

(有価証券関係)

I 前事業年度

1. 売買目的有価証券（平成13年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成13年3月31日現在）

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	48,600	49,535	935	1,114	179
その他	—	—	—	—	—
合計	48,600	49,535	935	1,114	179

(注) 1. 時価は、前事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成13年3月31日現在）

(単位:百万円)

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	—	—	—	—	—
債券	201,824	203,116	1,291	1,304	12
国債	201,824	203,116	1,291	1,304	12
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	201,824	203,116	1,291	1,304	12

(注) 1. 貸借対照表計上額は、前事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成12年4月1日至平成13年3月31日）

該当ありません。

5. 当該事業年度中に売却したその他有価証券（自平成12年4月1日至平成13年3月31日）

該当ありません。

6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成13年3月31日現在）

(単位:百万円)

		金 額
満期保有目的の債券	非上場社債	9,820
その他有価証券	非上場株式	174,629

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成13年3月31日現在）（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	10,578	241,958	9,000	—
国債	10,528	192,588	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	50	49,370	9,000	—
その他	—	—	—	—
合計	10,578	241,958	9,000	—

II 当事業年度

1. 売買目的有価証券（平成14年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成14年3月31日現在）（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	57,600	52,440	△ 5,159	188	5,347
その他	—	—	—	—	—
合計	57,600	52,440	△ 5,159	188	5,347

(注) 1. 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成14年3月31日現在）（単位：百万円）

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	—	—	—	—	—
債券	200,619	201,489	869	869	—
国債	200,619	201,489	869	869	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	200,619	201,489	869	869	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成13年4月1日至平成14年3月31日）

該当ありません。

5. 当該事業年度中に売却したその他有価証券（自平成13年4月1日至平成14年3月31日）

該当ありません。

6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成14年3月31日現在）（単位：百万円）

	金額
満期保有目的の債券 非上場社債	10,080
その他有価証券 非上場株式	161,872

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成14年3月31日現在）（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	117,923	142,695	8,500	—
国債	110,315	91,174	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	7,608	51,521	8,500	—
その他	—	—	—	—
合計	117,923	142,695	8,500	—

（金銭の信託関係）

I 前事業年度

該当ありません。

II 当事業年度

該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

I 前事業年度

○その他有価証券評価差額金（平成13年3月31日現在）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

	金額
評価差額	1,291
その他有価証券	1,291
その他の金銭の信託	—
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	—
その他有価証券評価差額金	1,291

II 当事業年度

○その他有価証券評価差額金（平成14年3月31日現在）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

	金額
評価差額	869
その他有価証券	869
その他の金銭の信託	—
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	—
その他有価証券評価差額金	869

(デリバティブ取引関係)

I 前事業年度

1. 取引の状況に関する説明

(1)取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引であります。

(2)取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3)取引の利用目的

デリバティブ取引は、利益の安定化を図るべく、金利関連では資金調達に係る将来の金利上昇リスクを回避する目的で、また、通貨関連では外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、デリバティブ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券及び借入金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

なお、当行におけるデリバティブ取引はヘッジ目的のみに限定しており、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。また、信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。

(5)取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成13年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成13年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

II 当事業年度

1. 取引の状況に関する説明

(1)取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引であります。

(2)取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3)取引の利用目的

デリバティブ取引は、利益の安定化を図るべく、金利関連では資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨関連では外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、デリバティブ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券及び借入金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

なお、当行におけるデリバティブ取引はヘッジ目的のみに限定しており、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。また、信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。

(5)取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成14年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区 分		第 2 期末 (平成13年3月31日)	第 3 期末 (平成14年3月31日)
退職給付債務	(A)	△ 35,637	△39,819
年金資産	(B)	10,623	10,302
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	△ 25,013	△29,516
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	—	—
未認識数理計算上の差異	(E)	—	—
未認識過去勤務債務	(F)	—	—
貸借対照表計上額純額	(G)=(C)+(D)+(E)+(F)	△ 25,013	△29,516
前払年金費用	(H)	—	—
退職給付引当金	(G)－(H)	△ 25,013	△29,516

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区 分		第 2 期末 (平成13年3月31日)	第 3 期末 (平成14年3月31日)
勤務費用		1,536	1,652
利息費用		1,074	1,069
期待運用収益		△ 336	△ 265
過去勤務債務の費用処理額		—	—
数理計算上の差異の費用処理額		380	4,131
会計基準変更時差異の費用処理額		8,993	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)		—	—
退職給付費用		11,649	6,587

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	第 2 期末 (平成13年3月31日現在)	第 3 期末 (平成14年3月31日現在)
(1) 割引率	3.0%	2.5%
(2) 期待運用収益率	3.0%	2.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	同 左
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	当事業年度に一括償却	—

(関連当事者との取引)

I 前事業年度(自 平成12年4月1日 至 平成13 年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

II 当事業年度(自 平成13年4月1日 至 平成14 年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 附属明細表

第3期(自平成13年4月1日至平成14年3月31日)

【有形固定資産等明細表】

(単位: 百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
土地	—	—	—	20,763	—	—	20,763
建物	—	—	—	34,774	16,712	1,022	18,061
動産	—	—	—	2,204	1,634	162	570
建設仮払金	—	—	—	6	—	—	6
有形固定資産計	—	—	—	57,748	18,347	1,185	39,401
無形固定資産							
権利金等	—	—	—	18	13	1	4
保証金	—	—	—	405	—	—	405
無形固定資産計	—	—	—	423	13	1	409
債券発行差金	4,215	304	926	3,593	1,887	414	1,706

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【債券明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高(百万円)	当期末残高(百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要
185回～186回 政府保証債 (国内債)	平成8年2月26日～ 平成8年11月25日	20,000	20,000	2.90 ～3.10	なし	平成18年2月24日～ 平成18年11月24日	(注)2
1回～5回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日～ 平成13年8月24日	200,000	250,000	1.40 ～1.90	なし	平成22年8月24日～ 平成23年8月23日	
57次～67次 政府保証債 (外国債)	平成3年9月20日～ 平成10年9月4日	329,309 (500,000千\$) (450,000千£)	209,309 (500,000千\$) (450,000千£) [62,950]	1.81 ～9.12	なし	平成13年9月20日～ 平成40年9月4日	(注)1
2次～9次 政府保証債 (外国債)	平成3年8月14日～ 平成10年3月10日	87,944 (810,000千SFr) (300,000千DM)	68,320 (590,000千SFr) (300,000千DM) [21,180]	3.00 ～7.50	なし	平成13年8月14日～ 平成17年3月10日	(注)2
1次～3次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日～ 平成13年8月2日	178,975 (750,000千\$)	258,621 (750,000千\$) (750,000千EUR)	1.75 ～6.87	なし	平成22年6月21日～ 平成23年11月30日	
111回～211回 政府引受債	平成3年4月19日～ 平成10年12月21日	512,970	436,850 [92,340]	1.10 ～6.80	なし	平成13年4月19日～ 平成20年12月19日	(注)2
1回～2回 財投機関債	平成13年9月25日～ 平成14年2月4日	—	100,000	0.60 ～0.78	なし	平成18年9月20日～ 平成19年3月20日	
合 計		1,329,198	1,343,100				

(注) 1. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府保証債及び政府引受債であります。

3. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。

4. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

5. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	176,469	161,024	150,805	51,770	196,600

【借入金等明細表】

区分	前期末残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率	返済期限
借入金	14,951,287	13,856,028	2.93%	—
借入金	14,951,287	13,856,028	2.93%	平成13年4月～平成34年1月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次の通りであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,715,061	1,673,048	1,625,653	1,566,981	1,470,310

【資本金等明細表】

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	1,039,386	82,900	—	1,122,286	
うち政府出資	1,039,386	82,900	—	1,122,286	(注)1
準備金	951,894	—	14,159	937,734	(注)2

(注) 1. 当期増加額は、当行の経営基盤強化のための政府出資金の受入れによるものであります。
2. 当期減少額は、日本政策投資銀行法第41条第2項の規定に基づき取崩したものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	342,940	410,519	355	342,585	410,519
一般貸倒引当金	248,334	280,626	—	248,334	280,626
個別貸倒引当金	94,605	129,893	355	94,250	129,893
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	3,374	1,827	2,778	596	1,827
計	346,315	412,346	3,133	343,181	412,346

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金 …………… 洗替による取崩額
個別貸倒引当金 …………… 洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

当事業年度末(平成14年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次の通りであります。

①資産の部

預け金	日本銀行への預け金1,247百万円、他の銀行への預け金112,377百万円であります。
前払費用	賃貸借契約に基づく前払費用であります。
未収収益	貸出金利息84,718百万円、有価証券利息743百万円その他であります。
その他の資産	仮払金94百万円(訴訟関連概算払等)、出資金143百万円(投資事業組合)であります。

②負債の部

未払費用	借入金利息65,609百万円、債券利息11,140百万円その他であります。
前受収益	繰上弁済補償金繰延勘定56,738百万円、債券に係る為替予約差額1,061百万円その他であります。
その他の負債	貸付償還金16,591百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。

2. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等回収予定

(単位：百万円)

第2期末残高 (平成13年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
17,799,579	1,840,997	6,995,716	5,504,393	3,458,474

第3期末残高 (平成14年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
16,806,168	1,936,046	6,495,321	5,290,103	3,084,698

(注)貸出金等は貸出金及び社債を指します(但し部分直接償却分を除く)

② 貸出金等平均残高

(単位：百万円)

	第 2 期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日		第 3 期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
貸出金	18,163,646	98.7%	17,166,073	98.4%
出資金	159,621	0.9%	174,248	1.0%
その他	73,272	0.4%	111,372	0.6%
合計	18,396,539	100.0%	17,451,693	100.0%

(注)合計(総資産の平均残高)は、支払承諾及び貸付受入金の平均残高を控除しています。

③ 貸出金残高の業種別内訳

(単位：百万円)

	第 2 期 平成13年3月31日現在	第 3 期 平成14年3月31日現在	対前年増減
製造業	3,183,365	2,985,443	△ 197,921
農林漁業	9,007	8,328	△ 678
鉱業	41,770	37,896	△ 3,874
建設業	64,229	47,016	△ 17,212
電気・ガス・熱供給・水道業	4,610,984	4,348,449	△ 262,535
運輸・通信業	5,804,567	5,604,057	△ 200,510
卸売・小売業、飲食店	849,788	740,977	△ 108,810
金融・保険業	67,300	63,304	△ 3,996
不動産業	1,823,308	1,723,778	△ 99,530
サービス業	1,286,440	1,178,742	△ 107,697
地方公共団体	396	493	97
合計	17,741,159	16,738,488	△ 1,002,670

④ 地方公共団体への出資または拠出に係る法人（第三セクター）への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」）については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人（但し、上場企業・店頭登録企業は除く）として整理しています）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っています。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっています。

これらの法人への平成14年3月末貸付金残高は1兆9,381億円です。

地方公共団体の出資または拠出に係る法人向けリスク管理債権は以下の通りで、後記5. 記載のリスク管理債権の内数です。

（単位：百万円）

債権の区分	第 3 期 平成14年3月31日現在
破綻先債権	2,783
延滞債権	127,042
3ヶ月以上延滞債権	1,859
貸出条件緩和債権	178,574
合計	310,259

第三セクター向けリスク管理債権の内訳では、貸出条件緩和債権の占める割合が高くなっています。これは、第三セクターの行う事業が、上述の通り公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加えて、現下の長期に亘る経済低迷の影響で売上実績等が計画と乖離しているため、返済条件の見直しによる経営支援を行っている案件が多いことによるものです。当行としては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、当該事業が継続されることにより本来の政策効果が維持されるよう努めています。

（2）借入金等の状況

① 借入金等返済予定

（単位：百万円）

第2期末残高 （平成13年3月31日）	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
16,280,486	1,890,490	7,270,143	5,661,839	1,458,013

第3期末残高 （平成14年3月31日）	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
15,199,129	1,891,531	6,899,928	5,228,210	1,179,459

（注）借入金等は、借入金及び債券を指します。

② 借入金等平均残高

（単位：百万円）

	第 2 期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日		第 3 期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
自己資本	1,556,424	8.5%	1,662,285	9.5%
債券	1,287,999	7.0%	1,337,419	7.7%
借入金	15,469,251	84.1%	14,337,114	82.2%
その他	82,865	0.5%	114,875	0.7%
合計	18,396,539	100.0%	17,451,693	100.0%

(参考) 参考として以下の情報を掲げております。

① 収益の概要

(単位: 百万円)

	第 2 期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日	第 3 期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日
業務粗利益	82,903	97,404
資金運用利益	84,073	95,088
役務取引等利益	809	3,459
その他業務利益	△ 1,979	△ 1,143
経費(除く臨時処理分)	△ 29,942	△ 33,620
人件費	△ 18,550	△ 22,341
うち退職給付費用のうち数理計算上の差異	△ 380	△ 4,131
物件費	△ 10,354	△ 10,270
税金	△ 1,037	△ 1,008
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	52,960	63,784
一般貸倒引当金繰入額	6,902	△ 32,291
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	59,863	31,492
臨時損益	△ 29,435	△ 93,279
不良債権処理損失	△ 21,953	△ 82,716
貸出金償却等	△ 5,001	△ 47,074
個別貸倒引当金繰入額	△ 16,951	△ 35,642
株式等損益	△ 7,772	△ 10,751
その他	290	188
経常損益	30,427	△ 61,786
特別損益	△ 6,983	807
うち動産不動産処分損益	1,727	△ 38
うち償却債権取立益	283	846
うち退職給付関連損益	△ 8,993	—
当期純損益	23,444	△ 60,978

② 営業経費の内訳

(単位: 百万円)

	第 2 期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日	第 3 期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日
役員給	338	336
職員給	8,402	8,347
諸手当	5,912	5,784
うち賞与引当金相当額当期繰入額	△ 15	△ 21
福利費その他	3,515	3,742
退職給付費用のうち数理計算上の差異	380	4,131
旅費	859	792
業務諸費	8,195	8,289
交際費	0	1
税金	1,037	1,008
減価償却費	1,298	1,186
合計	29,942	33,620

(3) 利回り・利鞘・事務経費率

① 利回り等

(単位：％)

	第 2 期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日	第 3 期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日
貸付金等平均利回り(a)	3.66	3.59
資金調達利回り(b)	3.48	3.35
利幅(a)－(b)	0.18	0.24

② 営業経費率

(単位：％)

	第 2 期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日	第 3 期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日
営業経費率	0.18	0.21

(注)以上の諸比率は下記の算出式を用いて算出しております。

③ 自己資本比率、利益率等

(単位：％、億円)

	第 2 期 自 平成12年4月 1日 至 平成13年3月31日	第 3 期 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日
自己資本比率(国際統一基準)	10.17%	10.76%
総資産利益率		
業務純益(一般貸倒繰入前)	0.29%	0.37%
経常利益	0.17%	—
当期利益	0.13%	—
資本利益率		
業務純益(一般貸倒繰入前)	3.41%	3.94%
経常利益	1.96%	—
当期利益	1.51%	—
従業員1人あたり貸出金残高	128	121
1店舗あたり貸出金残高(除く事務所)	16,128	15,216
保有有価証券平均残高	4,554	5,123

(注)以上の諸比率は下記の算出式を用いて算出しております。

(参考) 諸比率の算出式

$$\text{貸付金等平均利回り} = \frac{\text{貸付金等利息}}{\text{貸付金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達利回り} = \frac{\text{資金調達費用}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{営業経費率} = \frac{\text{営業経費}}{\text{借入金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産利益率} = \frac{\text{利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

$$\text{資本利益率} = \frac{\text{利益}}{\text{資本勘定期首期末平均残高}} \times 100$$

3. 開示債権と引当・保全の状況

日本政策投資銀行：資産自己査定、債権保全状況（平成14年3月期）

（単位：億円）

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類	Ⅲ分類	（Ⅳ分類）	貸倒引当金	（参考）引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 1,114	破産更生債権 およびこれら に準ずる債権 1,114	全額担保・保証・ 引当金によりカバー 1,114	引当率 100% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 662	1,298	100%	破綻先債権 877
破綻懸念先 2,598	危険債権 2,598	全額担保・保証・ 引当金によりカバー 2,292	引当率 80.5% 305 引当金は 非分類に計上			88.3%	延滞債権 2,833
要管理先債権 3,206	要管理債権 2,845	うち担保・保証・ 引当金によりカバー 974	信用部分に 対する引当率 36.8%		2,806	58.5%	3ヶ月以上延滞 債権及び貸出 条件緩和債権 2,845
要注意先 9,548	正常債権 162,448					債権残高に対する 引当率 10.7%	
正常先 152,539						債権残高に対する 引当率 0.7%	
債権残高合計 169,007	開示債権合計 169,007				貸倒引当金合計 4,105	債権残高に対する 引当率 2.4%	リスク管理債権 6,556

（注）1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

（参考情報）

（1）資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付および資産自己査定の実施にあたっては、投融资部門から独立した審査部および信用リスク管理部がこれを決定し、検査部および外部監査を活用してその適切性を検証しています。

資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権および金融再生法開示債権も含めて、資産の分類および集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

（2）リスク管理債権等

①リスク管理債権

定義は以下の通りです。

1. 破綻先債権：資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金
2. 延滞債権：資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金
3. 3ヶ月以上延滞先債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの
4. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないもの

なお、銀行法施行規則上、破綻先債権及び延滞債権は「未収利息不計上貸出金」のうち一定の事由に該当する貸出金ですが、未収利息の取扱につき当行は大蔵省告示第284号第4条に従っているため、破綻先債権及び延滞債権に区分している債権に対して未収利息を計上している場合があります。これらの未収利息については資産査定上回収の危険性の度合いに応じて分類を行っています。

②金融再生法に基づく開示債権

定義は以下の通りです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権
3. 要管理債権：3ヶ月以上延滞債権（元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く））及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヶ月以上延滞債権」に該当する債権を除く））
4. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

4. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権（部分直接償却実施後）

（単位：百万円）

項 目	第 2 期 平成13年3月31日現在	第 3 期 平成14年3月31日現在
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	78,952	111,471
危険債権	256,444	259,814
要管理債権	280,760	284,564
小計	616,157	655,850
正常債権	17,322,335	16,244,889
合計	17,938,493	16,900,739

（単位：百万円）

	第 2 期	第 3 期
部分直接償却実施額	45,929	66,236

貸出金残高（末残、部分直接償却実施後）に対する比率

（単位：%）

項 目	第 2 期 平成13年3月31日現在	第 3 期 平成14年3月31日現在
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.4	0.7
危険債権	1.4	1.5
要管理債権	1.6	1.7
正常債権	96.6	96.1

保全状況

（単位：%）

項 目	第 2 期 平成13年3月31日現在	第 3 期 平成14年3月31日現在
保全率（部分直接償却実施後）		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	92.4	88.3
要管理債権	70.9	58.5
信用部分に対する引当率		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	82.1	80.5
要管理債権	40.7	36.8
その他の債権に対する引当率		
要管理先債権以外の要注意先債権	6.8	10.7
正常先債権	0.8	0.7

5. リスク管理債権の状況

リスク管理債権（部分直接償却実施後）

（単位：百万円）

項 目	第 2 期 平成13年3月31日現在	第 3 期 平成14年3月31日現在
破綻先債権	51,591	87,722
延滞債権	283,377	283,339
3ヶ月以上延滞債権	2,690	4,523
貸出条件緩和債権	278,069	280,041
合計	615,729	655,627

貸出金残高（末残、部分直接償却実施後）に対する比率

（単位：％）

項 目	第 2 期 平成13年3月31日現在	第 3 期 平成14年3月31日現在
破綻先債権	0.3	0.5
延滞債権	1.6	1.7
3ヶ月以上延滞債権	0.0	0.0
貸出条件緩和債権	1.6	1.7
リスク管理債権合計/貸出金残高（末残）	3.5	3.9

業種別リスク管理債権

（単位：百万円）

	第 2 期 平成13年3月31日現在	第 3 期 平成14年3月31日現在
製造業	40,318	59,673
農林漁業	67	144
鉱業	6,605	6,743
建設業	619	7,058
電気・ガス・熱供給・水道業	21,548	25,916
運輸・通信業	56,794	45,679
卸売・小売業、飲食店	43,544	74,115
金融・保険業	—	—
不動産業	287,116	296,426
サービス業	159,115	139,868
地方公共団体	—	—
合計	615,729	655,627

6. 自己資本比率(国際統一基準自己資本比率)

(単位:億円)

項 目		第 2 期 平成13年3月31日現在	第 3 期 平成14年3月31日現在
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,393	11,222
	準備金等	5,662	5,052
	計 (A)	16,056	16,275
補完的項目 (Tier 2)	有価証券含み益の45%相当額	5	3
	一般貸倒引当金	2,251	2,138
	計 (B)	2,257	2,142
準補完的項目 (Tier 3)	(C)	—	—
控除項目	(D)	—	—
自己資本	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	18,314	18,418
リスクアセット等	資産(オンバランス)項目	179,034	168,714
	オフバランス取引項目	1,117	2,404
	信用リスクアセットの額 (F)	180,151	171,118
	マーケットリスク相当額にかかる額 (G)	—	—
	計 (F) + (G) (H)	180,151	171,118
自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (H)		10.17%	10.76%

特殊法人等会計処理基準 準拠決算

特殊法人等会計処理基準 準拠決算

I. 決算状況

第3事業年度(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)の財務状況及び損益状況の概要は次の通りです。

1. 財務状況

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では、貸付金16兆8,039億円、出資金1,766億円に対し、負債・資本勘定では借入金13兆8,248億円、債券1兆3,431億円のほか資本金1兆1,222億円等です。

2. 損益状況及び利益金処分

当年度中の利益は	利益金	6,776億円
	損失金	6,329億円
	差引利益金	447億円

で、利益金のうち主なものは、貸付金利息の受入6,177億円であり、一方、損失金の過半を占めるのは借入金利息の支払4,810億円です。

当年度利益金については、平成14年度期首において全額を準備金に積み立てました。なお当年度においては、財務基盤の強化等のため829億円の追加出資を受け入れています。

II. 財務諸表

当行の財務諸表、すなわち、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定により作成する財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、中央青山監査法人の監査証明を受けています。

① 第3事業年度末貸借対照表 平成14年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
貸付金	16,803,973	借入金	13,824,802
貸付金	16,668,898	財政融資資金借入金	12,950,591
直接貸付金	16,665,250	簡保積立金借入金	392,620
代理貸付金	3,647	産業投資借入金	481,547
外貨貸付金	135,074	石炭並びに石油及びエネルギー 需給構造高度化対策借入金	43
出資金	176,694	寄託金	31,225
有価証券	283,317	債券	1,343,100
国債	215,617	未払費用	77,472
社債	67,680	未払借入金利息	65,944
その他の証券	20	未払寄託金利息	189
現金預け金	113,549	未払債券利息	11,329
現金	4	その他未払費用	8
預け金	113,544	雑勘定	76,474
未収収益	88,124	貸付償還金	16,591
未収貸付金利息	87,358	仮受金	1,896
未収保証料	21	前受収益	57,817
未収有価証券利息	743	その他雑勘定	167
雑勘定	1,326	支払承諾	78,103
仮払金	277	(負債合計)	15,431,178
保証金等	405	資本金	1,122,286
その他雑勘定	644	準備金	937,734
動産不動産	39,455	当年度利益金	44,743
営業用土地建物動産	39,448	(資本合計)	2,104,764
建設仮払金	6		
繰延勘定	1,810		
債券発行差金	1,810		
支払承諾見返	78,103		
貸倒引当金	△ 50,411		
資産合計	17,535,943	負債・資本合計	17,535,943

② 第3事業年度損益計算書 平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位:百万円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	632,908	経常収益	677,652
借入金利息	481,051	貸付金利息	617,721
財政融資資金借入金利息	467,390	貸付金利息	614,136
簡保積立金借入金利息	13,660	直接貸付金利息	614,025
寄託金利息	810	代理貸付金利息	110
債券利息	42,249	外貨貸付金利息	3,584
短期借入金利息	0	保証料	242
事務費	28,521	有価証券利息	2,276
動産不動産減価償却費	1,196	受取配当金	230
支払手数料	42	預け金利息	12
貸付金償却	26,009	受入雑利息	18
債券発行差金償却	460	受入手数料	3,416
債券発行費償却	877	有価証券益	55
雑損	1,277	償却債権取立益	2
貸倒引当金繰入	50,411	雑益	317
当年度利益金	44,743	貸倒引当金戻入	53,359
合 計	677,652	合 計	677,652

(注) 当年度利益金44,743百万円は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項及び同法施行令(平成11年政令第271号)第3条の規程により、準備金として積み立てることとする。

③ 第3事業年度末財産目録 平成14年3月31日現在

(単位: 百万円)

科 目	金 額	備 考
貸付金	16,803,973	17,400 口
貸付金	16,668,898	17,366 口
直接貸付金	16,665,250	17,336 口
代理貸付金	3,647	30 口
外貨貸付金	135,074	34 口
出資金	176,694	264 口
有価証券	283,317	
国債	215,617	銘柄 額面 帳簿価額
		利付国庫債券(2,4,6,10年)及び } 14 口 215,000百万円 215,617百万円
		割引短期国庫債券
社債	67,680	40 口
その他の証券	20	1 口 ワラント権行使により取得した株式
現金預け金	113,549	
現金	4	
預け金	113,544	当座預け金 日本銀行外 22行 20,494百万円
		普通預け金 三井住友銀行外 1行 93,049百万円
未収収益	88,124	
未収貸付金利息	87,358	期末現在における既経過未収貸付金利息
未収保証料	21	期末現在における既経過未収保証料
未収有価証券利息	743	期末現在における既経過未収有価証券利息
雑勘定	1,326	
仮払金	227	45 口
保証金等	405	89 口 業務用建物の賃借に係る敷金・保証金等の支出金
その他雑勘定	644	128 口
動産不動産	39,455	
営業用土地建物動産	39,448	土地 104箇所 44,160m ² の65% 及び 150,618m ² 20,763百万円
		建物 243棟 延2,244m ² の95% } 及び 延115,878m ² 18,098百万円
		延846m ² の65%
		什器 2,163点 580百万円
		一括償却資産 55点 2百万円
		権利金等 4 口 4百万円
建設仮払金	6	2 口
繰延勘定	1,810	
債券発行差金	1,810	債券の額面金額と売渡価額との差額
支払承諾見返	78,103	支払保証 54件
貸倒引当金	△ 50,411	
計	17,535,943	

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2. 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産	18,375百万円
-------	-----------

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の3／1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0／1000である。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、発生した期に全額償却している。

債券発行差金

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、8、10又は12年間）内で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付金の元金残高）は、192,927百万円となっている。

参考1 特殊法人会計／企業会計の差異説明

日本政策投資銀行法に基づく財務諸表(特殊法人会計基準ベース)と財務諸表等規則に基づいて作成した財務諸表(企業会計基準ベース)の間には以下の相違があります。

(単位: 億円)

項目	特殊法人 会計基準ベース	企業会計基準ベース	貸借対照表上 の差額*	損益計算書上 の差額*
資産自己査定・ 実質引当 (貸付金、出資金)	日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき平成11年大蔵省告示第284号第16条に規定された貸倒引当金(期末貸付金残高の3/1,000上限)を計上。	・金融庁作成による「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(平成13年6月28日最終改正。以下「金融検査マニュアル」という。)に準じた債務者区分、債権分類を行い、部分直接償却を含め所要の引当金を計上。	▲4,263	▲907
	出資金に係る引当制度無し。	・当行の出資金につき、貸付金と同様、「金融検査マニュアル」に準じ、一部減損を含め所要の投資損失引当金を計上。	▲165	▲107
退職給付会計	退職給付・退職給与引当制度無し。(予算単年度主義)	・退職給付会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))に準じ、平成14年3月末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて要引当額を計算し、数理計算上の差異を含め全額を計上。(役員に係る退職給付引当金も含む)	▲295	▲44
金融商品時価評価、その他	時価評価未対応	・金融商品会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))に従い、保有有価証券の一部を時価評価。金利スワップ取引に対するヘッジ会計の適用。(繰延ヘッジ損失**の計上) ・外貨建取引会計基準(「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))に従い、外貨建資産の一部を期末為替レートで計上。外貨貸付・外国債発行に係る通貨スワップには振当処理を適用。 ・その他、一般に公正妥当と認められる会計処理基準に準じて計算。(経費支出に係る未払・前払補正等)	▲39	1

* 貸借対照表上に生じる差額の総計は、「資本の部」中「当期末処理損失」及び「その他有価証券評価差額」に含まれています。また、損益計算書上に生じる差額の総計は、「当期損益」に含まれています。

** 繰延ヘッジ損失は、金利リスクをヘッジするために取り組んだスワップ取引によるものです。これらのスワップ取引は、金利変動に伴う損益の変化を相殺するため、最終的に金利変動にかかわらず損益水準が一定範囲内に保たれることとなります。したがって、当行のスワップ取引は投機目的のものではありません。

参考2 日本政策投資銀行の業績推移

(1) 年度別投融資等金額

(単位: 百万円)

科目 \ 年度	11 (下期)	12	13
自立型地域創造	134,011	286,735	248,475
地域社会基盤整備	67,388	128,617	115,707
地域活力創造	18,450	39,713	31,380
地域連携・地域自立支援	48,173	118,405	101,388
豊かな生活創造	537,154	600,039	605,599
環境・エネルギー・防災・福祉対策	228,557	354,548	339,568
交通・物流ネットワーク	185,362	192,601	170,800
情報通信ネットワーク	123,235	52,890	95,231
経済活力創造	154,549	259,517	350,748
経済構造改革	144,539	233,312	326,469
知的基盤整備	10,010	26,205	24,279
小 計	825,714	1,146,291	1,204,822
社会資本整備促進	43,640	53,260	46,736
合 計	869,354	1,199,551	1,251,558

(注1) 日本政策投資銀行の平成11～12年度の投融資は、平成13年度項目区分に従い、便宜的に区分を組み替えている。

(注2) 11年度は、平成11年10月1日から平成12年3月31日までの6ヶ月間である。

(2) 年度別投融資等残高

(単位: 百万円)

科目 \ 年度	11 (12/3末)	12	13
自立型地域創造	4,407,405	4,234,339	4,036,935
地域社会基盤整備	2,559,688	2,525,771	2,426,323
地域活力創造	438,842	364,011	336,204
地域連携・地域自立支援	1,408,875	1,344,556	1,274,407
豊かな生活創造	11,432,094	10,794,350	10,073,802
環境・エネルギー・防災・福祉対策	5,956,880	5,611,181	5,273,585
交通・物流ネットワーク	4,288,437	4,110,673	3,864,053
情報通信ネットワーク	1,186,777	1,072,495	936,163
経済活力創造	2,324,932	2,230,259	2,206,477
経済構造改革	1,900,587	1,855,794	1,857,936
知的基盤整備	424,345	374,465	348,540
小 計	18,164,433	17,258,949	16,317,215
社会資本整備促進	758,812	735,820	704,481
合 計	18,923,245	17,994,770	17,021,696

(注) 日本政策投資銀行の平成11～12年度の投融資は、平成13年度項目区分に従い、便宜的に区分を組み替えている。

(3) 連続貸借対照表

(単位: 百万円)

科目	年度	11 (12/3末)	12	13
<資産の部>				
貸付金		18,754,467	17,786,488	16,803,973
(貸付金)		(18,604,466)	(17,639,439)	(16,668,898)
(外貨貸付金)		(150,000)	(147,048)	(135,074)
出資金		131,208	176,947	176,694
有価証券		351,507	357,694	283,317
現金預け金		92,164	29,946	113,549
未収収益		103,038	96,449	88,124
雑勘定		1,295	1,339	1,326
動産不動産		41,502	40,423	39,455
債券発行差金		1,945	1,966	1,810
支払承諾見返		104,089	104,573	78,103
貸倒引当金		—	△ 53,359	△ 50,411
合 計		19,581,221	18,542,470	17,535,943
<負債及び資本の部>				
借入金		16,076,809	14,916,887	13,824,802
寄託金		37,752	34,399	31,225
債券		1,206,012	1,329,198	1,343,100
未払費用		127,922	108,950	77,472
雑勘定		44,190	71,339	76,474
支払承諾		104,089	104,573	78,103
貸倒引当金		56,263	—	—
(負債合計)		(17,653,040)	(16,565,350)	(15,431,178)
資本金		976,286	1,039,386	1,122,286
準備金		928,934	951,894	937,734
当年度損益金		22,960	△ 14,159	44,743
(資本合計)		(1,928,180)	(1,977,120)	(2,104,764)
合 計		19,581,221	18,542,470	17,535,943

(注) 貸倒引当金については、平成12年度より資産の部からの控除項目に記載方法を変更している。

(4) 連続損益計算書

(単位: 百万円)

科目	年度	11 (下期)	12	13
<利 益>				
経常収益		403,899	728,041	677,652
貸付金利息		346,053	667,469	617,721
保証料		91	252	242
有価証券利息		514	1,681	2,276
受取配当金		—	209	230
預け金利息		—	37	12
受入雑利息		9	18	18
受入手数料		702	640	3,416
有価証券益		14	270	55
償却債権取立益		—	283	2
雑益		89	915	317
貸倒引当金戻入		56,425	56,263	53,359
特別利益		—	1,237	—
当年度損失金		—	14,159	—
合 計		403,899	743,438	677,652
<損 失>				
経常費用		380,939	743,438	632,908
借入金利息		277,078	530,603	481,051
寄託金利息		485	887	810
債券利息		27,684	51,658	42,249
短期借入金利息		—	1	0
支払雑利息		—	4	—
事務費		14,586	28,494	28,521
動産不動産減価償却費		662	1,304	1,196
支払手数料		30	48	42
外国為替損		—	0	—
貸付金償却		299	68,601	26,009
出資金償却		—	2,000	—
債券発行差金償却		320	595	460
債券発行費償却		3,230	1,721	877
雑損		297	4,157	1,277
貸倒引当金繰入		56,263	53,359	50,411
当年度利益金		22,960	—	44,743
合 計		403,899	743,438	677,652

(注) 11年度は、平成11年10月1日から平成12年3月31日までの6ヶ月間である。

参考3 日本開発銀行の業績推移

(1) 年度別投融資等金額

(単位: 百万円)

項目 \ 年度	9	10	11(上期)
自立型地域創造	378,663	354,197	98,509
地域社会基盤整備	288,903	216,832	62,036
地域活力創造	24,305	59,910	11,435
地域連携・地域自立支援	65,455	77,455	25,038
豊かな生活創造	1,191,428	1,094,305	286,396
環境・エネルギー・防災・福祉対策	548,610	397,040	124,486
交通・物流ネットワーク	458,388	418,077	100,640
情報通信ネットワーク	184,430	279,188	61,270
経済活力創造	223,220	1,125,958	201,659
経済構造改革	179,500	1,075,727	192,533
知的基盤整備	43,720	50,231	9,126
小 計	1,793,311	2,574,460	586,565
社会資本整備促進	107,161	68,812	5,960
合 計	1,900,472	2,643,272	592,525

(注)11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

(2) 年度別投融資等残高

(単位: 百万円)

項目 \ 年度	9	10	11(11/9末)
自立型地域創造	3,142,940	3,274,557	3,256,401
地域社会基盤整備	2,431,988	2,524,595	2,517,421
地域活力創造	206,528	234,204	229,321
地域連携・地域自立支援	504,423	515,756	509,659
豊かな生活創造	11,417,112	11,530,897	11,329,614
環境・エネルギー・防災・福祉対策	6,302,358	6,147,145	6,003,943
交通・物流ネットワーク	4,079,380	4,225,714	4,184,377
情報通信ネットワーク	1,035,374	1,158,037	1,141,292
経済活力創造	1,010,774	1,987,434	2,105,288
経済構造改革	529,515	1,525,716	1,666,877
知的基盤整備	481,259	461,717	438,411
小 計	15,570,827	16,792,889	16,691,304
社会資本整備促進	713,062	728,846	704,677
合 計	16,283,890	17,521,735	17,395,981

(3) 連続貸借対照表

(単位: 百万円)

項目 \ 年度	9	10	11(11/9末)
<資産の部>			
貸付金	16,226,709	17,425,149	17,267,773
(貸付金)	(16,125,011)	(17,288,125)	(17,121,659)
(外貨貸付金)	(101,697)	(137,024)	(146,113)
出資金	57,181	82,185	82,328
有価証券	163,949	252,458	113,177
現金預け金	2,904	3,191	4,472
未収収益	94,301	95,049	96,681
雑勘定	1,424	1,200	107,110
動産不動産	33,942	33,302	33,713
債券発行差金	1,633	1,053	763
支払承諾見返	1,587	57,706	80,397
合 計	16,583,633	17,951,297	17,786,417
<負債及び資本の部>			
借入金	14,467,248	15,369,122	15,150,716
寄託金	39,525	36,700	35,208
債券	589,424	614,424	614,424
未払費用	141,410	131,230	129,053
雑勘定	15,359	20,939	21,779
貸倒引当金	48,680	52,275	51,803
支払承諾	1,587	57,706	80,397
(負債合計)	(15,303,236)	(16,282,399)	(16,083,384)
資本金	341,775	689,625	699,125
準備金	895,386	938,621	979,273
当年度利益金	43,234	40,652	24,634
(資本合計)	(1,280,396)	(1,668,898)	(1,703,033)
合 計	16,583,633	17,951,297	17,786,417

(4) 連続損益計算書

(単位: 百万円)

項目 \ 年度	9	10	11(上期)
<利 益>			
経常収益	764,027	727,983	385,880
貸付金利息	715,246	678,107	332,522
保証料	0	14	68
有価証券利息	344	483	479
受入配当金	—	—	36
受入雑利息	18	18	9
受入手数料	651	478	414
外国為替益	57	—	—
有価証券益	52	53	6
雑益	157	149	68
貸倒引当金戻入	47,499	48,680	52,275
合 計	764,027	727,983	385,880
<損 失>			
経常費用	720,793	687,331	361,245
借入金利息	615,333	580,046	279,301
寄託金利息	1,025	952	446
債券利息	31,402	28,763	14,277
事務費	22,437	22,847	11,604
動産不動産減価償却費	1,132	1,290	660
支払手数料	—	4	24
貸付金償却	—	89	2,265
債券発行差金償却	600	579	289
拠出金繰延勘定償却	100	—	—
雑損	81	481	572
貸倒引当金繰入	48,680	52,275	51,803
当年度利益金	43,234	40,652	24,634
合 計	764,027	727,983	385,880

(注)11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

参考4 北海道東北開発公庫の業績推移

(1) 年度別投融資等金額

(単位:百万円)

項目 \ 年度	9	10	11(上期)
一 般	222,459	292,362	92,274
社会資本整備促進	4,549	6,090	995
合 計	227,008	298,452	93,269

(2) 年度別投融資等残高

(単位:百万円)

項目 \ 年度	9	10	11(11/9末)
一 般	1,469,430	1,611,066	1,527,521
社会資本整備促進	48,017	50,346	47,737
合 計	1,517,447	1,661,413	1,575,259

(3) 連続貸借対照表

(単位:百万円)

項目 \ 年度	9	10	11(11/9末)
<資産の部>			
貸付金	1,503,648	1,647,615	1,540,716
出資金	13,798	13,798	45,774
有価証券	27,598	22,776	—
現金預け金	69	146	16,683
未収収益	8,225	8,991	9,101
雑勘定	129	467	403
業務用固定資産	7,052	7,396	7,546
債券発行差金	1,201	1,179	1,041
債券発行費	3,912	3,355	2,951
保証債務見返	—	40	36
合 計	1,565,635	1,705,767	1,624,255
<負債及び資本の部>			
借入金	657,871	760,289	762,715
債券	795,804	782,314	743,514
寄託金	5,501	5,152	4,970
貸付受入金	8,960	1,480	—
未払費用	17,318	16,253	15,251
雑勘定	691	1,611	1,859
貸倒引当金	4,428	4,564	4,622
保証債務	—	40	36
(負債合計)	(1,490,574)	(1,571,706)	(1,532,968)
資本金	75,061	134,061	166,261
当期損失金	—	—	△ 74,973
(資本合計)	(75,061)	(134,061)	(91,287)
合 計	1,565,635	1,705,767	1,624,255

(4) 連続損益計算書

(単位: 百万円)

項目	年度	9	10	11(上期)
<利 益>				
経常収益		75,616	75,701	28,867
貸付金利息		64,492	54,047	23,909
受取配当金		202	221	186
保証料		—	—	0
一般会計より受入		5,285	16,533	—
電源開発促進対策特別会計より受入		281	266	145
石炭並びに石油及びエネルギー需給構造 高度化対策特別会計より受入		34	39	21
有価証券益		82	57	4
雑収入		960	107	33
貸倒引当金戻入		4,276	4,428	4,564
特別利益		236	—	—
固定資産売却益		236	—	—
当年度損失金		—	—	74,973
合 計		75,852	75,701	103,840
<損 失>				
経常費用		75,823	75,699	103,811
借入金利息		25,183	23,424	11,375
債券利息		39,483	37,604	17,791
寄託金利息		156	141	67
事務費		5,263	5,134	2,687
貸付金償却		71	290	65,011
固定資産減価償却費		185	218	117
債券発行差金償却		318	295	138
債券発行費償却		717	824	403
拠出金繰延勘定償却		15	—	—
貸倒引当金繰入		4,428	4,564	4,622
雑損		—	3,201	1,587
特別損失		28	1	29
固定資産除却損		28	1	29
合 計		75,852	75,701	103,840

(注)11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

参考5 「苫小牧東部開発」「むつ小川原開発」プロジェクトについて

当行は、「苫小牧東部開発」「むつ小川原開発」両プロジェクトに関して、関連する閣議決定等(下記参考を参照)に基づき、各プロジェクトに係る産業用地の取得・造成及び分譲等を行う事業主体への貸付債権等について償却を行うとともに、各プロジェクトを継続して推進するために設立された新会社(株式会社苫東、新むつ小川原株式会社)に対して政府(産業投資特別会計)から当行への出資を受けただけで新規出資を行ってまいります。

具体的には、苫小牧東部開発株式会社に対する貸付金について、旧北海道東北開発公庫が平成11年度に出資金とともに償却(貸付金償却647億円、出資金償却15億円)を行ってまいります。また、むつ小川原開発株式会社に対する貸付金については、第2期に出資金とともに償却(貸付金償却662億円、出資金償却20億円)を当行にて行っております。

一方、上記処理の結果、平成11年7月に設立された株式会社苫東に対して、当行は新規出資分及び苫小牧東部開発株式会社からの代物弁済による株式取得分を合わせて、第3期末現在322億円の出資金を有しております。また、平成12年8月に設立された新むつ小川原株式会社に対して、当行は、新規出資分及びむつ小川原開発株式会社からの代物弁済による株式取得分を合わせて、第3期末現在446億円の出資金を有しております。

新会社2社の事業スキームは、以下の通りとされております。

- ①借入金に依存しない形での業務運営(土地の一体的確保、造成、分譲)を行う。
- ②分譲収入等を原資として、資金繰りを勘案しつつ可能な範囲で、株主に対して有償減資等により還元を行う。
- ③経営方針等に関して評価・助言を行う機関として、外部有識者等による諮問機関を設置する。また、関係者が各々の役割に応じた支援を行う。

当行としては、新会社において上記事業スキームに則ったかたちでの業務運営が行われるように、引き続きその動向を注視して参ります。

(参考)関連閣議決定等

「特殊法人等の整理合理化について」

—平成9年9月24日閣議決定[抜粋]—

北海道東北開発公庫に係る「むつ小川原開発」及び「苫小牧東部開発」の両プロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。

「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて

—平成10年12月25日閣議了解—

1. 北海道東北開発公庫に係る「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において、「新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。」とされたところである。
2. これに基づき、政府としては、我が国に残された貴重な未利用広大地である苫小牧東部地域の開発を推進するため、苫小牧東部開発株式会社を清算し、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの抜本的処

理策を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。

- ①新会社については、北海道、民間各々と均等に出資を行うとの考え方を基本とする
とともに、北海道、民間各々の諸事情を勘案し、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、北海道東北開発公庫が出資を行う。
- ②苫小牧東部開発株式会社に対する北海道東北開発公庫の債権の取扱いについては、債権者平等の原則に基づき償却を行い、新銀行の設立に際し、その損失の処理を行う。
3. また、「むつ小川原開発」プロジェクトについては、上記1. の閣議決定により、現在関係者間で行われている協議における結論を踏まえて、適切な対応を行うこととする。

「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて

—平成11年9月28日閣議了解—

1. 「むつ小川原開発」プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年9月24日閣議決定）及び「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて」（平成10年12月25日閣議了解）に基づき、対処することとされたところである。
2. 上記を踏まえ、我が国に残された貴重な未利用地であるむつ小川原地域の重要性にかんがみ、現在、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの案につき、関係者間において協議が行われているところである。
3. 政府としては、関係者の協力を得て、協議の具体的な結論を政府予算案決定までに得られるよう努めるものとする。

「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて

—平成11年12月24日閣議了解—

1. 「むつ小川原開発」プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年9月24日閣議決定）及び「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて」（平成10年12月25日閣議了解）に基づき、対処することとされ、また「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて」（平成11年9月28日閣議了解）において、「関係者の協力を得て、協議の具体的な結論を政府予算案決定までに得られるよう努めるものとする。」とされたところである。
2. これに基づき、これまでの関係者における協議を踏まえ、政府としては、我が国に残された貴重な未利用地であるむつ小川原地域の重要性にかんがみ、むつ小川原開発株式会社を清算し、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの抜本的処理策を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。
 - ①新会社については、むつ小川原開発株式会社への出資割合に基づき青森県、民間と出資を行うとの考え方を基本とするとともに、青森県、民間各々の諸事情を勘案し、社団法人経済団体連合会等の協力のもと、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、日本政策投資銀行が出資を行う。
 - ②むつ小川原開発株式会社に対する日本政策投資銀行の債権の取扱いについては、債権者平等の原則に基づき償却を行う。

資料編

2002

DEVELOPMENT BANK OF JAPAN

第1条（目的）

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

第4条（資本金）

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第8条（役員）

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第19条（役員の給与及び退職手当の支給の基準）

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第20条（業務の範囲）

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであってはならない。
- イ 設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業（住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。）に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金
- ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金（経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。）又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
- ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金（イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。）

二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第21条 (業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

第22条 (中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。

3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第23条 (投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第24条 (運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を

主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

- 4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。
- 5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、四年とする。

第28条（予算）

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第41条（利益金の処分及び国庫納付金）

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
- 4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第42条（資金の借入れ等）

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金を行うことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金を行うことができる。
- 5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れを行うことができる。

第43条（日本政策投資銀行債券の発行）

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券（第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。）を発行することができる。

◆ 参 考 （役員の給与及び退職手当の支給に関する基準）

1. 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

3. 役員給与

- (1) 報酬
報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。
- (2) 特別調整手当
特別調整手当は報酬に100分の12を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。
- (3) 特別手当
特別手当は、4月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に、1月から3月までの分を3月に支給する。
- (4) 通勤手当
通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4. 役員退職手当

退職手当は、当該役員の退職の日における報酬月額の100分の28に相当する額に在職月数を乗じて得た額とする。

5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6. その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別途定める。

付則

この基準は、平成14年4月1日から実施する。

（参考）役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額（単位：千円）

総裁	1,346
副総裁	1,228
理事	1,034
監事	852

2. 特別手当の支給率

支給率 3.55ヶ月／年

特別手当＝〔（報酬月額＋特別調整手当）＋（報酬月額×0.25）＋{（報酬月額＋特別調整手当）×0.2}〕×支給率

平成14年3月29日

平成14年度から平成16年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

I. 日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方

1. 我が国の経済社会は、グローバルな競争の下で経済活性化に向けた再構築を求められており、政策金融は常にその時々に変化する時代のニーズを的確に捉え、機動的に対応することが必要とされている。こうした中、日本政策投資銀行は、新産業の育成、事業再生等による産業の活性化、環境保全、雇用機会の創出等を図り、日本経済の構造改革、循環型経済社会の構築、安定的な社会基盤の形成等を推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。
2. こうした業務運営に当たっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

II. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、前節において示した業務運営の基本的な考え方に則り、以下の3つの視点に立脚し、長期資金の供給等を行うこととする。

また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく新しい金融手法の開発、プロジェクト形成等を通じたノウハウの更なる蓄積に努め、これらを有効活用して事業の円滑な推進に寄与するとともに、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信を行う等、「ナレッジバンク」機能を適切に発揮していくこととする。

1. 経済活力創造

経済構造改革、知的基盤の整備の推進等のため、産業の空洞化を防ぎ、未来産業の創造に向けて、特に事業再構築・再生支援等の円滑な促進、新技術開発、新規事業の育成等を図ることとする。

2. 豊かな生活創造

環境対策、エネルギー・セキュリティ対策、防災対策、福祉・高齢化対策、交通・物流・情報通信ネットワーク整備の推進等のため、リサイクルの促進、バリアフリー化、安全で暮らしやすい社会の実現、人・物・情報の円滑な交流等を図ることとする。

3. 自立型地域創造

地域の社会基盤整備、活力創造、連携と自立支援等のため、各地域の特性と個性を踏まえ、都市再生、社会資本整備、雇用機会の創出、地域産業の活性化等を図ることとする。その際、地方の公共セクター、地域金融機関等との連携を深めながら、PFI等の手法を重点的に活用する。

なお、金融・資本市場が十分に機能しない場合あるいは災害の発生等、内外経済社会の緊急時の政策的要請に対しては、適切かつ機動的に対応する。

III. 業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

1. 民業補完の徹底

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化していくこととする。このため、不断の事業見直しを行い、金融経済情勢を踏まえつつ、融資規模及び貸付債権残高の圧縮を図る。また、保証機能を積極的に活用する。金利体系については、市場金利との調和に一層配慮したものに見直すこととする。なお、民間金融の補完・奨励という位置づけを徹底する観点から、融資比率の引下げに努めることとする。

2. 業務の合理化・運営の効率化

特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の一層の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行う際には、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

3. 財務の健全性の保持

業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の下、財投機関債の発行による資金調達の多様化への対応、事業者の信用状況に応じた適切な債権管理を含め、リスクの一層厳格な管理及びALM体制の充実を図り、財務の健全性の確保に十分努めることとする。

4. ディスクロージャーの充実

財務内容の透明性の一層の向上のため、資産自己査定及び外部監査の充実に努め、迅速な開示を行うこと等により、ディスクロージャーの一層の充実に取り組むこととする。

また、情報公開法に適切に対応するための体制の整備を行うこととする。

5. 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

政策金融評価については、全投融資案件について個別案件評価を実施するとともに、投融資制度の有効性の評価、大規模プロジェクト等の詳細評価、これらを踏まえた総括評価を行い、その結果を事業見直しへ反映させることとする。なお、政策評価の手法については、より実証的な手法の採用に努めることとする。

6. 地域整備関連分野等に対する適切な支援の継続

日本政策投資銀行設立時(平成11年10月)に引き継いだ業務については、引き続き適切な運営を行うこととする。

総 括

平成11～13年度の同行の業務については、中期政策方針に則り実施され、特に、現下の厳しい経済環境下において、日本経済の活性化に向けた重要かつ意欲的な取り組みが行われているものと認められる。

また、ディスクロージャーへの取り組み、政策金融評価の実施などアカウンタビリティ確保のための努力は高く評価できる。

引き続き、財務の健全性保持等業務運営上の規律を遵守しつつ、対象分野の不断の見直しと政策効果の的確な把握に努めることによって業務の重点化・効率化を図り、同行の本旨である我が国経済社会政策への金融上の寄与を果たしていくことが肝要である。

中期政策方針記載事項に則した検討結果は、以下のとおり。

<日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項>

同行は、政策金融機関として、政策的な意義は高いものの、事業リスク、期間リスク等が高く、民間金融機関のみでは資金供給が基本的に困難な事業に対して、投融資を行っている。

中期政策方針においては、自立型地域創造、豊かな生活創造、経済活力創造の3分野に主眼を置くことが規定されている。

上記に基づく代表的投融資分野としては、以下が挙げられる。

- ◆ プロジェクトファイナンス、PFI手法の活用による社会資本整備
- ◆ 市街地再開発、街づくり等による都市再生や地域活性化
- ◆ 自然エネルギー開発、リサイクル促進等の環境対策
- ◆ バリアフリー化、モーダルシフト等に対応した交通・物流ネットワーク整備
- ◆ 光ファイバーやCATV網の整備等情報通信ネットワーク整備
- ◆ DIPファイナンス、企業再建ファンド等の事業再生
- ◆ 新技術開発、ベンチャー企業育成 等

また、同中期政策方針においては、平成13年3月31日までを限り貸し渋り対策を推進すること、さらに阪神・淡路大震災の復旧・復興の推進に配慮することが、規定されている。

○自立型地域創造分野

地域中核施設の整備、都市再生プロジェクトなどを推進するためには、長期安定的な資金を必要とすることから、引き続き同行の支援を要する分野であると認められる。取り組みに当たっては、地域の個性と特性を踏まえて対象事業の選別を図っていくことが必要である。また、高齢化社会の到来を迎え、バリアフリー化に配慮した社会資本整備を進めることが期待される。

具体的なプロジェクト推進に当たっては、財政制約の下、従来型の第3セクター手法に代わるものとして、プロジェクトファイナンス、PFIなどの活用に努めることが必要である。

○豊かな生活創造分野

今後の持続的成長を図る上で環境問題は特に重要であり、循環型社会システムの構築、地球環境問題などにおける先導的な取り組みが期待される。こうした分野への取り組みに当たっては、重点的に取り組むべき分野のプライオリティを明確にすることが必要である。

交通・物流ネットワーク整備においても、このような環境問題あるいはバリアフリー化等への対応に配慮することが必要である。

また、情報通信など技術革新の著しい分野に関しては、的確な見通しをもった対応が重要であり、機動的なプログラムの見直しが必要である。

○経済活力創造分野

新たな活力の源泉となる新産業の育成、新技術開発の促進など、政策金融による支援が期待される分野・事業が存在するが、ベンチャー企業の支援においては事業発展段階に応じた適切な与信手段を選択することが重要である。

当面する課題として、DIPファイナンス及び企業再建ファンド等事業再生分野で積極的かつ柔軟な対応を行い、民間金融機関の取り組みを誘導する役割が期待される。その際、過剰供給力の温存とならぬよう、対象企業の選別には厳格に対応すべきである。

○貸し渋り対策等

貸し渋り対策、阪神・淡路大震災対策については、機動的対応により所期の目的を達成したものと認められる。

○その他日本政策投資銀行に期待される取り組み

投融資機能に付随するナレッジ機能の発揮も重要であり、同行の公的、中立的立場を活かし、リスクの高い分野での事業化の推進、地域や産業の課題解決に向けた情報発信、ネットワーク機能の発揮などの取り組みが期待される。

また、個々の企業の環境対策向上に向けた取り組みの支援、同行自身における環境マネージメントシステムの構築などへの一層の注力が期待される。

<業務に関する重要事項>

○民間金融の補完・奨励

民間金融の補完・奨励に関しては、政策金融評価システムの導入により、個別案件のチェックが行われている。また、平成13年度より期間別、リスクに応じた金利設定も進められており、市場金利との調和に向けた取り組みが図られている。

○業務の重点化・合理化等

投融資規模は、平成13年度計画では過去のピークの半分程度に縮小されており、政策緊要度に応じた対応となっている。

今後は、民業補完の一層の徹底の観点から、対象分野の不断の見直しに加え、債務保証機能の活用、貸付債権の流動化に向けた具体的取り組みが必要である。

○財務の健全性の保持

信用リスク管理に関しては、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した資産自己査定を実施しており、財務内容は概ね健全な水準を確保している。

今後とも、民業補完を図りつつ、政策的に必要な高リスク事業への対応を行う上で、引き続き適切なリスク管理に努めていくことが必要である。

○ディスクロージャーの充実

平成13年3月期決算では、外部監査法人の監査を受けて他の政府系金融機関に先駆けて民間基準での財務諸表を作成、公表するなど、新たな取り組みが進められている。

○業務の円滑な引継ぎ等

地域プロジェクトの支援、環境事業団等融資業務の継承等、円滑な引継ぎが行われたものと認められる。

運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	議題	主な説明内容(制度・事例など)
		①総括事項	
		②政策投融资制度の概要	
第1回	平成11年12月15日	①日本政策投資銀行概要 ①運営評議員会の今後の進め方 ①政策金融評価の考え方	略
第2回	平成12年2月10日	①平成12年度投融资計画 ②経済活力創造への取り組み	略 事業再構築支援 新技術開発 規制緩和分野投資促進 事業革新事業 独立系発電事業
第3回	平成12年4月28日	①最近の状況 ②豊かな生活創造を支える環境調和型エネルギー政策	平成12年度設備投資計画調査 北海道有珠山噴火被災対策 環境対策 エネルギーセキュリティ対策 規制緩和分野投資促進 わが国エネルギー政策の課題 使用済み核燃料再処理施設整備事業 風力発電事業
第4回	平成12年7月3日	①平成11年度決算概況 ②自立型地域創造と豊かな生活創造に向けた都市開発の取り組み	略 本行重点3分野と都市開発業務の関係 政策課題と投融资業務の変遷 横浜みなとみらい21地区開発 西鹿児島駅東口再開発 阪神・淡路大震災復旧・復興 都市開発事業と当行の役割 今後の都市開発の課題と新しい金融手法
第5回	平成12年9月12日	①平成13年度予算概算要求 ②情報通信分野における日本政策投資銀行の取り組み	略 情報通信関連投融资の実績 政策推移と業界動向 多様な通信・放送メディアの誕生と発展 情報通信ネットワークの概要と当行の対応 ケーブルテレビ発展の歴史、事業の現況
第6回	平成13年2月15日	①平成13年度投融资計画 ②自立型地域創造に向けた日本政策投資銀行の取り組み	略 地域政策の課題と政策銀行の取り組み 今後の地域課題とプロジェクトの役割・効果 石川県七尾市の例 岩手県盛岡市の例 地域企画業務
第7回	平成13年4月19日	②わが国におけるベンチャービジネスの現状と当行の対応について	日本におけるベンチャー企業の現状 当行の融資制度と実績 新規事業投資(株)を通じた出資 インキュベーションファンドの創設 産学連携への取り組み
第8回	平成13年7月2日	①平成12年度決算概況 ②「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取り組み	略 政府の物流政策 政策課題への当行の取り組み 物流ネットワーク整備の事例～サプライチェーンマネジメント～ モーダルシフトの概要
第9回	平成13年9月3日	①平成14年度概算要求 ①政策金融評価 ①中期政策方針に記載された事項にかかる業務の実施状況 ②金融環境対応融資(貸し渋り対策融資)について	略 平成12年度より試行を開始した政策金融評価の実施状況 現在のわが国の経済社会政策の方向性と当行が取り組むべき業務に関する整理 業務運営にかかる重要事項の実施状況 同左
第10回	平成13年12月3日	①平成13年度補正予算 ①報告書案の審議 ②政策銀行の社会環境問題への取り組み	略 略 環境問題をめぐる世界・日本の動き 環境と金融をめぐる動き 当行の取り組み状況
第11回	平成14年4月15日	①第2期中期政策方針について ①今後の運営評議員会の進め方について ②国内製造業のあり方に関するナレッジ活動について	略 略 わが国製造業の現状と課題 空洞化対策とわが国の国際競争力回復戦略

1. 政策金融評価の実施

(1) 評価の目的

わが国の政府・自治体では、海外先進事例を参考にしつつ、政策評価への取り組みが始まっています。その目的は、①公的機関として国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと、②Plan（企画立案）－Do（実施）－See（評価）からなるマネジメント・サイクルを構築し、評価結果を企画立案へとフィードバックさせて業務改善を図ることにあります。

(2) 評価の枠組み

- ・平成11年10月に発足した当行の業務運営には、以上の考え方を先駆的に取り入れた制度的枠組みが導入されています。主務大臣が作成する3年間の中期政策方針と、当行が作成する毎事業年度の投融資指針がPlanに相当し、当行はこれらに従い投融資業務を実施（Do）します。そして、中期政策方針にかかる業務の実施状況は、行外の有識者からなる運営評議員会の手で検討され、その結果が主務大臣に報告されるとともに広く公表されるという枠組み（Seeにおける外部評価）が法定されています。
- ・政策金融評価は、当行の投融資業務について自身で評価（Seeにおける内部評価）を行い、内部学習を通じた業務改善に努めるとともに、運営評議員会での報告・審議を通じ、政策金融評価のあり方のチェックと運営評議員会における検討への反映を行うものです。

(3) 評価方法

①個別案件評価

- ・個々の投融資案件を評価する際には、政策金融の成果の確認を重視しています。
- ・具体的には、IFCなどの国際金融機関の評価を参考に、対象事業の政策性（投融資の対象事業がもたらす有効性・成果）、投融資の役割（対象事業の実施に際し、当行の投融資が果たした役割）の確認を行うこととしています。

②プログラム評価

- ・個別案件評価から得られた情報などに基づき、投融資制度（プログラム）の評価を行います。
- ・プログラム評価においては、国の政策評価との連携も視野に入れつつ、評価結果の政策へのフィードバックを通じたプログラムの改善を重視しています。

(4) 今次報告における評価対象

①個別案件評価

平成12年度の全投融資案件1,052件について、投融資時の評価（事前評価）を実施しました。

②プログラム評価

当行のプログラム全般について評価を行い、平成14年度予算要求に反映させました。

2. 個別案件事前評価の集計結果

(1) 評価対象と雇用・経済面での効果

- ・対象案件数（平成12年度投融資案件）：1,052件
- ・投融資額（平成12年度）1兆2千億円、（総額）4兆3千億円^{（注1）}
- ・上記投融資により、その推進を支援したプロジェクトの事業費
対象事業費（平成12年度）3兆6千億円、（総額）11兆8千億円^{（注1）}

（注1）対象事業には、工事が複数年度にまたがるものも多いため、平成12年度分と総額を表示しました。なお、次に掲げる雇用・売上増や（2）の各数値は、総額ベースでの効果です。

- ・対象事業の実施による雇用の創出と経済活動の拡大

雇用機会確保 4万8千人 (参考)対象事業者の従業員数 31万人^(注2)

年間売上増 2兆2千億円 (参考)対象事業者の売上高 24兆円^(注2)

(注2)対象事業実施後の数字です。また、原則として、対象事業の実施された事業所単位で把握しています。

(2) 対象事業の政策性(例示)

① 自立型地域創造

- ・地域の街づくり(地区面積60ha、延床面積280万m²増)を支援し、土地の高度利用(容積率80%→570%)、良好な都市環境の整備(公共施設等20万m²を創出)などを推進しました。

② 豊かな生活創造

- ・建築物のバリアフリー化(対象延床面積40万m²)を支援しました。
- ・国民の生活基盤となる鉄軌道事業の安全防災対策、輸送力増強(対象事業者の輸送客数80億人/年、連続立体交差化の工事進捗率51%→57%)などを支援しました。

③ 経済活力創造

- ・生産拠点の集約化、新生産方式の導入などの事業再構築(19社、雇用機会確保6千人)を支援しました。
- ・金融機関破綻、貸し渋りの影響を受けた企業に資金供給(111社、1,445億円)を行い、事業の円滑な推進、周辺地域の経済の健全な回復(雇用機会確保1万7千人)などを支援しました。
- ・外国・外資系企業の対内直接投資(16社、投資総額690億円)を支援し、わが国における新たな経営・技術体系の創造、消費者利益の増大、雇用創出(7千人)などを推進しました。
- ・IT、医療機器などベンチャー企業等(44社、総事業費190億円)を支援し、わが国の経済構造改革を推進しました。

(3) 投融資の役割

- ・当行の投融資が、いかなる形で民間金融を補完しプロジェクトを促進しているかを類型化し、把握を試みました(以下の%表示は1,052件に占める件数ベースの構成比。複数回答可)。
- ・全体的には、投資回収に長期を要する事業への長期固定金利融資による期間補完(67%)、低利融資による事業の低採算性の補完(41%)、工期が長期にわたる事業などへの安定的な資金供給(36%)の割合が高くなりました。
- ・企業の信用力の補完(14%)や、民間が負担しきれない事業リスクの補完(11%)など、当行の審査能力に重きを置いた補完機能も重視されています。
- ・また、緊急時対応は、貸し渋り対策を中心に14%を占めました。
- ・一方、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権担保などの先進的金融手法の活用(3%)、企画段階におけるノウハウ提供などの事業形成支援(3%)、情報発信(2%)など、当行のナレッジ活用が特に求められる機能については、より一層の取り組みが求められるところです。

3. プログラム評価

(1) プログラム評価の視点

- ・プログラム評価においては、①プログラムの有効性(当初想定された政策目的に基づき、プログラムが有効に機能しているか)、②公的関与の必要性(引き続き政策金融による支援が必要か)、③政策目的の妥当性(プログラムの前提となる政策目的が引き続き存在するか)の視点から評価を行い、Plan(企画立案)にフィードバックすべき事項を明らかにしています。

(2) プログラム評価結果(例示)

プログラム評価(抄)	14年度予算 要求への反映
〈地域街づくり〉喫緊の課題である都市再生に貢献するものであるが、民間宅地開発事業、住工調和型工場リニューアル事業のように、有効性が低下したり所期の目的を達成したものは、廃止を検討。	両事業を廃止
〈情報通信ネットワーク〉世界最先端のIT社会への転換は重要な政策課題であり、情報処理信頼性向上等整備促進事業(コンピュータシステムの安全対策事業、電子機器・部品の信頼性向上など)については、情報セキュリティ確保重視の観点から、対象を絞り込むなど重点化が適当。	左記を踏まえ、プログラムの見直しを要求
〈規制緩和・事業革新等〉経済構造改革は政府の最優先課題であり、事業再生融資(いわゆるDIPファイナンス)について、より一層適切な融資方策の確立が必要。	DIP融資の対象資金の範囲拡充を要求

4. 運営評議員からの意見と今後の取り組み

(1) 当報告に対する運営評議員意見

- ・政策金融機関として、政策評価への先駆的な取り組みは評価に値する。
- ・これまでの個々の取り組みの中から得られた反省、あるいは今後の方向を示唆する事実をより明瞭に示し、厳しい視点での評価に留意すべき。
- ・政策効果の把握が、アウトプット(投融資対象事業による財・サービスの産出量)に留まるものが多く、アウトカム(投融資対象事業が国民にもたらす成果)の視点からの評価の充実が必要。機関の役割・政策目的を踏まえた評価指標の検討が望まれる。

(2) 意見を踏まえた今後の取り組み

- ・個別案件評価は、事前評価の段階にあります。今後、対象事業稼働後に事後評価を行い、期待された成果が実現されたか、不十分な場合はどこに問題があるかを検証してまいります。
- ・政策評価には、「これで完成」という最終型はありません。評価結果を公表し、外部の意見を伺いながら、試行錯誤を重ねつつ、評価手法の絶えざる改善に努めてまいりたいと考えております。

(注)平成13年度政策金融評価報告書の全文は、インターネットにアクセスすることで閲覧可能です。

平成14年3月29日
日本政策投資銀行
総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成14年度（自平成14年4月1日至平成15年3月31日）における投融資指針を以下のとおり定める。

【第1】総則

1. 貸付け等の基本方針

本行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資（以下「貸付け等」という）は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等（出資を除く）に適用する利率等は、本行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して、次の区分に従い、本行がこれを定める。

(1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

(2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

(3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債（普通社債に限る）の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する本行の貸付け等（出資を除く）の比率については、次の通りとする。

(1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内とする。公募債の応募については、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業（社債格付けがトリプルAの上場企業）に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とする。

(2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。

なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。また、社債に係る債務の保証の場合には、限度額等について弾力的に取り扱うこととする。

5. 出資

(1) 出資の対象事業

- ① 政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には「第2 貸付け等の項目別内容」に記載する。
- ② ①の他、投融資指針に規定される貸付け等の対象事業に必要な資金の出資等を行う事業についても出資対象とする。
- ③ 政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難い等、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。
- ④ 民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。
- ⑤ 当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

(2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

投融资対象項目一覧（※:出資対象項目（括弧内は対象事業の限定があるもの））

大項目	中項目	小項目	細項目
自立型地域創造	地域社会基盤整備	地域街づくり	①市街地再開発・高度利用※（市街地再開発事業、特定街区内建築物整備等、特定民間都市基盤施設整備） ②中心市街地活性化・豊かな住環境整備※（中心市街地活性化） ③大規模遊休地等有効利用促進※（まちづくり総合支援・都市再生総合整備事業、日本鉄道建設公団特例業務用地処分活用促進）
		地域社会資本	①民間資金活用型社会資本整備※ ②民活法特定施設関連※ ③港湾機能総合整備※（港湾機能の高度化に資する中核的施設整備） ④地域交通基盤整備※（地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道整備促進） ⑤地域冷暖房※ ⑥地域ガス事業基盤整備 ⑦地域情報化※（CATV広域デジタル化事業）
	地域活力創造	地域活力創造	①地域産業集積活性化等※（大阪湾臨海地域中核的施設整備、多極分散型国土形成促進（業務施設集積地区）） ②地域振興施設整備 ③寒冷地産業活動活性化
	地域連携・地域自立支援	地域連携・地域自立支援	①地域産業振興・雇用開発 ②地域自立支援※
豊かな生活創造	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	①循環型社会形成推進※（共同リサイクルセンター） ②地球環境対策・公害防止※（新エネルギー・自然エネルギー開発） ③環境配慮型企業活動支援 ④環境負荷低減型エネルギー供給
		エネルギー・セキュリティ対策	①エネルギー安定供給 ②原子力開発
		防災対策	①都市防災対策 ②被災市街地復興整備
		福祉・高齢化対策	①福祉・高齢化対策
	交通・物流ネットワーク	交通ネットワーク	①大都市圏・基幹交通整備※（鉄軌道整備促進） ②航空輸送体制整備
		物流ネットワーク	①貿易物資安定供給 ②流通効率化※（物流近代化ターミナル） ③生活関連物資安定供給対策等
	情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	①情報通信網整備・利用高度化促進 ②高度情報化促進※（電子商取引環境整備促進、情報提供サービス、システムインテグレータ育成）
経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	①規制緩和分野投資促進 ②事業再構築支援 ③事業再生支援※
		対日アクセス促進	①対日アクセス促進
	知的基盤整備	新技術開発	①新技術開発※（船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進、放射光利用共同施設整備）
		新規事業育成	①新規事業育成※（新規事業の実施に必要な資金の出資等を行う事業）

（その他）地域活性化低利融資
社会資本整備促進融資
災害復旧融資



左から 寺澤 則忠 小村 武 松川 志

総 裁 小村 武

副総裁 松川 志

理 事 松野 信也

理 事 金子 孝文

理 事 藤原 民雄

理 事 高橋 朋敬

理 事 伊藤 博明

理 事 貝塚 啓明

監 事 安藤 隆

副総裁 寺澤 則忠

理 事 大川 澄人

理 事 一色 浩三

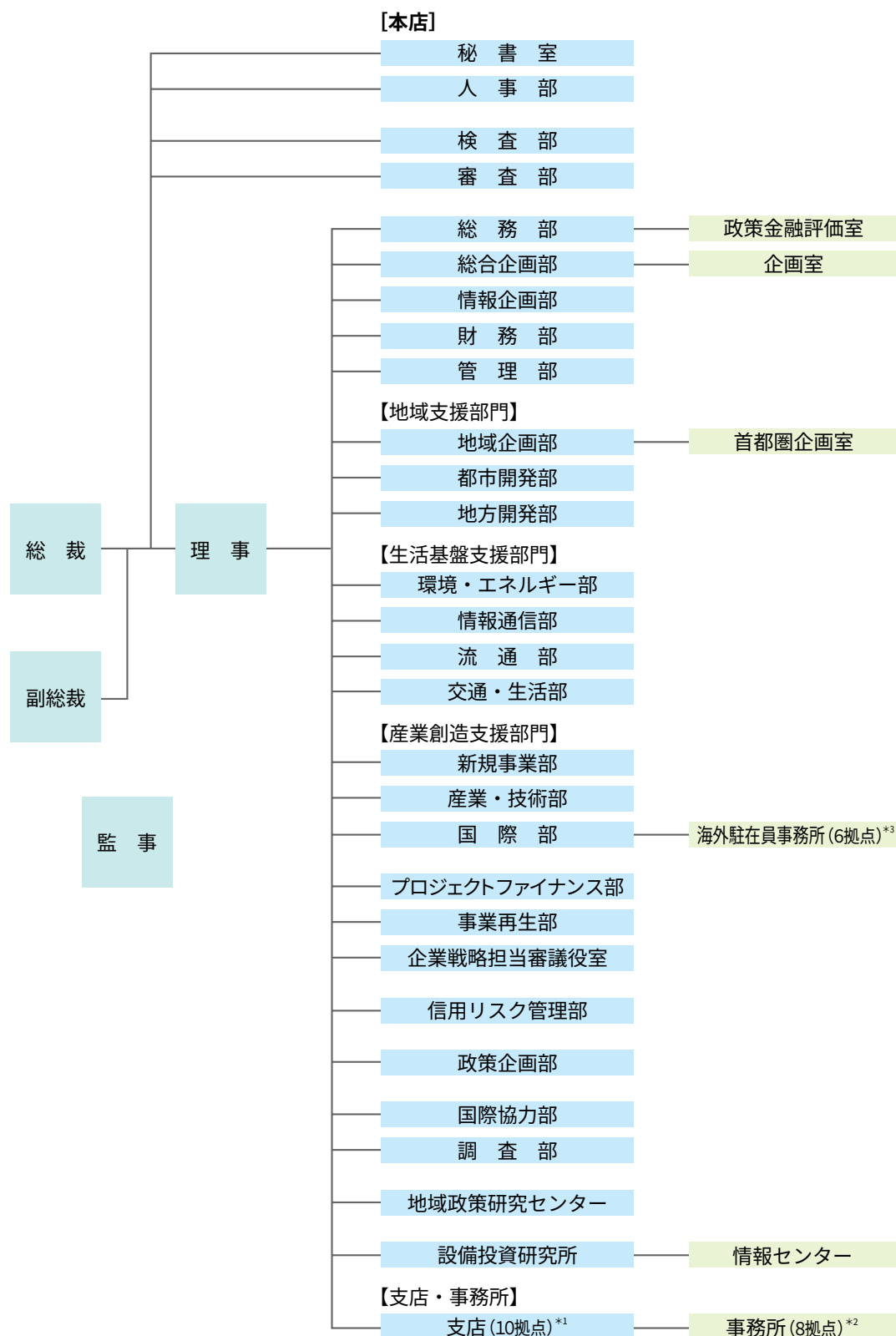
理 事 乾 文男

理 事 越智 謙二

理 事 荒木 幹夫

理 事 北村 歳治

監 事 高橋 良規



＊1 支店：北海道・東北・新潟・北陸・東海・関西・中国・四国・九州・南九州
 ＊2 事務所：函館・釧路・青森・富山・松江・岡山・松山・大分
 ＊3 海外駐在員事務所：ワシントン・ニューヨーク・ロスアンゼルス・ロンドン・フランクフルト・シンガポール

年	月	事 項
昭和26年	4月	日本開発銀行設立
昭和27年		日本開発銀行、大阪(現関西)、札幌、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年	6月	北海道開発公庫設立
昭和32年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和33年	4月	日本開発銀行、ワシントン駐在員事務所を開設
昭和35年		日本開発銀行、高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年		日本開発銀行、広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和36年	10月	日本開発銀行、外貨債券発行開始
昭和37年	4月	日本開発銀行、ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年		日本開発銀行、鹿児島(現南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年	3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(資本金規定の整備等)
昭和39年	7月	日本開発銀行、ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年	1月	北海道東北開発公庫、新潟事務所を開設(平成元年7月に支店に昇格)
昭和47年	6月	日本開発銀行法を改正 1)目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2)大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和50年	10月	日本開発銀行、フランクフルト駐在員事務所を開設
昭和60年	6月	日本開発銀行法を改正 1)研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2)研究開発資金融資機能を追加
昭和62年	9月	日本開発銀行、NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
昭和62年	9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(無利子貸付規定の整備等)
平成元年		日本開発銀行、大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設
平成元年	10月	北海道東北開発公庫、函館、青森の各事務所を開設
平成 3年	4月	日本開発銀行法を改正 1)譲渡方式事業の対象拡大 2)ユーロ円債の発行 3)NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設
平成 3年	4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(社会資本整備促進低利融資規定の整備等)
平成 3年	10月	日本開発銀行、ロスアンジェルス駐在員事務所を開設
平成 4年	12月	日本開発銀行法を改正(政府の追加出資についての規定の整備)
平成 7年	2月	日本開発銀行、震災復旧融資開始
平成 8年	8月	北海道東北開発公庫、代理貸付制度導入
平成 9年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成 9年	12月	日本開発銀行・北海道東北開発公庫、金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成10年	12月	日本開発銀行法を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)設備の取得と関連のない長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加 3)公募債取得機能の追加等
平成10年	12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正(金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置) 1)事業の実施に伴い必要な長期運転資金を対象資金に追加 2)社債償還資金を対象に追加等
平成11年	6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年	10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ 旧日本開発銀行札幌支店と旧北海道東北開発公庫北海道支店の統合により北海道支店開設 旧日本開発銀行鹿児島事務所が南九州支店に昇格 釧路事務所を開設 シンガポール駐在員事務所を開設
平成13年	9月	財投機関債発行開始

資本金の推移

(単位：百万円)

年月日	資本金		摘要
	増減額	残高	
平成11年10月1日～平成12年3月31日	110,900	976,286	政府による増資
平成12年 4月1日～平成13年3月31日	63,100	1,039,386	政府による増資
平成13年 4月1日～平成14年3月31日	82,900	1,122,286	政府による増資

(参考)

旧日本開発銀行の資本金の推移

(単位：百万円)

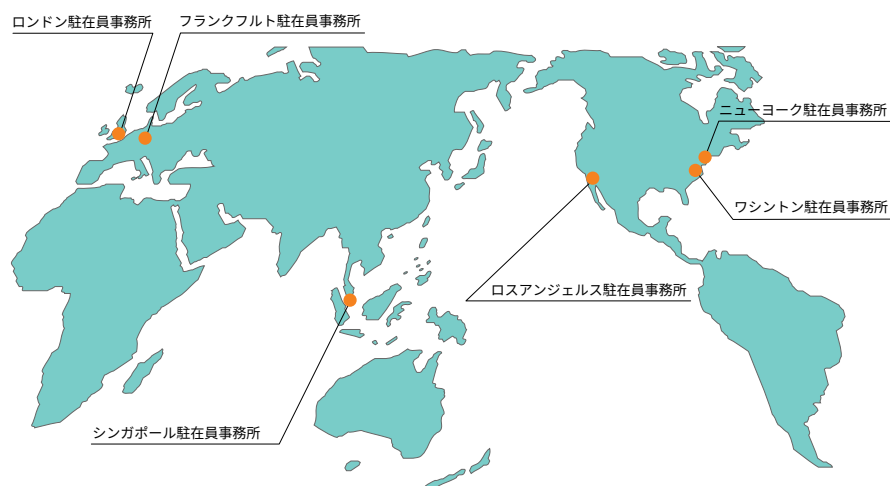
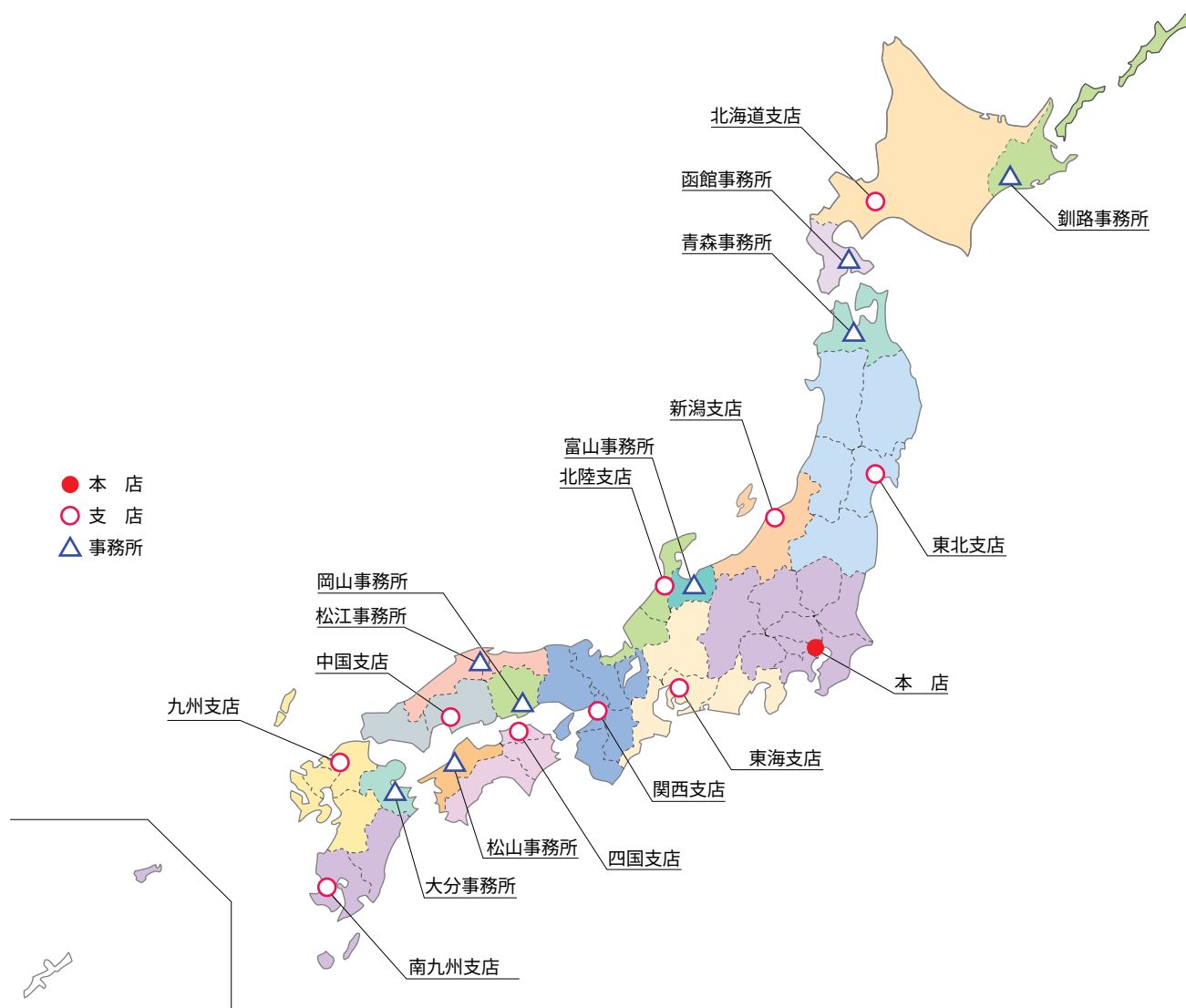
年月日	資本金		摘要
	増減額	残高	
平成 8年 4月1日～平成 9年3月31日	9,000	332,275	政府による増資
平成 9年 4月1日～平成10年3月31日	9,500	341,775	政府による増資
平成10年 4月1日～平成11年3月31日	347,850	689,625	政府による増資
平成11年 4月1日～平成11年9月30日	9,500	699,125	政府による増資

旧北海道東北開発公庫の資本金の推移

(単位：百万円)

年月日	資本金		摘要
	増減額	残高	
平成 8年 4月1日～平成 9年3月31日	4,000	71,061	政府による増資
平成 9年 4月1日～平成10年3月31日	4,000	75,061	政府による増資
平成10年 4月1日～平成11年3月31日	59,000	134,061	政府による増資
平成11年 4月1日～平成11年9月30日	32,200	166,261	政府による増資

本支店・事務所等 所在地



本店 東京

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番1号
☎ 03-3244-1900(総務部)



北海道支店 札幌

〒060-0003

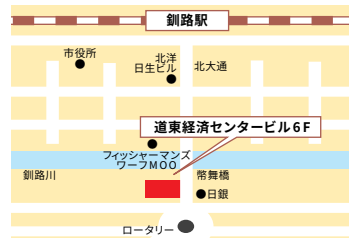
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
(日本生命札幌ビル)
☎ 011-241-4111(代表)



釧路事務所 釧路

〒085-0847

釧路市大町1丁目1番1号
(道東経済センタービル)
☎ 0154-42-3789(代表)



函館事務所 函館

〒040-0063

函館市若松町14番10号
(函館ツインタワー)
☎ 0138-26-4511(代表)



東北支店 仙台

〒980-0811

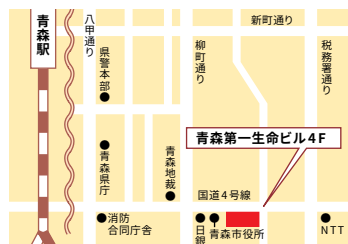
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号
(仙台長和ビル)
☎ 022-227-8181(代表)



青森事務所 青森

〒030-0822

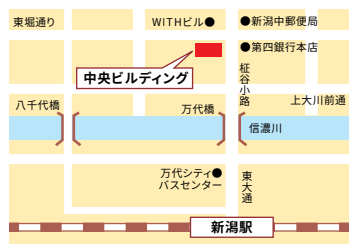
青森市中央1丁目22番8号
(青森第一生命ビル)
☎ 017-773-0911(代表)



新潟支店 新潟

〒951-8066

新潟市東堀前通六番町1058番1号
(中央ビルディング)
☎ 025-229-0711(代表)



北陸支店 金沢

〒920-0937

金沢市丸の内4番12号
(金沢中央ビル)
☎ 076-221-3211(代表)



富山事務所 富山

〒930-0005

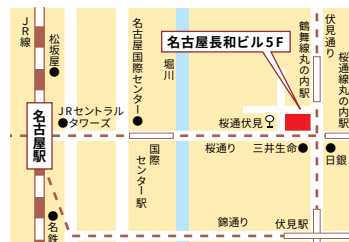
富山市新桜町6番24号
(東京生命・日本興亜富山ビル)
☎ 076-442-4711(代表)



東海支店 名古屋

〒460-0002

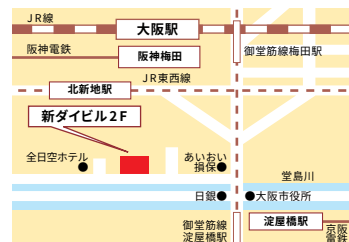
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
(名古屋長和ビル)
☎ 052-231-7561(代表)



関西支店 大阪

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1丁目2番6号
(新ダイビル)
☎ 06-6345-6531(代表)



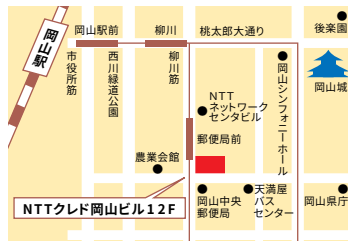
中国支店 広島

〒730-0036
広島市中区袋町5番25号
(広島袋町ビルディング)
☎ 082-247-4311(代表)



岡山事務所 岡山

〒700-0821
岡山市中山下1丁目8番45号
(NTTクレド岡山ビル)
☎ 086-227-4311(代表)



松江事務所 松江

〒690-0887
松江市殿町111番地
(松江センチュリービル)
☎ 0852-31-3211(代表)



四国支店 高松

〒760-0050
高松市亀井町5番地の1
(百十四ビル)
☎ 087-861-6677(代表)



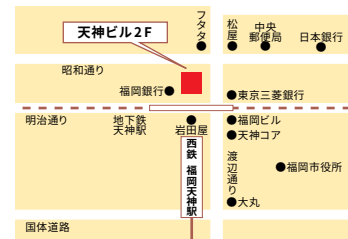
松山事務所 松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(協栄生命松山ビル)
☎ 089-921-8211(代表)



九州支店 福岡

〒810-0001
福岡市中央区天神2丁目12番1号
(天神ビル)
☎ 092-741-7734(代表)



大分事務所 大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(明治生命大分恒和ビル)
☎ 097-535-1411(代表)



南九州支店 鹿児島

〒892-0842
鹿児島市東千石町1番38号
(鹿児島商工会議所ビル)
☎ 099-226-2666(代表)



海外

●ワシントン駐在員事務所
1101-17th Street, N.W., Suite 1001,
Washington, D.C. 20036, U.S.A.
☎ 1-202-331-8696

●ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas, Suite
830, New York, NY 10020, U.S.A.
☎ 1-212-221-0708

●ロスアンジェルス駐在員事務所
601 South Figueroa Street, Suite 2190,
Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.
☎ 1-213-362-2980

●ロンドン駐在員事務所
Level 12, City Tower, 40 Basinghall
Street, London, EC2V 5DE,
United Kingdom
☎ 44-20-7638-6210

●フランクフルト駐在員事務所
Frankfurter Buero Center, Mainzer
Landstrasse 46, 60325 Frankfurt am
Main, Federal Republic of Germany
☎ 49-69-7191760

●シンガポール駐在員事務所
36 Robinson Road, #07-04 City House,
Singapore 068877
☎ 65-62211779

相談センター

●東北
秋田市 018-866-7676
盛岡市 019-624-5880
山形市 023-622-4666

●関東・甲信
水戸市 029-300-4601
長野市 026-266-7021

●東海・北陸
静岡市 054-221-7255
福井市 0776-36-5459
津市 059-246-8181

●近畿
京都市 075-257-2332
神戸市 078-302-9377

●中国・四国
鳥取市 0857-26-6666
徳島市 088-635-2222
高知市 088-871-6066

●九州
長崎市 095-823-1256
熊本市 096-319-1775
宮崎市 0985-22-1130

(各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認ください。)

相談室

旭川市 0166-26-9810 帯広市 0155-21-1236
苫小牧市 0144-33-5454 小樽市 0134-22-1177
北見市 0157-23-4111 室蘭市 0143-43-3255
八戸市 0178-43-5111 弘前市 0172-33-4111
横手市 0182-32-1170 米沢市 0238-21-5111
いわき市 0246-25-9151 郡山市 024-921-2621
会津若松市 0242-27-1212 長岡市 0258-32-4500
上越市 0255-25-1185 柏崎市 0257-22-3161
新発田市 0254-22-2757

平成14年7月

発行 日本政策投資銀行 総務部(本店)

ホームページアドレス: <http://www.dbj.go.jp/>



DBJ

日本政策投資銀行

Development Bank of Japan

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。